

政経研究

第六十二卷 第三号 2025年12月

論 説

戦争を追体験する「装置」としてのテレビドラマ
——NHK・民放の三作品のテクスト分析を中心にして——

米倉 律

資 料

ゼックケンドルフの自筆書簡と
エルンスト敬虔公のメダル

川 又 祐

研究ノート

カザフスタンの
行政区画構造と地方政府

竹 竹 高
本 橋 広
絵 広
亨 里 雅

論 説

地方行革における行政学の潮流の層化

——栃木県の行政改革大綱を事例に——

EUミクロリージョンへの
ポスト・ウェストファリア的批判的視座

柑 児 玉 博
本 玉 博
英 絵 広
雄 昭 里 雅

雑 報

政経研究 第六十二卷 索引

日本大学法学会

政経研究 第六十一巻第三・四号 目次

資料

自治体監査に関するケーススタディ
—近時の相談案件を素材として— 松嶋 隆弘

書評

Edith Kuiper, *A Herstory of Economics*,
Cambridge, UK: Polity Press, 2022, 256pages. 生垣 琴絵

論説

イギリス保守党における
「保守」党ラベル導入の經緯と背景 渡邊 容一郎

110—四年欧洲議会選挙と右派政党 山本 直
—何が統一会派を妨げるのか—

資料

サン＝シモンのキュヴィエ宛て自筆書簡
とアンファンタンのメダル 川又 祐

論説

行政学と徳倫理学
—予備的考察と応用研究の意義の検討— 鏡圭佑

国際経営における経営倫理の意義と課題
—企業文化とリーダーシップの観点から— 鈴木貴大

雑報

政経研究 第六十一巻 索引

市町村合併後の地域自治
—地域間の政策学習を中心に— 児玉博昭

戦争を追体験する「装置」としてのテレビドラマ

—NHK・民放の二作品のテクスト分析を中心に—

米 倉 律

1. 問題の所在

一九四五年八月の「終戦」から長い時間が経過し、日本社会はまもなく戦争体験者のいない「戦後」を迎えるとしている。総務省の人口推計によると、戦後生まれの人は一億九九一万人（二〇一四年十月時点）で、総人口（一億二三八〇万人）に占める割合は八八・八%となつていて⁽¹⁾。広島・長崎の原爆投下による被爆者は、多い時期（一九七〇～八〇年代）には三五万人以上を数えたが、その後は減少を続けており、二〇二五年に初めて一〇万人を割り込んだ⁽²⁾。数の減少だけでなく高齢化も進み、被爆者の平均年齢は八六歳を超えている⁽³⁾。

戦争を追体験する「装置」としてのテレビドラマ（米倉）

そうしたなか、戦争の記憶を次の世代にどう継承していくかが大きな社会的課題となつていて。戦争体験者のいない「戦後」においては、人々の戦争についての知識、認識、イメージの形成は、戦争体験者（家族・親戚、知人、語り部など）から直接（対面的）ではなく、教育（歴史教育、平和教育）やメディア（書物、映画、テレビ、新聞）などを通じて間接的・媒介的に行われることになる。そうした時代にあつて、非当事者が戦争記憶を継承することは本当に可能か、どのようにして可能か、また「被害」や「加害」「戦争責任」などを含めて多面的である戦争記憶のうちの何をどう継承すべきかなど、様々なことが議論されている。⁽⁴⁾

戦争記憶の次世代への継承は、放送業界においても近年の大きなテーマとなってきた。「継承」が特に大きくクローズアップされたのは「戦後七〇年」の節目にあたつた二〇一五年であつた。⁽⁵⁾この年の特に八月には、テレビ各局が次世代への「継承」をテーマとした特集番組を多く放送した。⁽⁶⁾それらの番組では、「戦争を目の当たりにした人々はまもなくこの日本からいなくなってしまう」「体験者の証言をまとまつた形で聞ける最後の機会だ」といつたことが強調され、戦争記憶の次世代への継承が急務であるとされた。そしてその後も、「継承」を意識したりコンセプトに掲げたりする番組が数多く放送されてきている。こうした番組群のなかで、本稿ではテレビドラマを取り上げる。もとより、七〇年以上に及ぶテレビの歴史において、戦争・終戦をテーマにしたテレビドラマは膨大な数に上る。本稿が注目するのは、現代を生きる主人公が戦時中に「タイムスリップ」するという設定のテレビドラマが近年相次いで放送されていることである。一見奇抜な設定のこれらの作品も、戦争記憶の次世代への「継承」を意図して制作されていると考えられるからである。⁽⁹⁾

言うまでもなく設定や背景はそれぞれ異なるものの、各作品はいずれも現代の平凡な日常生活を生きていた主人公

が、突然のタイムスリップによって戦時に投げ込まれ、驚き戸惑いながら、また様々な困難に直面しながら、身をもつて戦争の実相を経験していくというストーリーであるという点で共通点を有している。これらのドラマは、視聴者が主人公とともに戦争をいわば追体験するように作られている。そして、いずれも若年層に人気の俳優が主人公を演じていること、現代の若者を意識した表現上または演出上の様々な工夫がみられるなどから、特に若年層の視聴者への訴求を強く意識していると考えられる。本稿では、これらの作品で戦争がどう描かれているのか、その表象の特徴や傾向を明らかにし、現代の視聴者、とりわけ若年層への戦争記憶の継承において、これらのテレビドラマが持ち得る可能性や課題等について考える。

2. 「ポスト戦争体験の時代」における継承

メディアに媒介される戦争記憶

戦争記憶の継承は、かつては戦争を直接的に経験した世代からそれ以下の世代への継承を意味していたが、戦争体験者の高齢化と減少が進むなかで、戦後生まれの世代のなかでの継承へと移行してきている。⁽¹⁰⁾ 蘭信三らはこうした時代状況を「ポスト戦争体験の時代」と名づけ、「戦争体験をめぐる継承や想起のされ方や歴史研究／実践」が新たな段階に入っているとしている。⁽¹¹⁾ 「ポスト戦争体験の時代」における戦争記憶を考えるうえで、重要な意味を持つのが「文化的記憶」の位相である。「文化的記憶」は歴史学者のアライダ・アスマンが提唱した概念で、経験者・当事者から直接伝えられ共有される「コミュニケーション的記憶」とは異なり、各種のメディアやそれに基づく文化的実践を介して時代や世代を超えて再生産される記憶のあり方である。⁽¹²⁾

戦争を追体験する「装置」としてのテレビドラマ（米倉）

「文化的記憶」を媒介し再生産するメディアには、歴史教科書、文学作品、博物館・資料館の展示、各種のモニュメント（慰靈碑・記念碑）など多様なものが含まれるが⁽¹³⁾、接触・利用するオーディエンスの数と多様性という点で、新聞、テレビ、ラジオといった伝統的マス・メディア、そして映画、漫画、アニメなどのポピュラー・メディア、近年急速に普及を拡大してきたインターネット（SNS）のようなメディアの役割や影響が極めて大きいと考えられている⁽¹⁴⁾。こうしたメディア状況を背景に、特に二世紀の初頭以降、国民国家やエスニックグループなど特定の集団における歴史記憶（＝「集合的記憶」）の構築過程に着目する歴史学的研究と、メディアが過去や歴史をどう捉え、どう表象しているかに着目するメディア研究が接近する形で、記憶とメディアの関係性を焦点化する「メディア記憶」に関する研究が世界的に興隆してきた。⁽¹⁵⁾

戦争に関する「メディア記憶」については、各種の作品・コンテンツ（小説、漫画、映画、アニメ、テレビ番組など）を対象とした研究を中心に、これまでに膨大な成果の蓄積がある。それらの研究では主として、それぞれの作品・コンテンツにおける戦争表象の特徴や、それらの表象と同時代の戦争観、言説状況、政治・社会的状況との関係性などが分析・考察されてきた。しかし、戦争記憶とテレビドラマの関係をテーマとした研究は、NHKの『朝の連続テレビ小説』（＝「朝ドラ」）を対象としたものなど、ごく一部に限られている。⁽¹⁶⁾「朝ドラ」に関しては、六〇年以上に及ぶ「朝ドラ」の歴史を辿りながら、戦後の各時期での作品内の戦争の扱われ方、描かれ方にどのような特徴があつたのか、どのような歴史的変遷があつたのかを中心に分析した伊藤公雄の研究⁽¹⁷⁾や、「朝ドラ」の各作品が主人公である女性（ヒロイン）を中心とした戦時中の国民生活（＝「銃後の守り」）を集中的に描いていること、またヒロインの殆どが戦争に対して批判的・否定的であることを指摘した黄馨儀の研究などがある。⁽¹⁸⁾これらの研究は、「大河ドラマ」と

ともに「共通文化を育てる物語」（鶴見俊輔¹⁹）などと呼ばれる「朝ドラ」における語り（ナラティブ）の基本的なパターンや典型的な戦争表象の特徴・傾向を明らかにするものであつた。しかし、戦争を描いたテレビドラマは他にも数多く放送されてきたにもかかわらず、「朝ドラ」以外の作品を対象とした研究、特に戦争記憶の次世代（若年層）への継承という視点での研究は、これまでに殆ど行われていない。

メディアのなかの戦争記憶の「伝承者」

ところで、現代の若年層にとつて戦争はすでに遠い「過去」の出来事であり、積極的・主体的な関心の対象とはなりにくい。例えば、日本財団が全国の一七〇一九歳の男女一〇〇〇人を対象に二〇一五年に実施した調査では、「学校の授業などで太平洋戦争についてどの程度学んだ経験があるか」という問い合わせに対し、「学んだ」（＝「しっかりと学んだ」「ある程度学んだ」）という割合が八〇・四%である一方で、「普段、家族や友人とどのくらいの頻度で太平洋戦争やその影響について話をするか」という質問では、「ほとんど話すことはない」が七一%に達している。²⁰

さらに、若年層にとつて戦争が縁遠いだけでなく、その意味が変質してきていることを示す事件も起きている。二〇一四年に長崎で被爆遺構を案内する被爆者に向かつて、横浜からの修学旅行生（中学三年生）が「死に損ない」という暴言を吐いた事件、沖縄戦で住民八二人が集団自決に追い込まれたチビチリガマで、遺骨や遺物が沖縄在住の一〇代の少年らによつて荒らされた事件（二〇一七年九月）などである。

教育学者の村上登司文は、こうした背景に若年層のあいだでの戦争記憶の継承をめぐる「当事者意識」の希薄化が進んでいることを指摘し²¹、平和教育においていかに若年層が当事者意識を持つようにするかが重要になつていると

している。そのうえで村上は、若者を含む戦後世代が戦争記憶の「伝承者（話し手、伝え手）」になる動きが起きていることに注目している。直接の体験者ではない世代が「伝承者」となる場合、語られる戦争記憶が伝承者本人のものではないとしても、若年層は世代的に自分達と近い「伝承者」の語りには親近感を抱きやすく、「自分事」として捉えやすいためである。そしてその具体例として、ポーランド・アウシュビツ博物館の公式ガイドには七〇歳の年齢制限がつけられており、すでにすべての公式ガイドが戦後生まれとなっていること、広島市が二〇一二年から被爆体験の「伝承者」養成に取り組んでおり、若年層を含む戦後世代による伝承活動（語り部活動）が始まっていること、などの事例が挙げられている。²²⁾

放送においても、戦争に対して当事者意識を持ちにくい若年層への継承を意識した番組が制作されるようになっているが、近年目立つのが若年層に人気の出演者（俳優やアイドルなど）を継承の「伝承者」として起用する番組である。例えば、二〇一五年八月一五日に終戦特番として放送された『私たちに戦争を教えてください』（フジテレビ）は「戦争を知らない世代の代表²³⁾」として一〇～二〇代（当時）の人気若手俳優（有村架純、小栗旬、広瀬すず、福士蒼汰、松坂桃李）が戦争体験者のもとを訪ね、戦争体験を聞くというスタイルであった。彼らが訪ねたのは、真珠湾攻撃、インパール作戦、沖縄戦、東京大空襲、広島の原爆などの経験者であつた。また、テレビ朝日が二〇一二年から二年連続で放送した『僕たちは戦争を知らない²⁴⁾』も同様の演出であつた。このように若年層に人気のある若手俳優・アイドルらが出演することには、戦争という重いテーマを扱う番組に対する若年層の視聴者の心理的障壁を低くするねらいがあるだろう。若手俳優・アイドルと一緒に戦争体験者の元を訪ね、戦争についての証言を聞いているかのような感覚を生み出すことで、視聴者が戦争をより身近な「自分事」として捉える効果が期待されるからである。

本稿が対象とするドラマにおいても、人気俳優が演じる主人公がタイムスリップして戦争を経験するという一見荒唐無稽な演出とストーリーには、同様の意図があると考えられる。若年層の視聴者にとって人気俳優が演じる主人公たちは身近に感じられる存在である。ドラマ内で戦時中にタイムスリップして戦争を経験する主人公たちは、戦争記憶の身近な「伝承者」となっているのである。以下では、ドラマの主人公たちが経験する戦争とはどのようなものか、作品内の戦争の表象にはどのような特徴があるのか、そこにどのような戦争観が反映されているのか、といった諸点を中心に分析・考察していく。

3. 分析対象

本稿で取り上げるのは『セイコグラム 転生したら戦時中の女学生だった件』（NHK）、『終わりに見た街』（テレビ朝日）、『晴れたらいいね』（テレビ東京）の三作品である。分析に先立つて、三作品の概要を簡単に記しておきたい。

『セイコグラム 転生したら戦時中の女学生だった件』（NHK、二〇一二年八月一五日）

この作品（以下、『セイコグラム』と表記）の主人公は、現代を生きる俳優・南沙良である。作家・田辺聖子（一九二八～一〇一九年）の少女時代を演じることになった彼女は、資料を読むために訪ねた図書館で一冊の古い本を手に取る。その後、彼女は昭和一六年にタイムスリップする。彼女は少女時代の田辺聖子に転生していた。ドラマでは、戦時中に田辺が実際に経験した勤労動員や大阪大空襲などの苦難を沙良が体験する。そして終戦を迎えた直後、病床の父親と対面している時に再びタイムスリップして現代に戻るというストーリーである。タイムスリップの引き

金となつた古い本は、十代の田辺聖子が実際に書き記していた日記である。この日記は一九五一年に発見され『田辺聖子十八歳の日の記録』として刊行され、大きな反響を呼んだものである。²⁵⁾

なお、本作品は現代を生きる俳優が戦時に転生するという設定でNHKが放送した一本のドラマの二作目にあたる。一作目は、俳優・満島真之介が「昭和の喜劇王」として知られる古川ロッパに転生するというストーリーであつた。²⁶⁾二作ともに過去にタイムスリップする俳優はスマホを手にしており、インスタグラムを通じて戦時の日常を現代に伝えるという若年層を意識した演出も行われている。

『終わりに見た街』（テレビ朝日、二〇一四年九月二一日）

主人公・田宮太一（大泉洋）はテレビ脚本家という設定である。「終戦」関連ドラマの脚本を依頼された太一は膨大な関連資料を読んでいるうちに眠ってしまう。明け方に衝撃音で目を覚ますと、妻（吉田羊）を含めた五人の家族全員で戦時中にタイムスリップしていた。住む場所や仕事を失った一家は何とか生き延びようとするものの、子供達は次第に軍国主義的な思想に染まって反抗的になつていく。東京大空襲で多くの人が犠牲になることを知る太一は犠牲者を減らそうと奔走するが、史実になかった空襲に見舞われて家族とはぐれ、次の瞬間主人公が目を覚ますと現代の東京に戻っていた。しかし現代の東京は核兵器が使われて焼け野原となつていた。何が起きたのかよく理解できないまま、その東京の光景を見ながら彼は息を引き取る。

このドラマの原作は一九八一年に発表された山田太一の小説である。タイムスリップというSF的な設定にした意図について山田は「戦争体験を昔話という範疇から抜け出した形で書くことはできないかと、あれこれ考えた末の小

「説だつた」と語っている。作品は山田太一自身の脚本によつて二回テレビドラマ化されたほか、ラジオドラマとしても放送されている。²⁸⁾今回対象とする二〇一四年版は宮藤官九郎が脚本を担当し「テレビ朝日開局六五周年記念ドラマ『プレミアム』」として放送された。

『晴れたらいいね』（テレビ東京、二〇一五年三月三十日）

東京都内にある総合病院に勤務する看護師・高橋紗穂（永野芽郁）はこの病院で名誉婦長を務めた寝たきりの入院患者・雪乃サエ（倍賞美津子）の看護を担当していたところ、突然大きな地震が発生して氣を失い、目が覚めると戦争末期（一九四五年）のフィリピンにいた。そして彼女は、日本赤十字社の従軍看護婦・雪乃サエに転生していた。彼女は、前線近くの野戦病院で軍医の佐治（稻垣吾郎）、菅野婦長（江口のりこ）、美津（芳根京子）をはじめとする看護婦らと励ましあいながら仕事に励む。やがて彼女たちに内地へ帰るようについての命令が出されると、自分が仲間たちを日本に無事帰国させるためにタイムスリップしたのだと考えた紗穂は、仲間たちと苦難を乗り越え無事港に到着する。そこで再びタイムスリップして現代に戻った紗穂は、現代まで生きていた雪乃サエと美津の二人と再会を果たす。なお、原作は作家・藤岡陽子の同名の小説で、ドラマの脚本は、戦争の時期、場所、ストーリーなどを含めて原作から大幅に書きかえられている。

4・強調される「戦時中」との距離

三作品ともに物語は、現代に生きる主人公の日常が描かれたあと、主人公が戦時にタイムスリップして戦争中の

戦争を追体験する「装置」としてのテレビドラマ（米倉）

状況を体験し、最後に再び現代に戻るという展開を辿る。つまり三つの作品は「現代①」→「戦時中」→「現代②」という時間構造になつていて、表1は、各パートの時間量を示したものである。どの作品も「戦時中」が最も長く全体の約八割かそれ以上を占めている。⁽²⁹⁾「現代①」のパートの長さは、『セイコグラム』が一分五秒、『終わりに見た街』が一二分四〇秒、『晴れたらいいね』が一〇分四三秒となつていて、作品の導入部でもある「現代①」の特徴として、現代の日常を生きる主人公の姿が描かれるとともに、主人公の日常と戦争との時間的・心理的な距離の大きさが表現されていることが挙げられる。

『セイコグラム』は全体が一九分五六秒と比較的短い作品であるため、「現代①」も一分余りと短い。しかしこのパートは、作品の基本的な設定（主人公や演出のフォーマットなど）を視聴者に提示する重要な役割を担つていて、この作品では、スマホが重要な小道具として演出的に用いられており、画面もつねにスマホ画面のような縦長画面を中心においた三カラム（縦三分割）構成となつていて。物語は基本的に中央の画面で進行し、左カラムには各シーンの時代背景などに関わる基本情報が、右画面には主人公・沙良の折々の「つぶやき」がインスタグラムの書き込みとして表示される（画像1）。

「現代①」では冒頭、主人公の南沙良が「スマホのなかから失礼します。八月一五日の今日は終戦の日ですよね、今からお見せする番組はインスタグラムのアカウントと連動しているんです。私と同じ世代の人にとっては、戦争って少し遠いもののように感じてしまいますよね。私も今年の夏、

表1. 各パートの時間量（CMの時間除く）

	現代①	戦時中	現代②
『セイコグラム』	1分5秒	25分40秒	3分11秒
『終わりに見た街』	12分40秒	73分5秒	6分5秒
『晴れたらいいね』	10分43秒	90分50秒	10分45秒

画像1：3カラムの画面構成



(出典：『セイコグラム』 N H K、2022年8月15日)

ある不思議な体験をするまではそうでした。」と語りかける。このように、主人公が戦争の世界を「少し遠い」と感じていたこと、これから始まるドラマで展開される戦時の世界と視聴者のいる現代がSNS（インスタグラム）で繋がっていると説明するところから物語が始まるのである。

『終わりに見た街』の「現代①」は、三作品のなかでは最も長い一二分四〇分である。この長さについて、脚本を担当した宮藤官九郎は「視聴者と感覚を共有する必要があつたので、やや冗漫な導入部を書きました」と説明している。³⁰⁾ この作品における現代は二〇一四年六月に設定されている。³¹⁾ 売れない脚本家・田宮太一はある日、テレビ局プロデューサーの寺本から「終戦八〇年記念スペシャルドラマ」で予定していた脚本家が途中で「降りて」しまったため代わりに担当して欲しいと依頼される。その場面で、太一と寺本は次のような会話を交わす。

太一…（企画書のタイトルについて）「大空襲の夜、会いたい、君と」…恋愛ドラマ？

寺本…こんな時代だからさあ。東京大空襲をラブストーリーのフォーマットに落とし込んで？ すれ違いとか腹違いとか、韓流要素も加えちゃって？ BL成分も匂わせちゃって？ 不時着したB29の操縦士と情報局の少佐が恋に落ちる…

太一…愛の不時着だね

寺本…不時着はね、自分で言つてて無いと思つた。けど、それくらい極端に振らないと、もう戦争ものじや数字

取れないの

太一…（中略）でも時代考証とかうるさいでしょ？

寺本…大丈夫、八〇年前だよ、文句言う人、死んでますつて

このように登場人物たちは、現代の多くの視聴者が戦争への関心を失つており、恋愛などのエンターテインメント的な要素を加えなければ戦争を扱うドラマでは視聴率がとれないことを強調する。

一方、『晴れたらいいね』の「現代①」パートでは、現代と戦時中との距離は特に描かれていない。主人公の高橋紗穂（永野芽郁）は中堅看護師として高い実務能力を持つものの、仕事が「惰性」になり、あまり「報われない」とに不満を感じている。そんな紗穂がなぜ突然戦時中にタイムスリップすることになつたのかは不明である。ただし、タイムスリップした直後、そこが戦争末期のフィリピンであることを知つた紗穂は、次のような台詞を独白で語る。この台詞には現代の若者としての紗穂と「戦時中」との大きな距離感が表現されている。

八〇年前？嘘。こんなのがって本当にあるの？見たことある、八月にドラマとかで放送されるやつ、現代を代表するような若者が戦争中にタイムスリップするやつ。それ？え？私なんかした？戦争の悲惨さとか、平和の尊さとか、そういう系のやつでしょ？なんで私？許してください、ごめんなさい。二度と戦争は起こしません。戦争反対。だから帰して、帰りたい。

以上のように、三作品すべてで、物語の導入部において主人公と戦時中との時間的・心理的な距離の大きさが表現されているが、ここには宮藤官九郎も言う通り、「視聴者と感覚を共有」して抵抗なく作品の世界のなかに導く意図があると考えられる。

5・ドラマにおける戦争表象

(1) 体験する「戦争」の限定性

次に、各作品における戦争の描かれた方の特徴を見ていく。第一は、表象される戦争の限定性である。日本が関与した「先の戦争」には、一九四一年からの「太平洋戦争」（「アジア・太平洋戦争」）に加え、一九三七年からの「日中戦争」^㉙も含まれ、その戦域は東アジアから東南アジア、オセアニア、南北太平洋海域を含む極めて広いエリアに及んだ。しかし三作品に表象される戦争には、そうした広がりがない。それはある意味で当然のことである。作品で描かれる戦争は、タイムスリップした主人公が個人的に体験した、また主人公自身の視点で捉えられた限りでの戦争だからである。

『セイコグラム』では、主人公・南沙良がタイムスリップした先は一九四一年（昭和一六年）の大阪である。田辺聖子に転生した彼女は短いドラマのなかで、一九四一年、四二年、四三年、四四年、四五五年と、五つのシーケンス（状況）を経験していく。五つのシーケンスは、それぞれ「一九四一年 太平洋戦争開戦」「一九四二年 戦時下の規制強まる」「一九四三年 戦況悪化」「一九四四年 戦況極度に悪化、勤労動員」「一九四五年 大阪空襲、終戦の日、終戦」と戦争の進展に沿っている。ただし各シーケンスは数分ずつと短く、舞台はすべて田辺聖子が戦時中を過ごした大阪市内である。

『最後に見た街』では、主人公の田宮太一（大泉洋）とその家族がタイムスリップするのは、一九四四年六月である。一家は住んでいた家ごとタイムスリップする。川崎市高津区の多摩川に近い住宅地の中にあつた家は、一九四四年には周囲を深い森に囲まれていた。家が軍の統括地のなかに建っているため当局から明け渡しを求められ住む場所を追われた一家は、東京の三鷹、荻窪へと住まいを移しながら戦時下での暮らしを続ける。物語の主要部分は一九四四年秋から四五年三月までの約半年のあいだで進行する。そしてドラマ内の「戦時中」は、一九四五年三月一〇日の東京大空襲の当日に突如終わる。ドラマの舞台は、一家が住んでいた家のあつた川崎以外はすべて東京都内（三鷹、荻窪、浅草、日本橋など）である。

『晴れたらいいね』は、「戦時中」の舞台が三作品のなかで唯一国内ではなく海外のフイリピン（ルソン島）である。この作品の「戦時中」は戦争の最後の年である一九四五年である。³³具体的な日付は示されないものの、物語は一九四五年のある時点から終戦直前までの数か月の期間に進んでいると推測される。物語の舞台は、主人公・紗穂が日本赤十字社の従軍看護婦として勤務する野戦病院とその周辺、そしてそこから日本に向かう船が出る港までの道中

画像2：ジャングルを抜ける逃避行で助け合う看護婦たち



(出典：『晴れたらいいね』テレビ東京、2025年3月30日)

に限定されている（画像2）。

以上のように、各作品における戦争は、限定された「点」、もしくはいくつかの「点」と「点」を結んだ「線」においてしか表象されていない。三つの作品において、視聴者が主人公とともに追体験する戦争は、実際には日本が関与した戦争のうちの極めて限定された一部分であることが分かる。

(2) 受苦的体験としての戦争／統制、窮乏、苦役

各作品の戦争表象の特徴の第二は、戦争が厳しい忍耐や苦役などを伴う「困難」＝「受苦的体験」として描かれていることである。いずれの作品でも、主人公は戦時中にタイムスリップしても現代人のメンタリティや価値観を保持している。従つて、彼らは戦時中の「体験者」であると同時に「観察者」もある。そして主人公たちの戦争体験は、①厳しい統制（言論・思想や行動の統制）、②窮乏（食料その他）、③苦役（勤労奉仕、動員など）の三要素であるという点で共通している。その一方で、主人公らが激しい戦闘や爆撃などに直接的に晒されたりすることはなく、従つて主要登場人物が戦争の犠

牲になることもない⁽³⁴⁾。

『セイコグラム』では、戦時に女学生らのあいだで人気のあつた雑誌『少女の友』（実業之日本社）を、教師が「日頃から恋だ愛だのというみだりがましい大衆小説読むな」「今、我が国は勝利に向かつて結束せなあかんときや。そんなどきに恋愛だの娯楽だのいらん。一切我慢すべきときや。その自覚が欠けとんのやお前らは」と言つて生徒から取り上げるシーンが出てくる。これに対してある女学生が「人の机のなかを勝手に漁るのはいかがなものでしょうか」と抗議すると、教師はその生徒を殴打する。そのシーンでは田辺聖子に転生した主人公・沙良の内面の声として「生徒を殴る先生がいたなんて」「信じられない！」という言葉がインスタグラムの書き込みとして画面に表示される。また戦争末期の一九四五年のシーンでは、勤労動員が始まって軍服のボタン付け作業に従事する様子や、食料不足が深刻化して白米が食べられなくなり、連日薄い粥の食事が続く様子などが描かれている。

『最後に見た街』においても同様に、戦争体験の中心的な要素は統制、窮乏、苦役である。戦時にタイムスリップした主人公の放送作家・宮田太一は、当初は思想・言論統制の強い権威主義体制に強い違和感と反発心を抱く。太一と息子の稔、娘の信子、そして主人公一家と同様に現代から親子でタイムスリップした知人・小島敏夫とのあいだで、戦時下の状況を揶揄する次のような会話が交わされる。

太一…信じられないだろうが、この時代、天皇陛下は神様なんだ

稔…神様つて（笑）、どう見ても人間じやん

敏夫…誰かに聞かれたら不敬罪で連行されるぞ（中略）。アメリカ人をカッコいいとか言うのも絶対ダメ、ド

ジャースの帽子も捨てなさい

太一…英語もダメ。「パパ」や「ママ」もNG

信子…バカバカしい、どうせ負けるのに

敏夫…そういうの、冗談でも言っちゃダメな時代なんだよ

信子…何的に？コンピュア的に？

敏夫…まあ、そうかな。今は、誰もが日本の勝利を信じてる、新聞も本当のことは書かないからね、その…：

太一…言論統制

このように戦時下の体制（＝統制）に距離を取ろうとしていた太一達だが、住む場所に困り、食べる物にも事欠くようになると（＝困窮）、初めは拒んでいた国民登録に仕方なく応じる。国民登録は一九三九年の国民職業能力申告令に基づくもので、勤労動員や食料統制の基礎資料となつたものである。³⁵ 太一らは食料の配給を受けられるようになつた代わりに、軍需工場、縫製工場、防空演習などに動員される（＝苦役）。

戦時のフイリピンを舞台とする『晴れたらいいね』においても、タイムスリップした主人公の看護婦・紗穂は、軍の野戦病院での上意下達の厳しい勤務（＝統制）や食糧や物資が不足した日常（＝困窮）を経験する。そして日本への帰国を命じられた看護婦らは、食糧や水が不十分で護衛も受けられないなか、ジャングルの中を生死の境を彷徨いながら徒步で長距離を移動させられる（＝苦役）。

このように、三作品の戦争が、統制、困窮、苦役を中心とした「受苦的経験」として描かれている背景には、三作

画像3：住まいを追われて移動する主人公の一家



（出典：『終わりに見た街』テレビ朝日、2024年9月21日）

品の戦争がいざれも狭義の「太平洋戦争」であることが大きく関わっていると考えられる。「太平洋戦争」は、一九四一年一二月から四五年八月までの期間に、太平洋を挟んで日本がアメリカと戦い、圧倒的な敗北を喫した戦争を意味する。「あの戦争」を「太平洋戦争」として認識する「太平洋戦争史観」は、日本社会における支配的な「戦争観」である。³⁶⁾そこでは、アメリカ軍による空襲、原爆投下、疎開、外地からの引き揚げなど日本人が受けた「被害」「犠牲」、そして戦時中の統制、窮乏、苦役などの「受苦的経験」が強調される一方で、日本が日中戦争や朝鮮半島・台湾における植民地統治、東南アジア諸国への侵略などにおいてもたらした「加害」の側面は後景化されてきた。こうした「太平洋戦争史観」は、従来のテレビ・新聞の「八月ジャーナリズム」やその他の映画やアニメーションや漫画などの戦争表象においても幅広く見られてきた。³⁷⁾『セイコグラム』『最後に見た街』『晴れたらいいね』の戦争表象もまた同様の「太平洋戦争史観」を反映していることは明らかである。ただし、三作品が「受苦的経験」を焦点化して描く一方で、激しい空襲や戦闘のシーンが殆ど出てこないこと、過度に悲惨な描写やストーリー

がない点は、一般的な「八月ジャーナリズム」の語りとは異なる特徴である。

(3) 希薄なリアリティ～コンテクストの後景化、抽象化

三作品における戦争の表象における特徴の第三は、希薄なリアリティである。作品における戦争は日本が当事国となつた戦争（＝太平洋戦争）であり、ある程度史実に基づいて描かれている。しかし、様々な脚色が加えられたり、ストーリーが不自然な形で単純化されたり、戦争の背景や文脈に関する状況の説明・描写が省略されたりすることによつて、リアリティが希薄になつてゐる。

この特徴は、先に挙げた第一の特徴、すなわち主人公が体験する範囲の戦争のみが描かれているという戦争の「限定性」とも関わつてゐる。戦争とは国家間の武力による衝突である。そこに至るまでには様々な要因や歴史的背景がある。また先の戦争では、日本はアジア～太平洋にかけて広域にわたつて戦線を展開したため、日本人だけでなく、多くの国の兵士・民間人も戦争に巻き込まれ多大な犠牲が出た。しかし、三つの作品のいずれにおいても、そうした戦争をめぐるコンテクスト（背景、要因、全体像など）は全くと言つていいほど描かれていない。

リアリティの希薄さが特に顕著なのは『セイコグラム』と『晴れたらいいね』の二作品である。『セイコグラム』は前述のとおり、作家・田辺聖子が少女時代に経験した戦争を、田辺に転生した主人公が追体験する物語である。しかし、現実の田辺聖子と主人公・南沙良が転生したドラマ内の田辺聖子は人格的に大きく異なつてゐる。戦時中、十代だった田辺聖子は「軍国少女」であつた。『セイコグラム』の中でも「聖子さんは軍国少女！」「『祖国』『國家』『玉砕』」「そんな言葉が好きだつたみたい」などとインスタグラムでの沙良の「観察者」の視点からの「つぶやき」

が表示される。しかし、彼女が転生したドラマ内の田辺聖子は軍国少女ではない。例えば、日本軍の真珠湾攻撃を知らせるラジオニュースを聴いて家族が盛り上がる場面で、次のような会話がなされる。

セイコ…（内面の声の独白で…ほんとにアメリカに勝てると思つてたんだ）

祖父 …セイコ、こつちこい、孫のお前はわしに似て、一族きつての愛國者やもんなあ。

セイコ…愛國者？

祖父 …日本が鬼畜米英を一掃するんが楽しみでたまらんのやろ？

セイコ…いやいや、めっちゃ平和主義者よ、私

父 …セイちゃん、平和主義者なんて言葉、どこで覚えたん、お前ほんま難儀な言葉がすつきやなあ

祖父 …平和なんて、寝ぼけたことを抜かして。…大日本帝国万歳、万歳！

セイコ…ちょっと、みなさん、喜んでますけど、そんなに戦争が始まるのって嬉しいですか？人がいっぱい亡くなるかも…

祖父 …めでたいに決まつとるやろ

ここでの彼女は開戦の報を聞いて喜ぶ一家に疑問を投げかける「平和主義者」である。そしてその後の展開のなかでも彼女は終始、戦争に違和感や疑問を抱き続ける。一方、実際の田辺聖子は、玉音放送に接して「嗚呼日本の男児何ぞその意氣の惰弱たる。何ぞその^{おこない}行の拙劣たる。」「何の為の今までの^{かんく}艱苦ぞ。（中略）嗚呼何のために我々は家

を焼かれたか。傷つき、そして死んだか。」として「本土決戦」「一億玉碎」を回避した判断を激しく批判するような

熱狂的な軍国少女であつた。このようにみると、『セイコグラム』における主人公の転生は、田辺聖子に同化して田辺自身の戦争体験をリアルに再現（追体験）するためのものではないことが分かる。ドラマにおける田辺聖子は、主人公・南沙良が彼女自身の視点と立場で戦争を追体験するために設定された、ある意味で便宜的存在にすぎない。

同様に、『晴れたらいいね』においてもリアリティは希薄である。第一に、このドラマはフィリピンを舞台としているが、当時のフィリピン戦線をめぐるコンテクスト（背景、要因、全体像など）は殆ど描かれていない。なぜ日本軍がフィリピンで戦争をしているのか、大戦末期におけるフィリピンでの戦況はどのようなものだったのか、当時の従軍看護婦とはどのような存在なのか等についての説明や描写がほとんどない。

第二に、実際のフィリピン戦線の過酷さ、特に従軍看護婦が体験した現実は大幅に薄められて描かれている。戦時中の従軍看護婦には、日本赤十字社の看護婦、陸海軍の看護婦、個人や団体で参加する看護婦らがいたが、日本赤十字社からの派遣看護婦だけで延べ三万五千人以上、殉職者は千人以上に上つた。³⁹⁾ そして戦争末期のフィリピンでは、赤十字のマークを掲げた病院や病院船もアメリカ軍の攻撃対象となつて、多数の犠牲者が出了た。⁴⁰⁾ しかし、ドラマ内ではアメリカ軍による病院の空爆、従軍看護婦らの殉職などのシーンは全く描かれていない。

実は原作小説（藤岡陽子）では、こうした点、すなわち当時のフィリピン戦線をめぐるコンテクスト（背景、要因、全体像）やフィリピン戦線での従軍看護婦の過酷な体験について、かなり詳細に書き込まれている。⁴¹⁾ つまり、原作からドラマ化されるプロセスにおいて多くの情報が落とされ、その結果、戦時中のフィリピンで従軍看護婦らが体験した戦争をめぐるリアリティが大幅に薄められることになったのである。

6・抽象化・一般化されるメッセージ

最後に、ドラマの主人公たちがそもそもなぜタイムスリップして戦争を経験したのか、その意味について考えておきたい。注目したいのは「戦時中」を経験した主人公たちに、どのような心境や言動の変化が生じたかである。そこには、各作品の戦争に対する基本的なスタンスやメッセージが表現されている。

『セイコグラム』の主人公の南沙良は、「戦時中」から現代に戻ったあと、再び田辺聖子の『十八歳の日の記録』を手に取る。そして終戦翌年の大晦日に田辺が記していた「来年も、勉強して小説を書こう。私はもう、この道しか、進むべき道はない」という一節にかつての自身を重ね合わせながら「ずっと女優になりたいというか、なる未来しか見えてなくて、進むべきことやりたいことはこれなんだ」と思っていたと語る。戦時下の厳しい環境でも小説家になる夢をあきらめず初志貫徹を果たした田辺聖子の生き様に触れ、俳優として生きていくという自らの目標を再確認したのである。他方で、役を通じて経験した戦争についての意見や反戦メッセージなどを彼女が表明することはない。

同様に、永野芽衣が演じる現代の看護師が主人公である『晴れたらいいね』においても、タイムスリップして戦争を経験したことによつて主人公の戦争観や歴史認識に変化が生まれたり更新されたりするといった描写はない。彼女に生じた変化は、やりがいを見出せなくなつて惰性化していた看護師の仕事に対する意識の変化である。現代に戻つて再び始まつた日常生活において、彼女は霸氣を取り戻し、仕事に前向きに取り組めるようになつている。

このように、『セイコグラム』『晴れたらいいね』における主人公の「戦争体験」は、「生の尊さ」「真摯に生きることの大切さ」といった抽象的で一般的な人生訓のような教訓をもたらす出来事として描かれていると言える。

一方、『最後に見た街』はもう少し複雑である。物語のなかで、主人公の脚本家・宮田太一（大泉洋）自身には特段の心境や言動の変化は見られない。しかし、子供たちは軍国主義の世相や教育の影響を受けて次第に変わっていく。そして「こんな戦争」「どうせもうすぐ負けるんだ」と斜に構える太一に対し、「國の為に働くべきだ」「みんなと一緒に戦いたい、（アメリカに）やられっぱなしでいいわけない」と抗議するようになり、太一を啞然とさせる。

物語は、タイムスリップして戻った現代の東京が核兵器の使用によって焦土と化しており、その光景を太一が茫然と見ながら息を引き取るところで閉じられる。このエンディングには、戦争は決して遠い過去のものではなく、いつでも起こり得るものだというメッセージが込められていると考えられる。山田太一の原作小説（一九八一年）が、米・ソによる全面核戦争の恐怖が現実味を帯びていた冷戦期に書かれたもので、宮藤官九郎の脚本による本作（二〇一二年）が、やはり核兵器使用の危険性が高まつたウクライナ戦争が続くなかでの放送だったことを考えると、唐突とも思われるこのエンディングに込められた意図も理解できなくはない。しかし、自由で平和な現代の日本と戦時中の日本との対比が作品内で強調されて描かれているがゆえに、戦争を現実的な危機（＝「自分事」として受け止める視聴者はそれほど多くないようと思われる。むしろ、視聴者の多くがドラマから受け取るメッセージは「戦争は大きな困難をもたらす」「人を狂わせる戦争を一度と起こしてはいけない」というような、誰も反対することはないと、やはり抽象的で一般的なものなのではないだろうか。

7・結語

ここまで検討してきたように、『セイコグラム』『最後に見た街』『晴れたらいいね』の三つのテレビドラマには、

戦争にあまり関心を持たない若年層でも興味をもつて視聴できるようにするための様々な工夫がみられた。主人公が戦時にタイムスリップするという奇抜な設定は、過去と現在が地続きであるという時間的連續性を表現するための仕掛けであり、主人公に人気俳優をキャスティングしていることには、若年層の視聴者が戦時中をより身近に、自分事として感じやすくする意図があるだろう。タイムスリップした先で戦争を体験する主人公たちは、現代の視聴者にとって身近な戦争記憶の「伝承者」としての役割を担つており、彼らとともに視聴者が戦争を追体験できる装置としてドラマが作られている。三つの作品は、戦争記憶の継承においてテレビドラマが果たし得る可能性の一端を見せていると言える。

他方で、本稿での分析では、今回対象とした三作品にどまらず、戦争を描くテレビドラマに共通する問題として考えられるべき幾つかの点が見出された。ここでは、それらを三つの論点に整理し、考察しておきたい。

第一は、ドラマにおける戦争表象のリアリティに関する問題である。戦争という史実を扱っているとはいえ、ドラマが描く戦争は史実そのものではないし、またそうである必要も必ずしもない。実際、今回対象とした三作品において戦争に関連する史実は、しばしば単純化されたり、省略されたり、時に歪曲されたりしていた。もちろん、リアリティとは「現実や事実そのもの」ではなく「現実らしさ、本物らしさ」のことであって、フィクションであるドラマにおいてはリアリティが求められることはあつても、現実や事実そのものを描くことが常に求められるわけではない。しかし他方で、各種の調査結果等が示すように⁽⁴²⁾、人々の戦争をめぐる認識やイメージの形成にフィクション作品が大きな影響を及ぼしている今日のメディア状況を踏まえれば、フィクション作品における戦争表象と史実としての戦争とのあいだの落差をどう考えるのかは、様々な観点からの検討・議論を要する問題であると言える。⁽⁴³⁾ そこではまた、

戦争をめぐる「メディア記憶」に関してしばしば問われてきた問題、すなわち表象される戦争記憶の犠牲や被害への偏り、加害や戦争責任の問題の後景化といった問題との関係性についても問われる必要がある。

第二は、この第一の点とも深く関連するが、特定の主人公の個人的視点や立場から戦争を描くというドラマ特有の制約をめぐる問題である。ドラマには主人公が存在する。その主人公の視点・立場を通して描かれる世界は、常に個別的・具体的なものであり、だからこそ視聴者が共感したり同一化したりしながら視聴できるというメリットがある。しかし他方で、同じテレビ番組でも情報番組やドキュメンタリーなどとは異なり、ドラマは当該テーマに関連するコンテンテクスト（背景、要因、全体像）や俯瞰的・説明的な視点を提示することが不得意である。本稿で扱った三作品でも、そうした傾向は顕著に見られた。

実は、同様の問題は、戦争に関わるミュージアムの展示においても指摘されている。近年、戦争関連のミュージアムでは、展示を客観的・説明的なものからより個別的・具体的でストーリー性のあるものにする傾向がみられる。広島の平和記念資料館における被爆者個人や遺族の視点にたつた展示への大規模リニューアル（二〇一七～一八年）⁽⁴⁴⁾はその代表例である。この展示については「ひとりの人間のストーリーとして国や文化を超えて人びとの共感」を呼びやすいというポジティブな評価がある一方で、近代史において軍都・広島が果たした役割などを含めた大きな歴史的文章や、戦争を起こした日本の責任の所在といったマクロな視点が後景化されていることへの批判もある。⁽⁴⁵⁾このように、個別性・具体性を追求することで見る者の興味・関心を惹き、共感を呼びやすくなる一方で、継承される戦争記憶が一面的・断片的なものとなりかねないという問題は、様々なメディアに共通するものだが、テレビドラマのようないくつかの作品では特に大きな問題となり得る。⁽⁴⁶⁾

第三は、テレビドラマが「日常性のメディア」としてのテレビを通じて提供される「娯楽」作品であるという点に関わる問題である。テレビドラマは、同じフィクション作品でも文学作品や映画などと異なつて、過激過ぎる表現、悲惨過ぎるストーリー、いわゆるバッドエンドなどは避けられる傾向が強い（『終わりに見た街』がバッドエンドであることはテレビドラマとしては珍しい）。このことは、テレビが一般家庭に広く普及し、それゆえに人々の日常生活のなかで視聴される「日常性のメディア」であることと深く関わっている。⁴⁷⁾ テレビのこうしたメディア特性を背景に、テレビドラマの戦争表象は、「口当たりがよく」「誰にも受け入れられやすい」ものとなりがちである。福間良明は、こうした傾向が近年のマス・メディアのあいだに広く見られることを指摘し、それを「無難な語り」の前景化として特徴づけている。⁴⁸⁾ 福間が指摘するような「無難な語り」において、本来は語ることも受け入れることも容易ではないはずの戦争記憶が、抽象的・一般的なメッセージへと薄められて「調和的」に「継承」されている状況があるとすれば、⁴⁹⁾ 「継承」の名の下でむしろ戦争記憶の「忘却」が進んでいる可能性があると考えられる。テレビドラマについては「日常性のメディア」としてのテレビのメディア特性を踏まえながら、こうした批判的視点からの内容の検証も必要であろう。

本稿が分析対象としたのは、近年放送されたテレビドラマの中でも、主人公が戦時中にタイムスリップするという奇抜な設定の三作品に限定されている。戦争を扱うテレビドラマは、より史実に近い内容のものや個別的なテーマや時期に特化した作品などを含め、多様かつ膨大である。戦争体験者のいない「ポスト戦争体験の時代」において、テレビドラマが戦争記憶の継承に果たし得る役割について、さらに分析対象を広げながら検討・考察していくことが今後の課題となる。

注

(1) 総務省「人口推計」(11011四年10月1日現在) <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2024np/pdf/2024np.pdf> (11011五年八月九日閲覧)

(2) 厚生労働省によれば、被爆者（＝被爆者手帳を持つ人）の数が最も多かったのは一九八〇年、三七万二二六四人であった。総務省「被爆者数の推移」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13419.html) (11011五年八月九日閲覧)

(3) 厚生労働省「被爆者数・平均年齢」(令和七年二月現在)によれば、その数は九万九一三〇人である。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26531.html (11011五年八月九日閲覧)

(4) 水島久光『戦争をいかに語り継ぐか「映像」と「証言」から考える戦後史』NHK出版、11011〇年、浅野豊美編『和解学の試み——記憶・感情・価値』明石書店、11011九年、中山武敏・松岡肇・有光健ほか『未解決の戦後補償——問われる日本過去と未来』(創史社、11011五年)など参照。

(5) 前年の11011四年には、戦後生まれの割合が初めて全人口の八割を超えた、被爆者の平均年齢が八〇歳を超えていた。

(6) 筆者の調査では、11011五年八月にNHK、民放が放送した戦争・終戦関連番組（地上波、全国放送）四四本のうち、「継承」を明確なテーマまたはコンセプトに掲げた番組は二一本を数えた。米倉律「『戦争体験・記憶』の継承をめぐるポリティクス——『戦後七〇年』関連テレビ番組の内容分析を中心に——」『政経研究』第五四卷第四号、五九～六〇頁。

(7) フジテレビ『私たちに戦争を教えてください』番組公式HP (https://www.fujitv.co.jp/b_hp/sensou_oshiete/index.html) (11011七年11月19日最終閲覧)。

(8) 砂間裕之「戦争体験はどうすれば伝わるのか——『千の証言』での工夫とメディアの責任」『新聞研究』No.774、11011六年1月。

(9) 具体的な作品としては、『ロッパグラム転生したら戦時中の喜劇王だった件』(NHK、110111年11月118日)、『セイコグラム転生したら戦時中の女学生だった件』(NHK、110111年八月115日)、『終わりに見た街』(テレビ朝日、11011四年九月11日)、『晴れたらいいね』(テレビ東京、11011五年三月11〇日)である。また、映画でも同種のストー

戦争を追体験する「装置」としてのテレビドラマ（米倉）

リーの作品として『あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら』が二〇一三年に公開されている。現代から戦争末期にタイムスリップした女子中学生と特攻隊員との恋愛を描いた作品である。

- (10) 成田龍一は『戦後史入門』において、戦後と継承との関係で、戦争経験者（戦前～戦中生まれ）、戦後第一世代（一九四五～六〇年代生まれ）、戦後第二世代（一九七〇年代～九〇年代生まれ）の三世代に分類している（河出書房新社、二二四頁）。現代ではさらに、次の世代（戦後第三世代：二〇〇〇年以降生まれ）の存在を想定すべき状況となっている。米倉律『八月ジャーナリズム』と戦後日本戦争の記憶はどう作られてきたのか』花伝社、二〇二一年、二七〇頁参照。
- (11) 蘭信三・小倉泰嗣・今野日出晴編『なぜ戦争体験を継承するのか ポスト体験時代の歴史実践』みづき書林、二〇二一年、一三三頁。
- (12) アライダ・アスマン『想起の空間——文化的記憶の形態と変遷』安川春基訳、水声社、二〇〇七年、二三三頁。
- (13) 森村敏己編『視聴表象と集合的記憶——歴史・現在・戦争』旬報社、二〇〇六年参照。
- (14) 実際、多くの調査結果も、現代の日本人にとつての戦争記憶の形成にテレビや映画が大きな影響を与えていることを裏付けている。村上登司文「戦争体験継承が平和意識の形成に及ぼす影響——中学生に対する平和意識調査の時系列的分析」「広島平和科学」三八号、二〇一六年、二三三頁。牧田徹雄「日本人の戦争と平和観・その持続と風化」「放送研究と調査」二〇〇〇年九月号。
- (15) 佐藤信吾「集合的記憶の構築過程に関するジャーナリズム論的考察 アジア・太平洋戦争の記憶を事例として」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』九〇号、二〇二一年、二頁。モーリス・スズキ・テッサ『過去は死ない メディア・記憶・歴史』田代泰子訳、岩波書店、二〇一四年、三一三頁。
- (16) 同じ映像メディアでも、映画やテレビドキュメンタリーなどについてはすでに多くの研究成果の蓄積がある。例えば映画では戦争社会学研究会編『戦争映画の社会学』みづき書林、二〇一八年、テレビドキュメンタリーでは、桜井均『テレビは戦争をどう描いてきたか』岩波書店、米倉律、前掲書など。
- (17) 伊藤公雄「朝ドラと戦争」吉田純編『ミリタリー・カルチャー研究 データで読む現代日本の戦争観』青弓社、二〇一〇

年。

- (18) 黄馨儀「朝の連続テレビ小説にみる戦争描写及びヒロインの戦争観——2011年以降の作品を中心に——」日本マス・コミュニケーション学会・2014年度秋季研究発表会・研究発表論文。

- (19) 鶴見俊輔『戦後日本の大衆文化』岩波書店、一九九一年、二四一頁。

- (20) 日本財団「18歳意識調査『第71回——戦後80年——』報告書」二〇一二五年七月一五日 (https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2025/07/new_pr_20250725_04.pdf) (二〇一二五年八月九日閲覧)

- (21) 村上登司文「戦争体験継承に対する当事者意識を育てる教育の考察」『京都教育大学教育実践研究紀要』第一八号、二〇一八年、一七六頁。

- (22) 村上登司文、同右、一七八頁。

- (23) 番組公式ホームページ、https://www.fujitv.co.jp/b_hp/sensou_oshiete/index.html 参照 (二〇一二五年八月二二日閲覧)。

- (24) テレビ朝日『僕たちは戦争を知らない～1945年を生きた子供たち～』(二〇一二年八月一四日)、『僕たちは戦争を知らない～戦禍を生きた女性たち～』(二〇一三年八月一三日)。出演は旧ジャニーズグループ所属の人気アイドル（菊池風磨、中間淳太、松村北斗、阿部亮平）であった。

- (25) 田辺聖子『田辺聖子 十八歳の日の記録』文藝春秋、二〇一二年。

- (26) 『ロッパグラム 転生したら戦時中の喜劇王だった件』(NHK、二〇一二年一二月二八日)

- (27) 山田太一『山田太一作品集1 冬構え』大和書房、一九八五年。

- (28) 二本のテレビドラマの一作目は一九八二年八月一六日にテレビ朝日系列「ゴールデンワイド劇場」枠で放送。二作目は二〇〇五年一二月三日にテレビ朝日系列「山田太一ドラマスペシャル・終戦60年特別企画」として放送。ラジオドラマは二〇一四年四月六日～一七日にNHKラジオ第一「新日曜名作座」で放送された(全四回)。

- (29) 各作品において「戦時中」の時間量の全体に占める割合は『セイコグラム』八五・七%、『最後に見た街』七九・六%、『晴れたらいいね』八〇・八%である。

戦争を追体験する「装置」としてのテレビドラマ（米倉）

（30） 山田太一・宮藤官九郎『シナリオ集終わりに見た街』大和書房、一〇一四年、三頁。

（31） 山田太一の原作での現代の時代設定は一九八〇年代である。

（32） 戦争の呼称も、「太平洋戦争」「アジア・太平洋戦争」「大東亜戦争」「日中戦争」「十五年戦争」「第二次世界大戦」など多様である。また「日中戦争」については一九三七年からとする立場のほか、三一年の満州事変からとする立場もある。本稿は日中戦争（一九三七年）から一九四五年八月の「終戦」までを「戦時中」と定義する一般的な立場に立っている。戦争の呼称や定義については、庄司潤一郎「日本における戦争の呼称に関する一考察」『防衛研究所紀要』第一三卷第三号を参照。

（33） 藤岡陽子の原作（小説）では「戦時中」は一九四四年（昭和十九年）の八月一六日から始まっている。

（34） 『最後に見た街』では主人公が最後に死亡するが、それは戦時中ではなく現代の東京における核爆発による死である。

（35） 一般財団法人 日本職業協会「職業安定行政史」第四章昭和時代（1） 参照。 <http://shokugyo-kyokai.or.jp/shiryou/gyouseishi/04-3.html>（一〇一五年八月一五日閲覧）

（36） 吉田裕『日本人の戦争観 戦後史のなかの変容』岩波書店、一〇〇五年、三五頁。

（37） 橋本明子『日本の長い戦後 敗戦の記憶・トラウマはどう語り継がれているか』山岡由美訳、みすず書房、一〇一七年、根津朝彦『戦後日本ジャーナリズムの思想』東京大学出版会、一〇一九年、米倉律、前掲書など参照。

（38） 田辺聖子、前掲書、九〇頁。

（39） 『従軍看護婦たちの大東亜戦争』刊行委員会編『従軍看護婦たちの大東亜戦争 私たちは何を見たか』祥伝社、二〇〇六年、二九七頁。

（40） 同右、一七八頁。

（41） 藤岡陽子『晴れたらいいね』光文社、二〇一五年。

（42） ミリタリー・カルチャー研究会の調査（一〇一五年）によると、特に若年層において戦争を扱ったフィクション作品の影響が大きいことが指摘されている。吉田純編、前掲書、五七・五八頁。また、朝日新聞の調査（一〇一五年）でも「戦争のイメージ」形成に寄与したメディア作品・コンテンツとして『はだしのゲン』『火垂るの墓』『永遠の0』といったフィクション

作品が、テレビの報道やドキュメンタリーを上回っていた。朝日新聞「あなたは何で戦争を知りましたか ①本・映画・TV 新たな語り部」二〇一五年八月一三日朝刊。

(43) テレビドラマにおける戦争の描き方と史実との関係では、NHKが二〇一五年八月一六～一七日に放送した『NHKスペシャル シミュレーション～昭和16年夏の敗戦 前・後編』が描いた総力戦研究所の所長の人物造形が史実と大きく異なることが遺族によつて指摘され、「歴史を歪曲し捏造して伝えるのは遺憾」だとして訴訟に発展している。

(44) 同館の大規模リニューアルについては、志賀賢治『広島平和記念資料館は問い合わせる』岩波新書、二〇二〇年に詳しい。

(45) 根本雅也「原爆の災禍から何を学ぶのか 広島平和記念資料館」蘭信三・小倉泰嗣・今野日出晴編、前掲書、二九四～一九五頁。

(46) NHKが二〇一二年一二月から四年がかりのシリーズで放送してきた『NHKスペシャル 新・ドキュメント太平洋戦争』は日記や手記など(=エゴドキュメント)を用いながら人々の戦争体験をよりリアルに描こうとしたものだつたが、同様の傾向(よりマクロな視点や問題の後景化)が見られた。

(47) 藤竹暁『テレビメディアの社会力 マジックボックスを解読する』有斐閣、一九八五年、三三二頁。

(48) 福間良明「戦争とメディア・文化－『継承』の欲望への問い」『学術の動向』二七卷一二号、二〇一二年、一四頁。

(49) 福間良明、同右、一〇頁。

図12 エルンスト敬虔公「苦く甘き人」

ゼツケンドルフの自筆書簡とエルンスト敬虔公のメダル（川又）



出典 Wolfenbüttel Digital Library - Sources. HAB 画像は余白部分を削除している。

<http://diglib.hab.de/drucke/17-4-1-eth/start.htm?image=00053>

メリアンの『結実協会』(Merian (b). 折記号 : E iiij)。

図11 エルンスト敬虔公肖像画



出典 ハイデルベルク大学公開画像 画像は余白部分を削除している。

<https://digi.ub.uni-heidelberg.de/fwhb/klebeband1/0193/image,info>

<https://doi.org/10.11588/diglit.3863#0193>

Fürstlich Waldecksche Hofbibliothek. Klebebände (Band 1). p.189. Jacob von Sandrart (J. Sandrart sculpsit. Norinbergae 1677)

エルンスト敬虔公のモットー (IN SILENTIO ET SPE) が彼を取り巻いている。

図10 メダル裏面：ピエタス像



ゼツケンドルフの自筆書簡とエルンスト敬虔公のメダル（川又）

図9 メダル表面：エルンスト敬虔公の胸像



右肩付け根部分拡大図 「CS」の刻印



図8 エルンスト敬虔公のメダル（ゲッティンゲン大学所蔵）

ゼツケンドルフの自筆書簡とエルンスト敬虔公のメダル
（川又）



出典 https://www.kenom.de/id/record_DE-MUS-062622_kenom_384341

三七
（二二五）

図7 エルンスト敬虔公のメダル

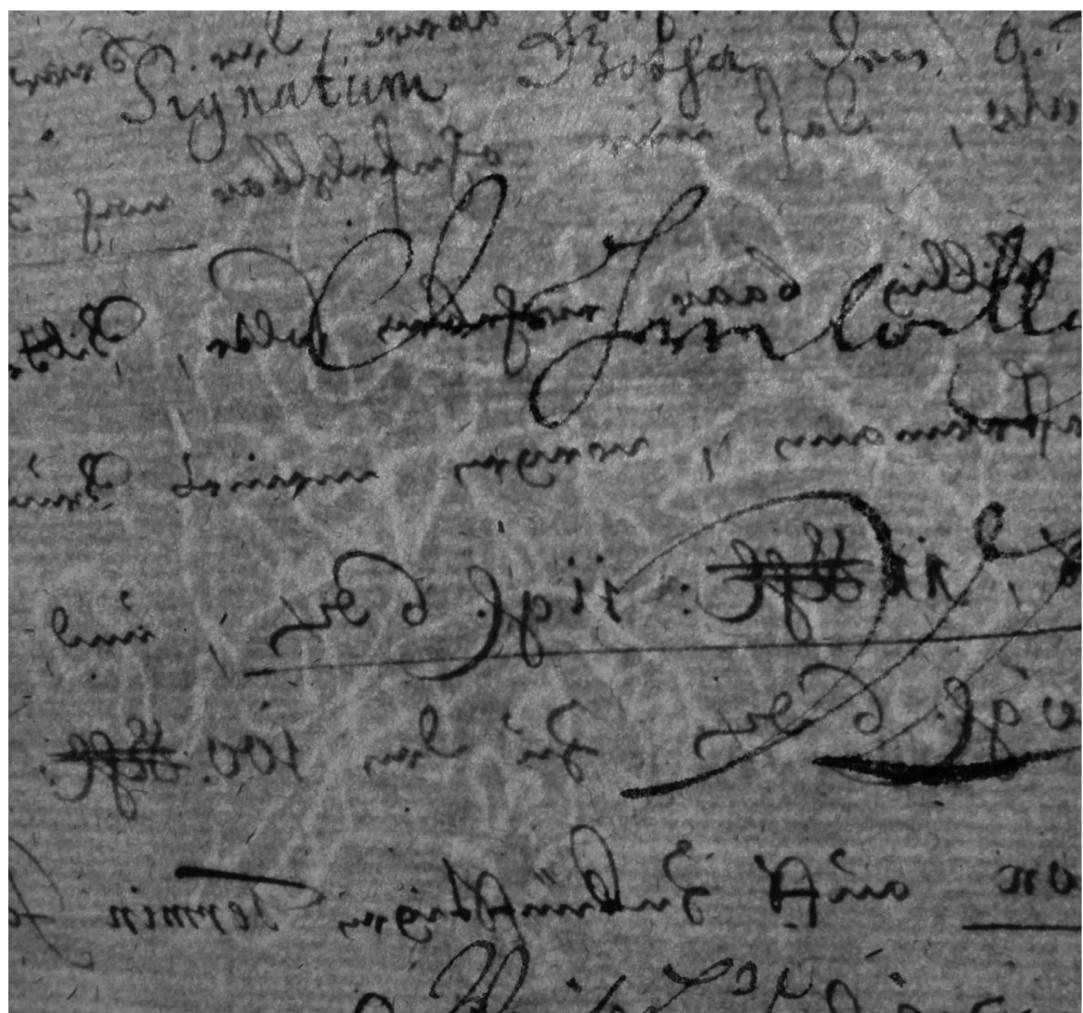


出典 バイエルン国立図書館公開画像 図62のIV番画像を切り取っている。右腕付け根に「CS」の文字がやはり刻まれている。

Tentzel, Saxonia Numismatica. Dux Ernestus Gothanus. Tab 62 IV. between pp.754 and 755.

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb11929856?page=908,909>

図6 透かし模様



ゼツケンドルフの自筆書簡とエルンスト敬虔公のメダル
(川又)

図5 書簡裏面 p.2

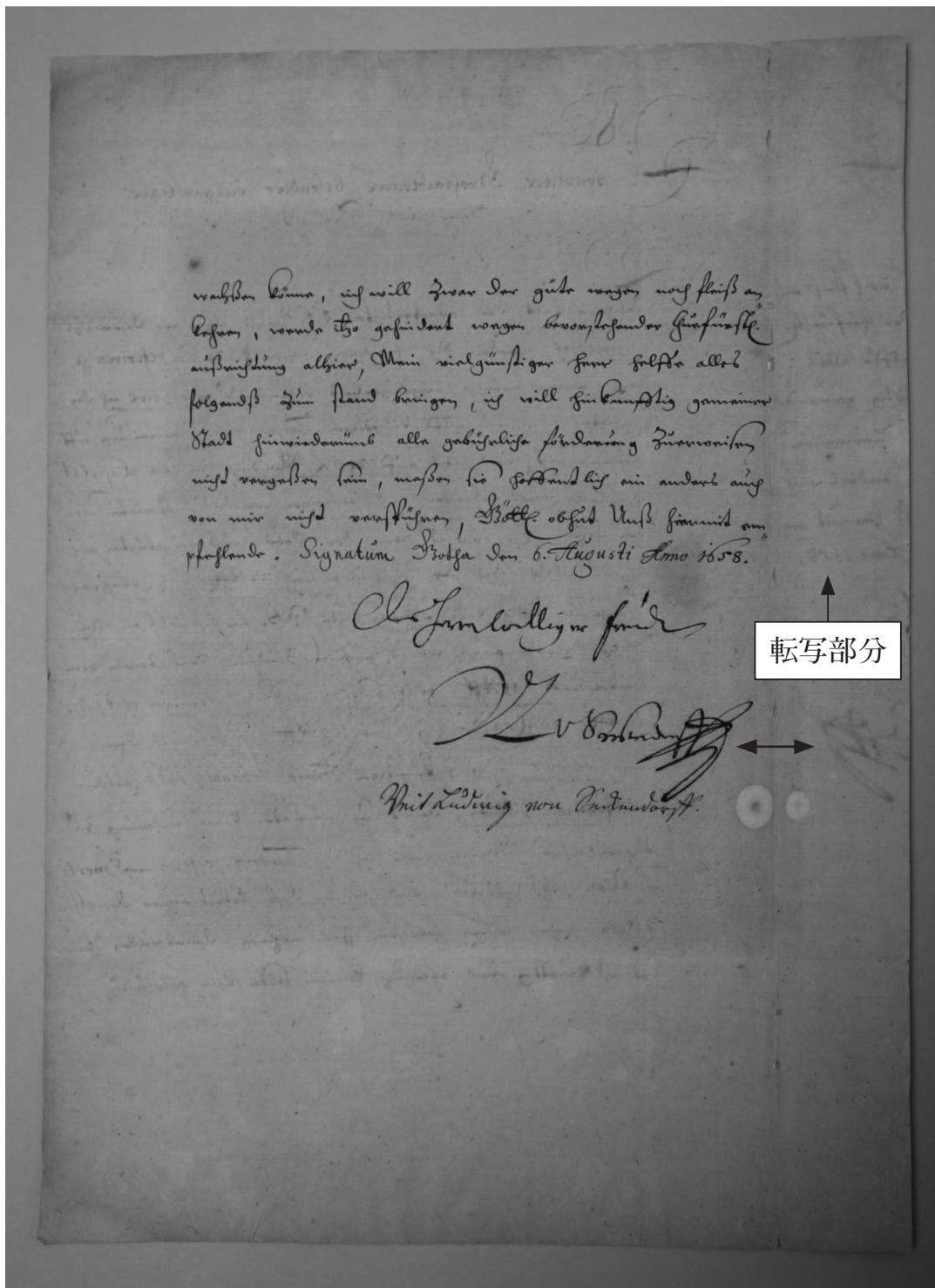
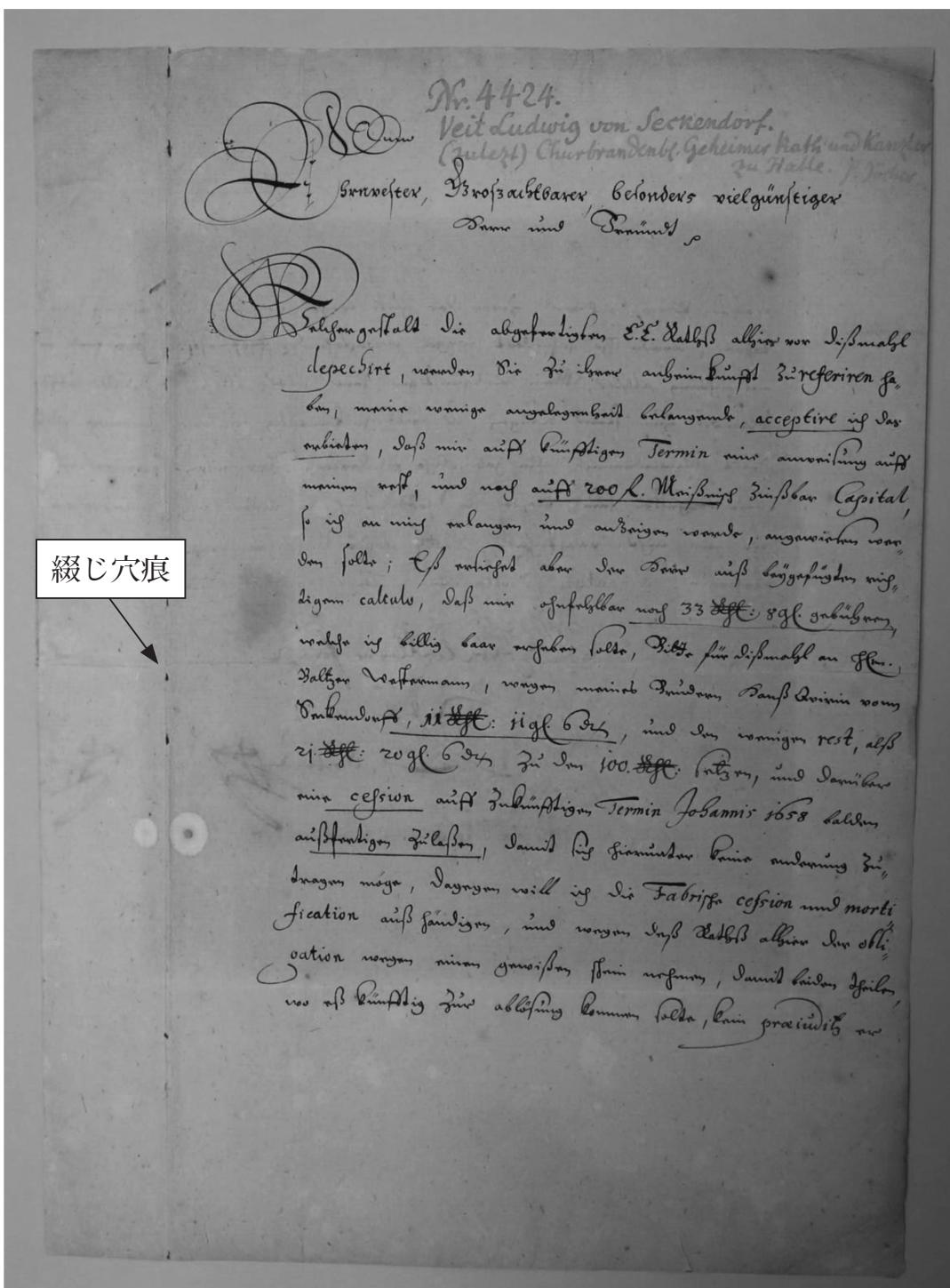


図4 書簡表面 p.1

ゼツケンドルフの自筆書簡とエルンスト敬虔公のメダル（川又）



Reichspublizistik · Politik · Naturrecht. 2., erweiterte Auflage. Frankfurt am Main, Alfred Metzner Verlag. 1987. 佐々木有司・柳原正治訳『一七・一八世紀の国家思想家たち——帝国公（国）法論・政治学・自然法論——』木鐸社。1995年。

Tentzel, Wilhelm Ernst. *Saxonia Numismatica oder Medaillen-Cabinet von Gedächtniß-Münzen und Schau-Pfennigen/ welche die durchlauchtigsten Chur- und Fürsten zu Sachsen Ernestinischer Haupt-Linie prägen und verfertigen lassen/ aus vielen Cabineten mit Fleiß zusammen gelesen/ in schöne Kupffer gebracht/ und aus der Historie und Stamm-Registern erläutert durch Wilhelm Ernst Tentzeln/ Königl. Pohln. und Chur F. Sächß. Rath und Historiographum.* Verlegt durch Christian Wermuthen/ Käyser. privilegirten/ auch Königl. Preußischen Fürstl. Sachen-Gothaischen Medailleur. Zu finden in Franckfurt am Mayn bey Friedrich Knochen/ und in Leipzig bey Philipp Wilhelm Stocken/ Buchhändlern. Dresdnen gedruckt beym Kön. Hoffbuchdrucker/ Joh. Riedeln. 1705.
<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb11929856?page=1>

※本稿で示されたURLは2025年8月現在のものである。

V. L. v. Seckendorff's Autograph Letter and the Medal of Ernest the Pious (Ernst der Fromme)

KAWAMATA Hiroshi

V. L. v. Seckendorff (1626–1692) is regarded as one of the leading figures in German cameralism. He served Ernest the Pious (Ernst der Fromme. 1601–1675), Duke of Saxe-Gotha. Seckendorff's autograph letter, dated 11 August 1658, reveals that he was providing financial support to his younger brother, Hanß Quirin von Seckendorff (1635–nach 1692).

The medal features a bust of Ernest the Pious on the obverse and a seated female figure of *Pietas*, holding a cornucopia and a palm branch, on the reverse. The medal commemorates his successful and virtuous reign.

- Erziehung und Unterricht. Ein Beitrag zur Geschichte der Pädagogik des 17. Jahrhunderts.* Inaugural-Dissertation. Leipzig. Druck von B. G. Teubner. 1892. 川又祐訳「ゼッケンドルフと彼の教育・教授思想——17世紀教育史論——(抄訳)」『秋田論叢』15、1999年。
- Rechter, Gerhard. "Veit Ludwig von Seckendorff-Gutend (1626–1692)." in : Alfred Wenderhorst und Gerhard Pfeiffer (hrsg.), *Fränkische Lebensbilder. Neue Folge der Lebensläufe aus Franken.* Bd. 12. 1986. Neustadt / Aisch. Kommissionsverlag Degener & Co. pp.104–122.
- "Rötger, Gotthilf Sebastian", in : *Hessische Biografie*.
<https://www.lagis-hessen.de/pnd/115378480>
- "Gotthilf Sebastian Rötger", in : Wikipedia
https://de.wikipedia.org/wiki/Gotthilf_Sebastian_R%C3%BCtger
- Ruge, Hans-Jörg. *Vom Bibliothekar zum Geheimen Rat. Aspekte der beruflichen Laufbahn Veit Ludwig von Seckendorffs (1626–1692) in den Jahren seiner Anstellung im sachsen-gothaischen Staatsdienst (1646–1664).* Abschlußarbeit. Gotha. 1992. 川又祐訳「図書館員から枢密参議官へ——ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ（一六二六—一六九二）がザクセン・ゴータ国に勤務した時代（一六四六—一六六四）における経歴の諸相」『政経研究』49（2）、2012年。
- Seckendorff, Hanß Qvirin von. *Rede / Welche in dem hohen Saal / auff dem Fürstlichen Hauß Friedenstein / in beyseyn der Fürstlichen Cantzler und Räthe / Adelichen Hoff-Officianten / und sämplicher Hoffstatt / Cantzley- Consiftorial- und Cammer- Verwandten / auch des Kirchen- und Schul-Ministerii, und des Raths zu Gotha / Gehalten worden / Als der Fürstliche Körper Des weiland Durchleuchtigen Hochgeborenen Fürsten und Herrn / Herrn Johann Ernsten des Jüngern / Herzogen zu Sachsen / Jülich / Cleve und Bergk / Landgraffen in Thüringen / Marckgraffen zu Meissen / Graffen zu der Marck und Ravensbergk / Herrn zu Ravenstein / & Christmilden Andenckens / Aus obgedachtem Saal in die Fürstl. Hoff- Kirche getragen werden solte.* Den 11. Januarij 1658. Von Hanß Qvirin von Seckendorff / zu Obernzenn. GOTHA Gedruckt durch Johann Michael Schalln.
<https://opendata.uni-halle.de/handle/1981185920/97337?mode=full>
- Stargardt, J. A. *Autographen und Urkunden aus drei Jahrhunderten Katalog* 684. J. A. Stargardt. 2006.
<https://www.yumpu.com/de/document/view/4006214/3034-stargardt-katalog-684-inhalt-ja-stargardt>
- Stolleis, Michael (hrsg.). *Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert.*

<http://diglib.hab.de/wdb.php?dir=mss/ed000035-3b&pointer=0>

<http://diglib.hab.de/mss/ed000035-3b/start.htm?image=00051>

Merian (b), Matthaeus der Ältere. *Der Fruchtbringenden Gesellschaft Nahmen, Vorhaben, Gemählde und Wörter : Nach jedes Einnahme ordentlich in Kupfer gestochen, und In achtzeilige Reimgsetze verfasset, Das Erste Hundert. Franckfurt am Mayn, Bey Mattheo Merian.* 1646. Mit Georg Philipp Harsdörffers *Fortpflanzung der Hochlöblichen Fruchtbringenden Gesellschaft : Das ist / Kurtze Erzählung alles dessen / Was sich bez Erwehlung und Antrettung hochbesagter Gesellschaft Oberhauptes / Deß Höchteinursten und Wehrtesten Schmackhaften / begeben und zugetragen. Samt Etlichen Glückwünschungen / und Einer Lobrede deß Geschmackes.* Gedruckt zu Nürnberg/ bey Michael Endter/ Im Jahre 1651. Nachdruck. Kösel-Verlag. München. 1971.

Wolfenbüttel Digital Library - Sources

<http://diglib.hab.de/drucke/17-4-1-eth/start.htm?image=00053>

https://books.google.co.jp/books?vid=BL:A0022133648&redir_esc=y

Merseburger, Otto. *Sammlung Otto Merseburger umfassend Münzen und Medaillen von Sachsen. Albertinische und Ernestinische Linie. Zu den beigesetzten Preisen zu beziehen von Zschiesche & Köder, Leipzig, Münzenhandlung. Mit zwei Tafeln.* Verlag Zschiesche & Köder, Leipzig, 1894.

https://digital.slub-dresden.de/werkansicht?tx_dlf%5Bid%5D=78783&tx_dlf%5Bdouble%5D=1&tx_dlf%5Bpage%5D=1

[Neumark, Georg]. *Der Neu-Sprossende Teutsche Palmbaum. Oder Ausführlicher Bericht, Von der Hochlöblichen Fruchtbringenden Gesellschaft Anfang, Absehn, Satzungen, Eigenschaft, und deroselben Fortpflanzung, mit schönen Kupfern ausgeziehret, samt einem vollkommenen Verzeichniß, aller, dieses Palmen-Ordens Mitglieder Derer Nahmen, Gewächsen und Worten, hervorgegeben Von dem Sprossenden [Georg Neumark].* Zufinden bey Joh. Hoffman Kunsth. in Nürnb[erg]. Drukcts, Joachim-Heinrich. Schmid in Weinmar/ F. S. Hof-Buchdr. [1668]

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb11093578?page=6>

Niceron, Johan Peter. *Nachrichten von den Begebenheiten und Schriften berümter Gelehrten mit einigen Zusätzen herausgegeben von Friedrich Eberhard Rambach.* Siebenzehnter Theil. Halle, Verlag und Druck Christoph Peter Franckens, 1758. pp.300–343.

Pahner, Richard. *Veit Ludwig von Seckendorff und seine Gedanken über*

- Jahrbücher der Königlichen Akademie gemeinnütziger Wissenschaften zu Erfurt.* Neu Folge. Heft XXII. Erfurt, 1896. Verlag von Carl Villaret. (Inhaber : Hugo Friedrich.). pp.113–153.
https://zs.thulb.uni-jena.de/rsc/viewer/jportal_derivate_00212010/Jahrbuecher_Akademie_Erfurt_NF_1896_22_0001.tif?logicalDiv=jportal_jparticle_00289110
- Fürstlich Waldecksche Hofbibliothek. Klebebände (Band 1). ハイデルベルク大学公開資料（エルンスト敬虔公肖像）
<https://digi.ub.uni-heidelberg.de/fwhb/klebeband1/0193/image,info>
<https://doi.org/10.11588/diglit.3863#0193>
- Gelbke, Johann Heinrich (hrsg). *Herzog Ernst der Erste genannt der Fromme zu Gotha als Mensch und Regent. Eine historische Darstellung aus Acten und bewährten Druckschriften gezogen und mit einem Urkundenbuche.* Gotha, bey Justus Perthes. 1810. 3 Bde.
- Janicke, Karl, “Rötger, Gotthilf Sebastian” in: *Allgemeine Deutsche Biographie*. Bd., 29. 1889. pp.303–305.
 [Online-Version] ; URL: <https://www.deutsche-biographie.de/pnd115378480.html#adbcontent>
- Jöcher, Christian Gottlieb (hrsg). “von Seckendorff (Veit Ludewig)” in : *Allgemeines Gelehrten-Lexicon, darinne die Gelehrten aller Stände sowohl männ- als weiblichen Geschlechts, welche vom Anfange der Welt bis auf ietzige Zeit gelebt, und sich der gelehrten Welt bekannt gemacht, nach ihrer Geburt, Leben, merckwürdigen Geschichten, Absterben und Schrifften aus den glaubwürdigsten Scribenten in alphabetischer Ordnung beschrieben werden.* 4. Theil, her aus gegeben von Christian Gottlieb Jöcher. Leipzig. 1751. Unveränderter Nachdruck. Hildesheim. Georg Olms Verlagsbuchhandlung. 1961. pp.464–466 (二段組).
- Killy, Walter, und Vierhaus, Rudolf (hrsg). *Deutsche Biographische Enzyklopädie*. Bd., 9. München. K.G. Saur. 1998.
- Kuntke, Bruno. *Friedrich Heinrich von Seckendorff (1673–1763)*. Husum. Matthiesen Verlag. 2007.
- Merian (a), Matthaeus der Ältere. *Der Fruchtbringenden Gesellschaft Vorhaben, Nahmen, Gemählde Vnd Wörter. Nach jedweders einnahme ordentlich In kupffer gestochen mit Vndergesetzten teutschen Reimen.* [Frankfurt, Main] : [Merian], [1630]
<https://kxp.k10plus.de/DB=1.28/SET=3/TTL=1/MAT=/NOMAT=T/CLK?IKT=8062&TRM=Fruchtbringenden+Gesellschaft+Vorhaben%2F+Nahmen%2F+Gema%CC%88hlde+Und+Wo%CC%88rter>
- Wolfenbüttel Digital Library - Sources

Drumb bin ich Bitter-Süß genannt auff beyde recht/
Weil in der bösen Welt/ man nicht soll seyn so schlecht;
Wenn man ein frommes Hertz in seiner Ruhe lässt/
Und mit den Sticheln nicht den Zorn herausser presset/
So bleibt es in seim Thun gelinde/ süß und gut/
Hiergegen wehrt sich der/ der keinem Leid sonst thut.

一方、ゼッケンドルフは、

“Veit-Ludwig von Sekkendorf Fürstl. Sächs. geheimer Raht und Cantzler zu Zeitz. Der Hülfreiche. Steinspargen. Vor waklende Zähne.”

「ザクセン侯国枢密参議官、ツァイツの宰相ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ。慈悲深き人。石のアスバラガス（石シュパルゲン）。「ぐらつく歯に」と表現される（Neumark, p.392）。ゼッケンドルフは、1654年に入会し、会員番号は615である。彼の教会における名前は「慈悲深き人」（Der Hülfreiche）、象徴語は「ぐらつく歯に」（Vor waklende Zähne）、彼を象徴する植物は「石のアスバラガス（石シュパルゲン）」（Steinspargen）である（Cf., 615 Veit Ludwig von Seckendorff (Der Hülfreiche)）。これらは、薬草を思わせる石のアスバラガスのように、ぐらつく不安定な社会に援助の手を差し伸べるゼッケンドルフの姿を表すものなのかもしれない。残念ながら、八行詩と象徴画は存在しないようである。

(20) GOTHA. digital、そして Kalliope に関しては次のウェブページを参照せよ。

<https://gotha.digital/>

<https://gotha.digital/projekte/projekte-detail/content/24/2/3?cHash=bf5cca8c45a69b3f4fcfa2580904ada>

<https://kalliope-verbund.info/en/index.html>

参考文献

“019 Ernst I. von Sachsen-Gotha (Der Bittersüsse)”

“615 Veit Ludwig von Seckendorff (Der Hülfreiche)”

ヴォルフェンビュッテルのアウグスト公図書館（Herzog August Bibliothek Wolfenbüttel）が運営公開している「結実協会」ページ
Fruchtbringende Gesellschaft. Die deutsche Akademie des 17. Jahrhunderts.

<http://www.die-fruchtbringende-gesellschaft.de/>

http://www.die-fruchtbringende-gesellschaft.de/index.php?article_id=16

Brode, Reinhold. “Die schwedische Armee nach dem Prager Frieden und die Enthauptung des Obristen Joachim Ludwig von Seckendorff.” in :

- (17) 「CS」が刻印されているメダルがかつて MA-Shops で販売されたことがある。やはり「CS」の詳細は不明である。

https://www.ma-shops.nl/knopek/item.php?id=9269&srsltid=AfmBOooRZBK_lnhorFTW00TbRhHv5wvoEyIHvWhRObQilJNez2J9ZTwo

- (18) 結実協会についてはヴォルフェンビュッテルのアウグスト公図書館 (Herzog August Bibliothek Wolfenbüttel) のウェブページを参照せよ。

<http://www.die-fruchtbringende-gesellschaft.de/>

http://www.die-fruchtbringende-gesellschaft.de/index.php?article_id=16

<https://diglib.hab.de/mss/ed000035-3b/start.htm?image=00050>

http://www.die-fruchtbringende-gesellschaft.de/index.php?article_id=16&wWidth=1455&wHeight=632

- (19) エルンスト敬虔公は、協会に1619年に入会し、会員番号は19である。

メリアン (Merian, Matthaeus der Ältere. 1593–1650) は会員を、名前 (Nahmen)、韻を踏んだ八行詩で説明される目標 (Vorhaben)、植物を象った象徴画 (Gemählde)、そして象徴語 (Wort) で表している (Merian, (b). Kurtzer Bericht. 折記号 : g ij-g iij)。エルンスト敬虔公 (ここでは E.H.Z.S. Ernst Herzog zu Sachsen) の画像 (Merian, (b). 折記号 : E iij) では、彼の名前は「苦く甘き人」(Der Bittersüße)、象徴語は「両方に正しい」(Auff Beide recht)、象徴画はヴォルフェンビュッテルのアウグスト公図書館 (Herzog August Bibliothek Wolfenbüttel) の説明によると「小さな家 (殻) が開いているユダヤのサクランボ (ホオズキ) (Eine Jüden Kirsche mit jhrem Häußlein auffgethan)」(Cf., 019 Ernst I. von Sachsen-Gotha (Der Bittersüsse))、そして韻 (d と t) を踏んだ八行詩は

[Merian (b) 折記号 : E iij]

Wen man die Jüdenkirsch' anrürt mit blosser hand/
So wird gar bitter sie/ den süßen schmack verlieret:
Drumb Bittersüß' ich bin genant in einem stand/
Der geht auff beyde recht: In böser welt gespüret
Mehr bittres wird als guts/ mit uns also bewand
Sols sein/ das wan bey uns das sticheln zorn gebieret/
Wir doch in unserm thun gelinde/ süß' und gut
Erfunden werden/ so man keinem leid nicht thut.

である。しかし、Merian (a) では異なった八行詩が記載されている (Merian (a) 折記号 : E iij)。

Wenn man mit blosser Hand die Jüdenkirsch anröhret/
So wird gar bitter sie/ den süßen Schmack verliehret;

UND BERG の JOHANN の J から BERG の G まで、44文字を頭文字とし、44行の詩で歌われる。4行で1節となり11番まで韻を踏みながら歌われる。すなわち1.JOHA 2.NNER 3.NSTH 4.ERZO 5.GZUS 6.ACHS 7.ENIU 8.LICH 9. CLEU 10.EUND 11.BERG までの11番である。葬儀の説教後、Ⅱ嘆きの歌と慰めの歌を2つの合唱隊が交互に歌う。そして2つの合唱隊が交互に歌詞を1行ずつ合唱する、というものである。

- (8) Cf., Kommission für Veit Ludwig von Seckendorff zur Visitation der Beamten der Ämter Wachsenburg, Ichtershausen und Tonndorf. Signatur: LATH-StA Gotha, Geheimes Archiv JJ VII Nr. 4, Bl. 100v. 12.05.1658.
<https://www.kalliope-verbund.info/de/ead?ead.id=DE-611-HS-4027864>
- (9) Kalliope（注(20)参照）で「Seckendorff, Johann Quirin von」を検索すると464件が検索できる。
- (10) 「慈悲深き人」の翻訳は、Stolleis、訳275ページ、注42を参照した。
- (11) ここで言及されている「DBE」は、*Deutsche Biographische Enzyklopädie*からの引用である (Cf., Bd., 9. p.253)。
- (12) ヤニケの言及のほかに、Hessische Biografieには、レトガーが「神学者、文献学者、教育者、自筆文書収集家、国會議員」であるとの記載がある。
<https://www.lagis-hessen.de/pnd/115378480>
- さらに出典は不明であるが、「Rötger war ein eifriger Sammler von Handschriften seiner Zeitgenossen. Seine Sammlung umfasste einige tausend Stücke, jedes Einzelne war sorgfältig mit Tinte in Rot bezeichnet. Seit etwa 1998 tauchen die Autografen im Handel auf」（レトガーは、同時代の人々の手稿の熱心な収集家であった。彼のコレクションには数千点が含まれており、それぞれに赤いインクで丁寧に特徴が表示されている。自筆文書は1998年頃から〔取引に〕出回っている）との記載もある。(Cf., Wikipedia, "Gotthilf Sebastian Rötger")
https://de.wikipedia.org/wiki/Gotthilf_Sebastian_R%C3%BCtger
- (13) ヴェスターマンの詳細は不明である。Kalliope で “Baltzer Westermann” を検索しても資料は残っていないようである。
- (14) ゼッケンドルフは署名を2度書きしている。表記や字体をあえて変えることで、本書簡がゼッケンドルフの直筆であることを強調していると思われる。
- (15) Georg-August-Universität Göttingen, Münzkabinett.
https://www.deutsche-digitale-bibliothek.de/item/SXQXWN3SZ765X7J3M2TFP337AKX5HXEW?utm_source=chatgpt.com
https://www.kenom.de/objekt/record_DE-MUS-062622_kenom_384341/1/
- (16) この胸像（図9）とほぼ同じ図柄、軍装の肖像画が存在している。ザントラールト（Jacob von Sandrart. 1630–1708）作のエルンスト敬虔公肖像画を参照せよ（図11）。

弟ハンス・クヴィリンに関する資料の種類・内容や、それらを所蔵している機関が分かるようになった。またこれによって、ゼッケンドルフの学際的研究を推進する大きな手段を私たちは手に入れたことになる。そしてそれから、今回紹介したゼッケンドルフの書簡と関連する資料を見つけることができるかもしれない。

注

- (1) ゼッケンドルフの父に関しては、ブローデ (Brode) の著作を参照せよ。
- (2) 弟ハンス・クヴィリンの名 Hanß Qvirin は、「Johann Qurin」(Cf., GOTHA.digital. Rechter, p.112. Kuntke, p.40)、「Qvirinus」(Cf., Niceron, p.301)、そして「Hanß Quirin」(大学図書館書誌) と表記されることもある。Cf., <https://opendata.uni-halle.de/handle/1981185920/97337?mode=full>
ハンス・クヴィリンに関してはレヒター (Rechter) とクントゥケ (Kuntke) を参照せよ。
- (3) フリードリヒ・ハインリヒに関しては、クントゥケ (Kuntke) を参照せよ。
- (4) ゼッケンドルフは俗界統治に関しては『ドイツ君主国』を、聖界統治に関しては『キリスト教徒国』(Christen-Stat. 1685) を著している。
- (5) 書簡にはほかにも多数の折目の跡がある。ゼッケンドルフ自身が書簡作成・送付時に付けた折目なのか、後の所有者が付けた折目なのかは判然としない。
- (6) ヨハン・エルンストの隨行旅行に関しては、パナー (Cf., Pahner, pp.12-13. 川又訳、86ページ)、ルーゲ (Cf., Ruge, pp.20-21. 川又訳、150-151ページ)などを参照せよ。
- (7) 追悼講演は、フリーデンシュタイン城のホールにおいて多くの参列者を前に行われた。ヨハン・エルンストの亡骸は城の宮廷教会に葬られる。
ハンス・クヴィリンの『講演』は、追悼講演本文 (pp.[1]-[9])
I キリスト教徒の死の歌 (Christliches Sterbe Lied auf den Fürstl. Namen
JOHANN ERNST HERZOG ZU SACHSEN, JULICH, CLEVE UND
BERG) (pp.[10]-[11])
II 嘆きと慰めの歌 (Klag- und Trost-Lied) (pp.[12]-[14])
2つの合唱隊の合唱 (Beyde Chör zusammen)
各合唱隊が交互に歌う1行〔詩の合唱〕(Jeder Chor eine Zeile umb die ander) から構成されている。これは当日の葬儀の進行を表している。ハンス・クヴィリンの追悼講演の後、まずキリスト教徒の死の歌が歌われる。この歌は、JOHANN ERNST HERZOG ZU SACHSEN, JULICH, CLEVE

ルンスト敬慶公の治世が敬慶（ピエタス）、繁栄（豊穣の角）、勝利（棕櫚の葉）をもたらしていたことを象徴していると思われる。残念ながら顔や胸、お腹、豊穣の角の螺旋部分、そして右手から右足部分が摩耗している。この女性ピエタス像の周囲には

In Silen tio Et Spe [In silentio et spe]

Pietas

1673

「沈黙と希望のうちに ピエタス 1673」

と読めるラテン語文字が刻まれている。「沈黙と希望のうちに」は聖書のイザヤ書30章15節に由来している。これはエルンスト敬慶公の格言、モットーでもあった。

メダルの制作地は明記されていないが、制作年の1673年は、もちろんエルンスト敬慶公が存命中であり、その居城フリーデンシュタイン城（Friedenstein）が位置するゴータで制作された可能性が高い。

エルンスト敬慶公とゼッケンドルフは結実協会（Fruchtbringende Gesellschaft）に所属していた⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。結実協会の象徴が棕櫚の木であったので、エルンスト敬慶公との関連で棕櫚の木が図柄として選ばれたのかもしれない。

4 おわりに

現在、ゼッケンドルフが活躍した、そして彼が仕えたエルンスト敬慶公の居城があったゴータでは、GOTHA. digital という事業が進められている。またさらにこれと、Kalliopeとの連動も深化している⁽²⁰⁾。これらは、ゼッケンドルフやエルンスト敬慶公などの歴史的な関連資料をデジタルアーカイブ化し、カタログ化して公開する事業となっている。この事業によって、日本に居ながらにして、ゼッケンドルフや

(2) 表面 (Obverse) : エルンスト敬虔公の胸像

エルンスト敬虔公が顔を45度ほど右に向けた胸像が描かれている
(図9参照)。胸像の周囲に、そして胸像の右腕付け根に

ERNESTUS. D. G. DUX. SAX. in GOTHA. & ALTENb

[Ernestus Dei Gratia Dux Saxoniae in Gotha & Altenburg]

「神の恩寵によるゴータおよびアルテンブルクにおけるザクセン公エ
ルンスト」

CS

とラテン語が刻まれている。エルンスト敬虔公は、1672年、相続によつてアルテンブルクを獲得している。それが翌年に制作されたメダルに反映されて、彼の支配地にアルテンブルクが加えられているのである。胸像は、伸ばした髪が両肩にかかっている。首元には大きなレースと思われる襟飾り (Ruff) が見える。公は髭を蓄えている。鎧がほどこされた鎧を身に着けており、軍装をしている。そして右肩からマントあるいはサッシュ (Sash) のような布をまとっている⁽¹⁶⁾。額から右目にかけた部分、そして右肩周辺部分が摩耗している。「CS」はメダルの作者名・彫刻者名の頭文字と思われるが詳細は不明である⁽¹⁷⁾。

(3) 裏面 (Reverse) : ピエタス像

敬虔を表す女性ピエタスが、素足で45度ほど体を右に向けながら椅子に座っている(図10参照)。ピエタスは髪飾り(植物の冠?)をしているように見える。服装は古代ローマ風の長衣を着ている。両袖とも折り返されており、肘から先の腕が見えている。その右手は豊穣の角を、左手は棕櫚の葉 (Palmwedel) を持っている。腰は帯あるいは紐で縛っている。髪や、肩から垂れている布が風になびいている一方で、豊穣の角からは実があふれて零れ落ちている。表面のエルンスト敬虔公の胸像に比べて、裏面のピエタス像は非常に躍動感がある。これらはエ

表2 エルンスト敬虔公のメダル

Title	Medal of Ernest the Pious (Ernst der Fromme)
Author / Contributor	CS 
Created / Published	[Gotha]
Year	[1673]
Medium	Tin
Dimensions	Diameter 46mm Thickness 5mm Weight 33.6g. Axis 12:00
Notes	ERNESTUS. D. G. DUX. SAX. in GOTHA. & ALTENb CS Pietas In Silentio Et Spe [1673] Sammlung Otto Merseburger, p.132 : 3049. Zinn-Med. 1673. Erhab. Brustb. v. vorn. Rs. Sitz. Frömmigkeit m. Füllhorn u. Palmenzweig. Tentzel, <i>Saxonia Numismatica</i> , Tab. 62 IV between p.754 and p.755, pp.759-761.

メダルは錫製である。メダルの作者名・彫刻者名は後述するように不明である。制作年代は、メダルの数字が潰れており判然としないが、上述の情報にしたがえば1673年である。

(1) 大きさ

メダルの直径は46mmである。エルンスト敬虔公が浮き彫りされているので、メダルの厚さは5 mmとなっている。重さは33.6gである。軸（メダルの表面裏面の上下位置）は12：00に設定されている。これは、メダルの上下の向きを変えずに、上下の軸（12時と6時をつなぐ縦軸）をそのままに回転させて裏返した場合、上下位置が反転せず、表面に描かれるエルンスト敬虔公の胸像と裏面に描かれるピエタス像が正しい構図で向き合っていることを意味する。

(Otto Merseburger. 1822–1898) のコレクションである。そのカタログ132ページの3049番にこのメダルが記載されている (*Sammlung*, p.132)。そこには次の説明がある。

3049. Zinn-Med. 1673. Erhab. Brustb. v. vorn. Rs. Sitz. Frömmigkeit m. Füllhorn u. Palmenzweig. Tentz. 62, IV. Dassd. 2337. Dm. 45. Vorz. e.

前段は「3049番 錫製メダル。1673年。表面は浮き彫り (erhaben) の胸像。裏面、豊穣の角と棕櫚の枝 (Palmzweig) を持つて、座つている敬虔なる女性〔像〕」である。後段の Tentz 以下には、出典 (文献) が示されている。前半の「Tentzel 62, IV.」は、テンツェル (Wilhelm Ernst Tentzel. 1659–1707) の『ザクセンの貨幣研究』 (*Saxonia Numismatica*) を指している。後半の「Dassd. 2337.」は何を表す番号であるかは特定できていない。最後の「Dm. 45. Vorz. e.」は「直径 45mm、保存状態は非常によい (Durchmesser 45. Vorüglich erhalten)」と思われる。本メダルの図版 (Dux Ernestus Gothanus. Tab 62 IV.) がこの『ザクセンの貨幣研究』の中で解説とともに掲載されている (Tentzel, Tab 62 IV. between pp.754 and 755. 図 7 参照)。また、本メダルはゲッティンゲン大学が所蔵しており⁽¹⁵⁾、画像も公開されている (図 8 参照)。

ここで著者が作成した、メダルの書誌を見よう (表 2 参照)。

あろうが、それは叶わない。ゼッケンドルフは、「来る1658年の聖ヨハネの日」を期日とした譲渡証書の作成を願っているが、この聖ヨハネの日が具体的にいつなのかは不明である。

書簡に用いられている用紙にはやや複雑な透かし模様がある。残念ながら、本文のインクが重なっていて、そのはっきりとした模様を読み取ることはできない（図6参照）。

3 エルンスト敬虔公のメダル

ゼッケンドルフが仕えたエルンスト敬虔公を象ったメダルを紹介する。このメダルは2024年、Münzenhandel Knopik社から筆者が入手した。同社からの情報は次の通りである。

Sachsen-Neu-Gotha

Ernst der Fromme 1640–1675

Zinnmedaille 1673 CS. Auf die Frömmigkeit.

Brustbild Ernst des Frommen halbrechts/ sitzende Pietas mit Füllhorn und Palmwedel

Slg. Merseburger 3049. 46.04mm 33.66g.

Erhaltung: selten, kratzer, sehr schön

「[表面に] ザクセン・ノイ・ゴータ エルンスト敬虔公 [像] 在位 1640–1675年 錫製メダル 1673年 CS。[裏面に]、敬虔 [を表すピエタス像] エルンスト敬虔公の半分右向きの胸像、豊穣の角と棕櫚の葉 (Füllhorn und Palmwedel) を持って、座っている女性ピエタス [像] メルゼブルガー・コレクション 3049番 [直径] 46.04mm [重さ] 33.66g. 保存状態：希少、ひっかき傷あり、とても良好」

ここで言及されているのは、铸貨収集家オットー・メルゼブルガー

Ihr freiwilliger freund

VLvSeckendorff

Veit Ludwig von Seckendorff

ゼッケンドルフの自筆書簡とエルンスト敬虔公のメダル（川又）

本書簡は、17世紀のドイツ語であり、全文を和訳することは筆者にとって非常に困難であるので、その大意を示すことにとどめたい。まず、ある都市の参議官へ宛てたとされるものは「尊敬すべき、高貴なる、とりわけ好意に溢れる閣下にして友よ」である。この友人に対して「来る期日において私への残金、さらにマイセン貨200フローリンの利息付元金に対する為替 (anweisung)」をゼッケンドルフが受け取れるように要請している。しかも、「同封された正確な計算書から、明らかにまだ33ライヒスターラー8グルденの支払い」をゼッケンドルフが受け取れると考えている。そのため「今回はバルツァー・ヴェスター
マン⁽¹³⁾氏に対して、私の弟ハンス・クヴィリン・フォン・ゼッケンド
ルフのために、11ライヒスターラー11グルден6クロイツァーをおあ
てがい〔お支払い〕下さい」。そして「わずかな残金21ライヒスター
ラー20グルден6クロイツァーは100ライヒスターラー」におあてがい
〔ご充当〕下さい」。そのことに関して「来る1658年の聖ヨハネの日を
期日に速やかに譲渡証書 (cession) の発行をお認め下さい」と相手方に
要請している。…1658年8月6日、ゴータにて署名。あなたの誠実な
友人 VLv ゼッケンドルフ ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケ
ンドルフ⁽¹⁴⁾。

ゼッケンドルフは、書簡の相手方である友人に対して債権を有して
いる。そこで彼は相手方が、バルツァー・ヴェスター・マンに対して11
ライヒスターラー11グルден6クロイツァーを支払うことで、その債
務を履行するよう求めているのである。本書簡によって、ゼッケンド
ルフは、ヴェスター・マンを介して弟ハンス・クヴィリンがこの金額を
受け取れるように手配していることが分かる。「同封の計算書」があれ
ば、相手方とゼッケンドルフの間の債権債務関係がより明瞭になるで

五五
（一四三）

政經研究第六十二卷第三号（二〇一五年十一月）

Welchergestalt die abgefertigten C. C. Rathß alhier vor dißmahl depechirt, werden Sie zu ihrer anheimkunfft zu referiren haben, meine wenige angelegenheit belangende, acceptire ich das erbieten, daß mir auff künfftigen Termin eine anweisung auff meinen rest, und noch auff 200 fl Meißenisch zinßbar Capital, so ich an mich erlangen und anzeigen werde, angewiesen werden solte ; Eß ersiehet aber der Herr auß beygefügtem richtigem calculo, daß mir ohnfehlbar noch 33 Rhl : 8 gl. gebühren, welche ich billig baar erheben solte, Bitte für dießmahl an Hrn. Baltzer Westermann, wegen meines Brudern Hanß Qvirin vom Seckendorff, 11 Rhl 11 gl 6 xr, und den wenigen rest, alß 21 Rhl : 20 gl 6 xr zu den 100 Rhl : setzen, und darüber eine cession auff zukünfftigen Termin Johannis 1658 balden außfertigen zulaßen, damit sich hierunter keine enderung zu tragen möge, dagegen will ich die Fabrische[Fabrische] cession und mortification auß händigen[außhändigen], und wegen deß Rathß alhier der obligation wegen einen gewissen schein nehmen, damit beiden theilen, wo eß künftig zur ablösung kommen solte, kein praeiuditz er[-]

【翻刻裏面 p.2】(図5参照)

wachßen könne, ich will zwar der güte wegen noch fleiß ankehren, werde itzo gehindert wegen bevorstehender Churfürstl. außrichtung alhier, Mein vielgünstiger Herr helffe alles folgendß zum stand bringen, ich will hinkünftig gemeiner Stadt hinwiederümb alle gebührliche förderung zuerweisen nicht vergeßen sein, maßen sie hoffentlich ein anders auch von mir nicht verspühren, Göttl. obhut Unß hiermit empfehlende. Signatum Gotha den 6. Augusti Anno 1658.

五六（一四四）

(3) 書簡の内容

では書簡の内容を見てみよう。まず書簡表面の1ページ上部には、本文とは異なる筆跡で、そして異なるインクを使用した次の書き込みがある。

Nr. 4424.

Veit Ludwig Seckendorf.

(Zuletzt) Churbrandenbl. Geheimer Rath und Kanzler

zu Halle. P. Jöcher

「4424番。

ファイト・ルートヴィヒ・ゼッケンドルフ。

(最終的に) 選帝侯国ブランデンブルクの枢密参議官そしてハレの学長。イエッヒャー教授。」

このイエッヒャーは、『総合学者辞典』 (*Allgemeines Gelehrten-Lexicon*) を編纂したクリスティアン・ゴットリープ・イエッヒャー (Christian Gottlieb Jöcher. 1694–1748) である。したがって、この書き込みはイエッヒャーの『総合学者辞典』を参照していると思われる (Cf., Jöcher, pp.464–466)。そして注 (12) にある Wikipedia の記載が信頼できるものであれば、これはおそらく、色褪せしているものの赤インクを使用したレトガー本人の書き込みと思われる。

本文の翻刻は次の通りである。下線や、Rhl (Reichstaler)への二重線は原文のままである。単語が途中で改行されている場合、原文では「„」が使用されているが、翻刻ではハイフン「-」に置き換えている。

【翻刻表面 p.1】(図4参照)

Ehrnvester, Groszachtbarer, besonders vielgünstiger
Herr und Freundt.

als Hauptvertreter des älteren deutschen Kameralismus” (Wikipedia). “Neben theologischen, philologischen und staatsrechtlichen Schriften waren vor allem seine staatstheoretischen Werke von großer Bedeutung, in denen er den deutschen Territorialstaat als Organisation wohlwollend-paternalistischer Reglementierung des Individuums beschrieb” (DBE)⁽¹¹⁾. - Papierbedingt etwas gebräunt sowie leicht angestaubt und mit geringfügigen Lasuren, im ganzen jedoch sehr wohlerhalten.

1. ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ、学者、政治家、「慈悲深き人」と呼ばれる（1626–1692）。直筆による結びのあいさつ表現と署名付き書簡（*Brief mit eigenhändiger Empfehlungsformel und Unterschrift*）、1658年8月6日、ゴータ。1と2/3ページ。二つ折り。ある都市の参議官に宛てた業務案件〔書簡〕：「…今回、わが弟ハンス・クヴィリーン・フォン・ゼッケンドルフのために11ライヒスターラー11グルден（ギルダー）6クロイツァーをバルツァー・ヴェスターマン氏に〔支払うよう〕要請…（省略）」。…「神学上の、言語学上のそして国法上の著作と並んで、とりわけ彼の国家理論の著書は大きな意義を持っている。その中で彼はドイツ領邦国家を、個人を慈悲深く、父権的に統制する組織であると記述している」⁽¹¹⁾。紙の性質上、いくらか日焼けしており、またやや旧くなっている。些細な損傷あり。全体としては良好に保存されている。

であった。シュタールガルトのカタログによれば、本書簡のかつての所有者は草稿収集家レトガー（Gothilf Sebastian Rötger, 1749–1831）（Cf., Janicke, pp.303–305）⁽¹²⁾である可能性が高い。ただし、レトガー・コレクションの詳細は不明である。

Bruders ... 11 Rhl: ..., und den wenigen rest ... zu den 100 Rhl: setzen, und darüber eine cession auff zukünftigen Termin Johannis 1658 balden ausfertigen zulaßen, ... dagegen will ich die Fabrische cession und mortification außhändigen ... - Aus der Sammlung Rötger.

ゼッケンドルフの自筆書簡とエルンスト敬虔公のメダル（川又）

82 ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ、大学者、政治家。結実協会の「慈悲深き人」⁽¹⁰⁾、1626–1692。署名と結びのあいさつ入り書簡 (Brief mit Unterschrift und E[Empfehlungsformel].)、1658年8月6日、ゴータ。1と2/3ページ。二つ折り。製本 (糸綴じ) の跡あり。かすかな日焼け。宛名用紙は切除されている…。

ある都市の参議官に宛てた業務案件 [書簡]。

[都市参議官に宛てて] 「…今回、わが弟のために11ライヒスターラーをバルツァー・ヴェスターマン氏に [支払うよう] 要請… (省略)」。
レトガー・コレクション由来。

また Inlibris 社から筆者に提供された情報は

1. Seckendorff, Veit Ludwig von, Gelehrter und Staatsmann, gen. "der Hilfreiche" (1626–1692). - Brief mit eigenh. Empfehlungsformel und U. - Gotha, 6. VIII. 1658. - 1 2/3 SS. Folio. - In einer geschäftlichen Angelegenheit an den Rat einer Stadt: "[...] Bitte für dießmahl an Hrn. Baltzer Westermann, wegen meines Brudern Hanß Quirin vom Seckendorf, 11 Rhl 11 gl 6 xr, und den wenigen rest, alß 21 Rhl 20 gl 6 xr Zu den 100 Rhl setzen, und darüber eine cession auff zukünftigen Termin Johannis 1658 balden außfertigen zulaßen, damit sich hierunter keine enderung zutragen möge, dagegen will ich die Fabrische cession und mortification außhändigen [...]" . - Veit Ludwig von Seckendorff, als "der Hilfreiche" Mitglied der Fruchtbringenden Gesellschaft, "gilt

五九
（二四七）

に対する巡察が命じられている⁽⁸⁾。書簡が作成された8月のこの時期、ゼッケンドルフは通常の業務に加えて、こうした巡察業務に忙殺されていたと思われる。

ゼッケンドルフの末弟のハインリヒ・ゴットロープもゴータの宮廷内で昇進を遂げている。一方、弟ハンス・クヴィリンの経歴・消息に関する情報はゼッケンドルフが残した資料を見る必要がある⁽⁹⁾。ゼッケンドルフは、ハンス・クヴィリンにしっかりとした教育を施し、1653年から1658年までヘルムシュタットとゴータで学ぶための資金を提供した。だがハンス・クヴィリンは、大酒飲みでギャンブル狂い(*ein Saufaus und leidenschaftlicher Spieler*)であった(Cf., Rechter, p.112)。彼は生涯、借金問題でゼッケンドルフたちに大きな迷惑をかけていたという。

(2) 書簡の由来

このような、エルンスト敬虔公に仕える多忙な業務、そして弟ハンス・クヴィリンへの資金提供という背景の下で書かれたのがゼッケンドルフの書簡なのである。本書簡はシュタールガルトの販売カタログ「Autographen und Urkunden aus drei Jahrhunderten Katalog 684. J. A. Stargardt. 2006.」に掲載・販売されていたものである。その後、2009年にウィーンの Antiquariat Inlibris 社から発売されたが、それを入手したのが筆者である。シュタールガルトのカタログは次のような説明であった(Stargardt, p.36)。

82 SECKENDORFF, Veit Ludwig von, Polyhistor und Staatsmann; der „Hilfreiche“ der Fruchtbringenden Gesellschaft, 1626–1692. Br. m. U. u. E. Gotha 6. VIII.1658. 12/3 S. folio. Heft-spuren, gering braunfleckig, Adreßblatt abgetrennt ...

An den Rat einer Stadt in einer geschäftlichen Angelegenheit.

... *Bitte für dißmahl an Hrn. Baltzer Westermann, wegen meines*

簡は筆者の手元に渡るまでに、さまざまな所有者のもとを経てきたことがうかがえる。

図2 書簡の大きさと糸綴じの跡

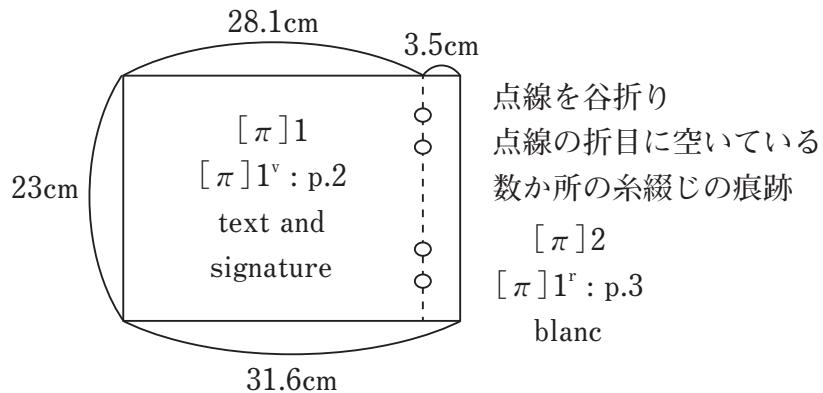
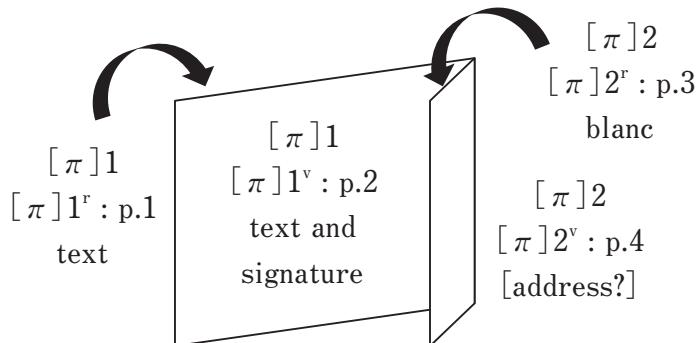


図3 谷折りされた書簡の折丁



(1) 書簡の背景

1656年に『ドイツ君主国』を公刊した後ゼッケンドルフは、エルンスト敬虔公の長子ヨハン・エルンスト (Johann Ernst, 1641–1657) が1657年にオランダ訪問をする際（9月15日から10月31日まで）、随行している⁽⁶⁾。その後ヨハン・エルンストは同年12月31日に歿している。翌1658年1月に営まれたヨハン・エルンストの葬儀では、11日にゼッケンドルフの弟ハンス・クヴィリンが追悼講演を行っている (Cf., Hanß Qvirin von Seckendorff)⁽⁷⁾。1658年春、エルンスト敬虔公はアムト巡察を行う。これに伴い、ゼッケンドルフにも特定のアムト（ヴァクセンブルク [Wachsenburg]、イヒタースハウゼン [Ichtershausen]、トンドルフ [Tondorff]）

インリヒ・ゴットロープの陰に隠れた不遇の人生を送ることになる。

筆者が作成した本書簡の書誌は次の表のとおりである。

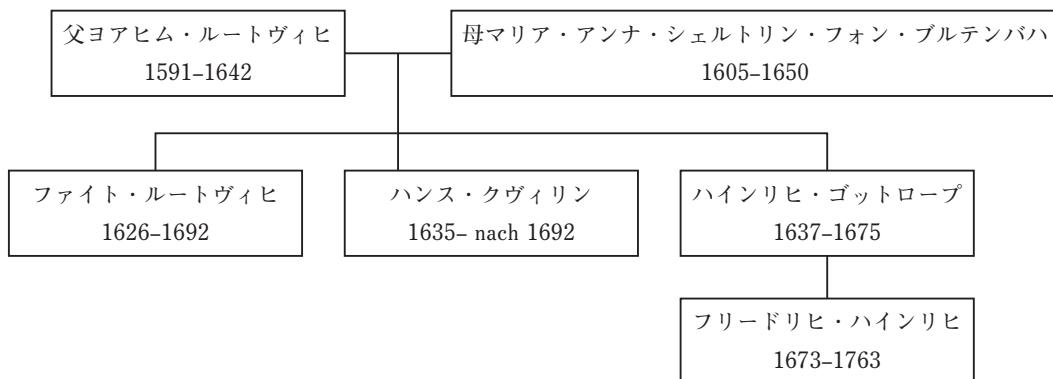
表1 ゼッケンドルフの宛名不明自筆書簡

Title	[Letter] 1658 August 6, Gotha, to Ehrnvester, Groszachtbarer, besonders vielgünstiger Herr und Freundt / VLvSeckendorff
Author / Contributor	Veit Ludwig von Seckendorff
Created / Published	Gotha
Year	1658 August 6.
Medium	1 sheet ([4] p. ; 23 × 28.1 [31.6] cm). folio. $[\pi]^2$ $[\pi]1$ $[\pi]1^r$: p.1 (text), $[\pi]1^v$: p.2 (text and signature). $[\pi]2$ $[\pi]2^r$: p.3 [blanc], $[\pi]2^v$: p.4 [address sheet]. $[\pi]2$ is detached.
Notes	Holograph signed Paper watermarked : unknown watermark. Letter begins: Ehrnvester, Groszachtbarer, besonders vielgünstiger Herr und Freundt ...

書簡の大きさは縦23cm、横31.6cmである（図2参照）。本書簡は、ゼッケンドルフの署名（Signature）のあるページを上（表）にして、右から3.5cmの位置で二つ折り（folio）にされている（谷折り）⁽⁵⁾。この折り方は、書簡を折りたたんだ際に本文や署名のインクが完全に乾いておらず、折られた部分にそれらの一部が転写していることから確認できる（図3、図5参照）。したがって、本書簡は全4ページで構成されている（図3参照）。折り記号（Signature）を仮に「 π 」とし、折丁を「 $[\pi]^2$ 」と表すことにする。この場合、 $[\pi]1$ の表面（1ページ目、recto）には本文が書かれ、裏面（2ページ目、verso）には本文の続きとゼッケンドルフの署名が記されている。 $[\pi]2$ は、折り目の余白部分を残して切り取られており、 $[\pi]2$ の表面（3ページ目、recto）は空白と思われる。あるいは後述の「同封計算書」に関する記述があったかもしれない。裏面（4ページ目、verso）には、おそらく宛名が書かれていたと考えられる。さらに、折り目部分には、後の所有者が糸で綴じたと思われる痕跡が数か所残されている（図2、図4参照）。これらの特徴から、本書

がいる(図1参照)。ちなみに末弟ハインリヒ・ゴットロープの子は、軍人、外交官として活躍したフリードリヒ・ハインリヒ・フォン・ゼッケンドルフ(Friedrich Heinrich von Seckendorff, 1673-1763)⁽³⁾である。ゼッケンドルフたちは、父が謀反の罪で斬首されたため、その後は母によって育てられた。ゼッケンドルフはザクセン・ゴータのエルンスト敬虔公に見いだされ、エルンスト敬虔公に重用されることになる。彼は、エルンスト敬虔公の宮廷内で学問を学び、1648年に侍従(Cammerherr)として出仕する。出仕後は順調に出世し、彼は宰相(カンツラー、Canzler)に就任する。官僚としての実務経験を積むことでエルンスト敬虔公からの信頼を勝ち取ったのである。ゼッケンドルフは1656年に代表作『ドイツ君主国』(*Teutscher Fürsten Stat*)を発表する⁽⁴⁾。君主鑑として書かれた本書は版を重ね、1727年に官房学が大学教科として創設された後には、本書は教科書としても利用され、18世紀においてもその影響力を保持した。

図1 ゼッケンドルフ家系図



出典(参照) Rechter, Übersichttafel between pp.120 and 121. Kuntke, p.395.

2 ゼッケンドルフの自筆書簡

今回紹介するゼッケンドルフの自筆書簡は、後述するように Inlibris 社から筆者が2009年に入手したものである。この書簡には弟ハンス・クヴィリンも登場する。ハンス・クヴィリンは残念ながら、兄や弟ハ

~~~~~  
資 料  
~~~~~

ゼッケンドルフの自筆書簡と エルンスト敬虔公のメダル

川 又 祐

- 1 はじめに
- 2 ゼッケンドルフの自筆書簡
- 3 エルンスト敬虔公のメダル
- 4 おわりに

1 はじめに

ゼッケンドルフ (Veit Ludwig von Seckendorff. 1626–1692) はドイツ官房学派の代表者の一人であり、来年2026年は、彼が誕生した1626年から生誕400年となる。再来年2027年は、1727年にドイツの大学において官房学の講座が創設されて300年となる。

本稿では、こうしたゼッケンドルフの自筆書簡と、彼が仕えたエルンスト敬虔公 (Ernst der Fromme. 1601–1675. 公に関しては Gelbke を参照せよ) を象ったメダルを紹介する。ゼッケンドルフは図1のように、父ヨアヒム・ルートヴィヒ (Joachim Ludwig von Seckendorff. 1591–1642)⁽¹⁾ と母マリア・アンナ・シェルトリン・フォン・ブルテンバハ (Maria Anna Schertlin von Burtenbach. 1605–1650) の長男として誕生した。弟にハンス・クヴィリン (Hanß Qvirin von Seckendorff. 1635–nach 1692)⁽²⁾ と、末弟ハインリヒ・ゴットローブ (Heinrich Gottlov von Seckendorff. 1637–1675)

- 第29条 州（共和国的意義を有する市・首都）アキムの権限
第30条 ライオン（州的意義を有する市）アキマット：構築および構成
第31条 ライオン（州的意義を有する市）アキマットの権限
第32条 ライオン（州的意義を有する市）アキムの選任、解任、権限停止の手順
第32-1条（削除）
第32-2条 州的意義を有する市のライオン・共和国的意義を有する市のライオン・首都におけるライオンのアキムの選任、解任および権限停止の手順
第33条 ライオン（州的意義を有する市）アキムの権限
第34条 共和国的意義を有する市（首都）のライオン・ライオン的意義を有する市・保養村・村・農村地区におけるアキマット
第35条 市ライオン・ライオン的意義を有する市・保養村・村・農村地区におけるアキムの権限
第36条 ライオン的意義を有する市・村・保養村・農村地区におけるアキムの選任、解任および権限停止の手順
第36-1条 削除
第36-2条 選挙で選ばれるアキム候補者の要件
第37条 アキマットおよびアキムの行為
第38条 州・共和国的意義を有する市・首都・ライオン（州的意義を有する市）・市ライオンにおけるアキム事務局
第38-1条 ライオン的意義を有する市・村・保養村・農村地区におけるアキム事務局
第39条 地方予算で運営される行政機関

第3-1章 地方自治への市民参加

- 第39-1条 地方自治への市民参加の事由
第39-2条 地域コミュニティ構成員の権利と義務
第39-3条 地域コミュニティ会合および地域コミュニティ集会
第39-4条 地方自治団体の義務
第39-5条 政府機関と地方自治団体との相互関係
第39-6条 地方自治団体の責任
第39-7条 地方自治の地域協議会

第4章 最終規定および経過規定

- 第40条（削除）
第41条 本法と他の法律との関係およびその規定の実施手順

第3条 地方行政および地方自治活動の経済財政基盤

第4条 マスリハット、アキムおよびアキマットの基本要件と制限

第2章 マスリハット活動の構築、権限および組織化

第5条 マスリハットの構築手順

第6条 マスリハットの権限

第7条 マスリハットの行為

第8条 マスリハットの組織

第9条 マスリハットの規定

第10条 マスリハット議会の招集手順

第11条 マスリハット議会の開催手順

第12条 マスリハット常任委員会の組織と活動

第13条 マスリハット常任委員会における公聴会

第14条 マスリハット常任委員会の職務と権限

第15条 マスリハット常任委員会の業務および決議採択の手順

第16条 (削除)

第17条 マスリハット臨時委員会

第18条 (削除)

第19条 マスリハット議長

第19-1条 マスリハット常任委員会委員長

第20条 マスリハット議員

第21条 マスリハット議員の権限行使における権利、義務および責任

第21-1条 議員による要請

第21-2条 マスリハットにおける議員連合

第21-3条 マスリハット議員の能力向上

第22条 議員活動に関する経費

第23条 マスリハットの権限停止事由

第23-1条 アキムの任命に対するマスリハット議員の同意手順

第24条 アキムに対する不信任表明を行うマスリハットの権限

第25条 マスリハット事務局

第2-1章 (削除)

第3章 アキムとアキマット：活動の構築、権限および組織化

第26条 州（共和国的意義を有する市・首都）アキマット：構築および構成

第27条 州（共和国的意義を有する市・首都）アキマットの権限

第28条 州（共和国的意義を有する市・首都）アキムの任命および解任の手順

される。また、第1層のアキムは第2層と第3層のアキムを監督する権限を持っており、下位の地方政府は必ずしも独立した存在ではない。

各地方政府が具体的にどのような権限を有しているかは、行政区画の階層構造や首長の任命権限などとともに地方分権や権限移譲の分析を行う上で重要である。それらについては、今後の研究課題としたい。

参考文献

- OECD (2017). "OECD Public Governance Reviews Decentralisation and Multi-level Governance in Kazakhstan," OECD Publishing.
- 宇山智彦・藤本透子 (2015)『カザフスタンを知るための60章』明石書店.
- 岡奈津子 (1996)「一般市民の民営化への参加とその評価：カザフスタンのケース」、清水学・松島吉洋編『中央アジアの市場経済化：カザフスタンを中心に』アジア経済研究所、193-220.
- 海外環境協力センター (2006)「21世紀初頭における環境・開発統合支援戦略策定（国別調査）：カザフスタン共和国」社団法人海外環境協力センター.
- 中馬瑞貴 (2022)「カザフスタンの地方行政改革—新3州の「復活」—」『ロシアNIS調査月報』67（9・10）、32-38.
- 中井英雄・齊藤慎・堀場勇夫・戸谷裕之 (2023)『新しい地方財政論（新版）』有斐閣.
- 錦見浩司 (1996)「統計でみるカザフスタン経済」、清水学・松島吉洋編『中央アジアの市場経済化：カザフスタンを中心に』アジア経済研究所、115-145.
- 松島吉洋 (1996)「カザフスタンの市場経済化と独自通貨の導入」、清水学・松島吉洋編『中央アジアの市場経済化：カザフスタンを中心に』アジア経済研究所、73-113.

付録

地方行政・自治法の目次

カザフスタン共和国法 カザフスタン共和国における地方行政および地方自治について（2025年3月15日改正）

第1章 総則

第1条 本法における基本概念

第2条 地方行政および地方自治に関するカザフスタン共和国の法律

第2-1条 地方自治組織の基本

- 4) 第3層の行政区画は、「市ライオン」を除いて、1つもしくは複数の居住区画から構成されている。
- 5) 「ライオン的意義を有する市」や「保養村」の中には、居住区画としての同市または同保養村以外の居住区画を行政区画が含んでいる場合がある。その場合には、行政区画と居住区画の地理的な範囲が異なる。

V. まとめ

カザフスタン共和国では独立後に地方行財政改革が継続して行われてきた。近年における州の新設や再編は、日本における道州制の導入や経済圏に基づく圏域化といった地方分権改革を考察する上で有益な示唆を与える。また、広域自治体と基礎自治体の性格を併せ持つ地方政府の存在は、二重行政の問題を検討する上でも重要である。しかしながら、日本においてカザフスタンの地方制度や財政制度に関する研究は乏しく、地方政府の階層構造や組織に関する基礎的情報も十分に整理されていない。

本稿はその基礎的整理として、カザフスタンの行政区画の階層構造と地方政府の組織を明らかにした。主な点は以下のとおりである。

カザフスタンの行政区画は3層構造となっており、第1層は「州」と「共和国的意義を有する市」、第2層は「ライオン」と「州的意義を有する市」、第3層は「ライオン的意義を有する市」、「農村地区」、「保養村」、「村」と「市ライオン」によって構成されている。

すべての行政区画には、アキムと呼ばれる首長とそれを補佐するアキム事務局が設置されている。しかし、行政機関であるアキマットと代表機関（地方議会）であるマスリハットは、第1層と第2層に属する行政区画にのみ設置されている。

アキムの選出方法は階層によって異なり、第1層では大統領によって任命（罷免）されるのに対し、第2層と第3層では選挙によって選出

う点が異なる。つまり、行政区画としての посёлок Шантобе の方が居住区画としてのそれよりも село Новокронштадка の分だけ地理的に広いのである。なお、 село Новокронштадка のコード 11-18-45-200 (の最初の 6 桁) からは、この居住区画が посёлок Шантобе の行政区画に含まれることがわかる。

一方、⑦は「農村地区」であるから、行政区画ではあるが居住区画ではない。そのためコードは 1 つのみとなる。ただし、この「農村地区」を構成する 2 つの「村」のコード 11-18-47-100 と 11-18-47-300 からは、この 2 つが Богенбайский сельский округ の行政区画に含まれることがわかる。

上記の⑥のようなケースは、「保養村」だけでなく、「ライオン的意義を有する市」にも存在する。А́ккол市 (表 8 の⑪) は、А́кколラ・ライオン (А́ккольский район、表 8 の⑩) に包括された「ライオン的意義を有する市」である。そのコードは 11-32-20-000 と 11-32-20-100 で、前者が第 3 層の行政区画を、後者が居住区画をそれぞれ表している。そして、А́ккол市の行政区画は、この居住区画としてのА́ккол市に加えて、3 つの「村」 (село А́ккол орман шаруашылығы、село Ерназар と село Радовка) から構成されている。つまり、行政区画としてА́ккол市の方が居住区画としてのそれよりも 3 つの「村」の分だけ地理的に広いのである。

行政区画コードは行政区画の階層構造を表しており、それを読み解くと次のようなことが明確になる。

- 1) 「共和国的意義を有する市」は、第 1 層と第 2 層の両方の事務を担っている。
- 2) 「州的意義を有する市」は、第 2 層と第 3 層の両方の事務を担っている。
- 3) 「州的意義を有する市」の中には、同市以外の第 3 層の行政区画を包括している場合がある。その場合には、第 2 層と第 3 層で行政区画の地理的な範囲が異なる。

より居住区画、アッコル市 (город Акколь、表 8 の⑪) とその下にある居住区画の一覧である。まず、両市が属するアクモラ州のコードは11-00-00-000、ステプノゴルスク市のコードは11-18-00-000である。そして、ステプノゴルスク市に包括されている「保養村」の1つである посёлок Аксу (表 8 の②) のコードは11-18-33-000である。これらからわかるように、 посёлок Аксу のコードは、この「保養村」がステプノゴルスク市に包括されており、さらにその上位はアクモラ州であることを表している。つまり、コードはその行政区画の階層構造を示しているのである。

ここで注意を要する点がいくつかある。1つ目は、ステプノゴルスク市には11-18-00-000と11-18-10-000の2つのコードが存在するという点である。これは、ステプノゴルスク市が (市ライオンを持たない) 「州的意義を有する市」であることから、第2層と第3層の両方の事務を担っているためである。つまり、前者が第2層としてのコードで、後者が第3層としてのコードである。

2つ目は、② посёлок Аксу にも11-18-33-000と11-18-33-100の2つのコードが存在するという点である。この場合には、前者が第3層の行政区画を表すコードで、後者が居住区画を表すコードである。③～⑤と⑧、⑨も同様である。第3層の行政区画は、「市ライオン」を除いて居住区画で構成されている。これらは1つの居住区画によって構成された行政区画であるため、同じ地理的な範囲であってもコードが2つ割り振られることになる。

それに対して、2つ以上の居住区画で構成された第3層の行政区画の例が、⑥と⑦である。⑥は、コードが11-18-45-100と11-18-45-200という2つの居住区画によって構成されており、その行政区画のコードが11-18-45-000である。その結果、 посёлок Шантобе には11-18-45-000と11-18-45-100の2つのコードが存在する。前者が第3層の行政区画を表すコードで、後者が居住区画を表すコードという点は先ほどと同じであるが、 посёлок Шантобе の地理的な範囲が両者で一致しないとい

行政区画（居住区画）名	行政区画			居住区画
	第1層	第2層	第3層	
アクモラ州	11-00-00-000			
①ステプノゴルスク市		11-18-00-000	11-18-10-000	
② посёлок Аксу			11-18-33-000	11-18-33-100
③ посёлок Бестобе			11-18-37-000	11-18-37-100
④ посёлок Заводской			11-18-41-000	11-18-41-100
⑤ село Карабулак			11-18-43-000	11-18-43-100
⑥ посёлок Шантобе			11-18-45-000	11-18-45-100
село Новокронштадка				11-18-45-200
⑦ Богенбайский сельский округ			11-18-47-000	
село Байконыс				11-18-47-100
село Богенбай				11-18-47-300
⑧ село Изобильное			11-18-49-000	11-18-49-100
⑨ село Кырыккудык			11-18-51-000	11-18-51-100
⑩ アッコル・ライオン	11-32-00-000			
⑪ アッコル市		11-32-20-000	11-32-20-100	
село Аккол орман				11-32-20-200
шаруашылыгы				
село Ерназар				11-32-20-300
село Радовка				11-32-20-400

出典：筆者作成。

表8 アクモラ州（一部）の行政区画コード

3層としての行政区画の地理的な範囲が必ずしも一致しないということについて、ステプノゴルスク市を例にして、カザフスタンの行政区画コード（Классификатор административно-территориальных объектов、略称KATO、以下ではコードと略す）を用いて詳しく説明する。

このコードは、カザフスタンの行政区画および居住区画に体系的に割り振られた9桁の数字である。そして、9桁の最初の2桁が第1層の行政区画を、3～4桁目が第2層、5～6桁目が第3層をそれぞれ表している。また、最後の3桁は居住区画を表しており、行政区画に対しては000が付けられている。

表8は、ステプノゴルスク市（表8の①）とその下にある行政区画お

アスタナ市の現在のアキマットは、アキム、副アキム5名とアキム事務局長1名が主要メンバーである。そこに、各行政機関の長23人が加わっている。主な行政機関としては、アスナタ市公共サービス局（Управление коммунального хозяйства города Астаны）やアスタナ市公衆衛生局（Управление общественного здравоохранения города Астаны）、アスタナ市雇用社会保障局（Управление занятости и социальной защиты города Астаны）、アスタナ市教育局（Управление образования города Астаны）、アスタナ市運輸・道路交通インフラ開発局（Управление транспорта и развития дорожно-транспортной инфраструктуры города Астаны）などである。例えば、アスナタ市公共サービス局は、地方予算によって水道や下水道、通信ネットワーク、街灯、公園などの管理運営を行っている。そして、このアスナタ市公共サービス局の下には、上下水道の保守と運営を行う公的企業「アスタナ・ス・アルナシ（АСТАНА СУ АРНАСЫ）」や公共スペースの清掃やリサイクル事業を行う有限責任事業組合⁽³⁰⁾「アスタナ・タザリク（АСТАНА ТАЗАЛЫК）」などがある。

さらに、アキムを支えるアキム事務局にも15の部門がある。その中には、文書サポート部（Отдел документационного обеспечения）や内部監査（Служба внутреннего аудита）などに加えて、国際協力部（Отдел международного сотрудничества）やインフラ開発部（Отдел развития инфраструктуры）などがある。そして、アキム事務局の下にも、行政機関の建物を管理する有限責任事業組合「アスタナ経営管理（Хозяйственное управление Астаны）」がある。

また、表7で示したアスタナ市に属する6つの「市ライオン」にも、それぞれにアキムとアキム事務局がある。

5. 行政区画の地理的な範囲の相違：行政区画コード

II. 1節で言及した、同一の市における第2層としての行政区画と第

(30) Товарищество с ограниченной ответственностью

「市ライオン」の名称	
アルマトイ・ライオン	Алматинский район
バイコヌール・ライオン	Байконурский район
イエシル・ライオン	Есильский район
ヌラ・ライオン	Нуринский район
サライシク・ライオン	Сарайшыкский район
サリアルカ・ライオン	Сарыаркинский район
合計： 6	

出典：カザフスタン国家統計局のデータを基に筆者作成。

表7 アスタナ市の市ライオン

る行政区画がある。その4つの「保養村」のうち3つ（посёлок Аксу、посёлок Бестобеと посёлок Заводской）は1つの「保養村」で構成された行政区画であるが、残りの1つの「保養村」（посёлок Шантобе）の行政区画には1つの「村」（село Новокронштадка）が含まれている。つまり、この行政区画としての「保養村」は、居住区画としての「保養村」と「村」1つずつから構成されているのである。

アクモラ州のアキマットは、アキムを中心に、副アキム5名とアキム事務局長1名で構成されている。さらに、コルガルジン・ライオンなど20の第2層に属する行政区画にも、それぞれアキマットが設置されている。ただし、アキム以外の構成メンバーは行政区画によって異なる。例えば、ステプノゴルスク市のアキマットは、アキムと副アキム2名が主要メンバーとなっている。

4. 共和国的意義を有する市の例：アスタナ市

「共和国的意義を有する市」における行政区画の階層構造とアキムなどの行政機関の配置について、ここでは首都のアスタナ市を例に説明する。アスタナ市の第1層としての行政区画と第2層としての行政区画の地理的な範囲は同一であるため、第2層の行政区画はアスタナ市のみである。第3層については、表7のとおり、6つの「市ライオン」で構成されている。

層) コルガルジン・ライオンー (第3層) 8つの「農村地区」という階層構造となっている。

それに対して、アトバサル・ライオン (Атбасарский район) の下には、1つの「ライオン的意義を有する市」(アトバサル市)、11の「農村地区」⁽²⁸⁾と2つの「村」(село Борисовка と село Новосельское) の計14の第3層に属する行政区画がある。このように一部の「ライオン」の下には「農村地区」だけでなく、「ライオン的意義を有する市」や「村」を持つ場合がある。

さらに、「ライオン」と同じ第2層に属するステプノゴルスク市の下にも、4つの「保養村」、1つの「農村地区」⁽²⁹⁾と3つの「村」(село Изобильное、село Карабулак と село Кырыккудык) の計9つの第3層に属す

Абай と село Коргалжын の2つの村で構成)、⑥ Кызылсайский сельский округ (село Ушсарт と село Шалкар の2つの村で構成)、⑦ Майшукурский сельский округ (село Кумколь と село Майшукур の2つの村で構成)、⑧ Сабундинский сельский округ (село Алгабас、село Караегин と село Сабынды の3つの村で構成) の8つの農村地区である。

(28) 具体的には、① Сельский округ Аканы Курманова (село Аканы Курманова、село Караколь と село Косбармак の3つの村で構成)、② Сельский округ Бастану (село Бастану の1つの村で構成)、③ Макеевский сельский округ (село Макеевка と село Шуйское の2つの村で構成)、④ Мариновский сельский округ (село Адыр、село Бейис Хазирет と село Мариновка の3つの村で構成)、⑤ Покровский сельский округ (село Покровка と село Садовое の2つの村で構成)、⑥ Полтавский сельский округ (село Полтавка と село Титовка の2つの村で構成)、⑦ Сепеевский сельский округ (село Есенгельды と село Сепе の2つの村で構成)、⑧ Сергеевский сельский округ (село Ащиколь、село Самарка と село Сергеевка の3つの村で構成)、⑨ Тельманский сельский округ (село Поповка と село Тельмана の2つの村で構成)、⑩ Шункыркольский сельский округ (село Новомариновка と село Сочинское の2つの村で構成)、⑪ Ярославский сельский округ (село Калиновка、село Магдалиновка、село Родиновка、село Тимашевка と село Хрящевка の5つの村で構成) の11の農村地区である。

(29) 具体的には、Богенбайский сельский округ (село Байконыс と село Богенбай の2つの村で構成) の1つである。

「ライオン」または「州的意義を有する市」の名称	市	農村 地区	保養 村	村	小計
アッコル・ライオン	Аккольский район	1	7	1	9
アルシャリ・ライオン	Аршалынский район		13		13
アストラハン・ライオン	Астраханский район		11	1	12
アトバサル・ライオン	Атбасарский район	1	11	2	14
ブランディ・ライオン	Буландынский район	1	11		12
ブラバイ・ライオン	Бурабайский район	1	10		11
ビルジャンサル・ライオン	Биржан сал район	1	9	5	15
エギンディコル・ライオン	Егиндыкольский район		8	1	9
エレイメンタウ・ライオン	Ерейментауский район	1	10	3	14
イエシル・ライオン	Есильский район	1	13	1	15
ジャクシンスキー・ライオン	Жаксынский район		12	2	14
ザルカインスキー・ライオン	Жаркаинский район	1	5	11	17
ゼレンダ・ライオン	Зерендинский район		21	1	22
コルガルジン・ライオン	Коргалжынский район		8		8
サンディタウ・ライオン	Сандыктауский район		14		14
ツェリノグラード・ライオン	Целиноградский район		15	6	21
ショータンディンスキー・ライオン	Шортандинский район		11		11
コクシェタウ市	город Kokshetau	1	1	1	3
コシ市	город Косшы	1		1	2
ステプノゴルスク市	город Степногорск	1	1	4	9
合計： 20		11	191	5	245

出典：カザフスタン国家統計局のデータを基に筆者作成。

表6 アクモラ州のライオンと州的意義を有する市

IV. 5節で詳説する。

17の「ライオン」の一つであるコルガルジン・ライオン（Коргалжынский район）は、II. 1節で述べた典型的な階層構造を持っており、その下に8つの「農村地区」⁽²⁷⁾がある。つまり、（第1層）アクモラ州—（第2

(27) 具体的には、① Амангельдинский сельский округ (село Жумайと село Уркендеуの2つの村で構成)、② Арыктинский сельский округ (село Арыктыと село Садыrbайの2つの村で構成)、③ Каражалгинский сельский округ (село Жантеке、село Каргалыと село Уялыの3つの村で構成)、④ Кенбидайкский сельский округ (село Екпиндиと село Кенбидайкの2つの村で構成)、⑤ Коргалжынский сельский округ (село

283,842 テンゲで平均名目所得指数が140.2である。最も平均名目所得が低いのはトルケスタン州で、2024年は115,363 テンゲ（約35,000円）で平均名目所得指数が57.0となっており、所得の高いアルマトイ市やアティウラ州の3分の1程度の水準である。

海外環境協力センター（2006）によると、20年前の2004年でも平均名目所得が最高のアティウラ州と最低のアクモラ州では2.2倍の格差があったとのことである。このようにカザフスタンの地域間の所得格差は従来から大きく、現在はそれが拡大している状況である。さらに、海外環境協力センター（2006）は「国内で最も経済成長率および所得が高いアティラウ州の貧困率と失業率が高い。これは、アティラウ州において経済発展の恩恵を受けられるのは、高度な専門知識を有する一部の住民のみであり、大多数の住民は経済発展から取り残されていることを示している」と指摘している。

3. 州の例：アクモラ州

「州」における行政区画の階層構造とアキムなどの行政機関の配置について、ここではアクモラ州を例に説明する。表6のとおり、アクモラ州には第2層に属する行政区画として、17の「ライオン」と3つの「州的意義を有する市」があり、合計で20の行政区画で構成されている。州内の大都市は、コクシェタウ市（город Кокшетау）、コシ市（город Косшы）とステプノゴルスク市（город Степногорск）の3市である。

第3層には、11の「市」、191の「農村地区」、5つの「（行政機関が単独で存在する）保養村」と38の「（同）村」があり、合計で245の行政区画となる。ここで注意すべきは、「州的意義を有する市」は第2層に属すると同時に、第3層にも属している点である。そのため、11の「市」には、8つの「ライオン的意義を有する市」だけでなく、前述の3つの「州的意義を有する市」も含まれている。ただし、同一の市でも、第2層としての行政区画と第3層としての行政区画では地理的な範囲が必ずしも一致しない。この点についてはステプノゴルスク市を例に

州・市	2022年 平均 名目所得	2023年 平均 名目所得	2024年 平均 名目所得	2024年 成長率	平均名目 所得指数 (全体=100)
アバイ州	136,450	150,001	178,862	19.2%	88.4
アクモラ州	137,010	151,295	173,969	15.0%	85.9
Актобе州	129,954	147,731	173,480	17.4%	85.7
アルマトイ州	120,179	124,714	139,464	11.8%	68.9
Атирау州	272,301	330,910	324,533	-1.9%	160.3
西カザフスタン州	142,671	160,823	190,130	18.2%	93.9
Джанбул州	107,246	122,307	135,167	10.5%	66.8
Джетіс州	111,683	117,896	135,606	15.0%	67.0
カラガンダ州	152,423	188,060	215,552	14.6%	106.5
コスタナイ州	136,114	160,282	184,706	15.2%	91.2
クズルオルダ州	112,905	128,409	144,093	12.2%	71.2
マンギスタウ州	183,104	207,632	234,822	13.1%	116.0
Павлодар州	167,100	184,474	210,283	14.0%	103.9
北カザフスタン州	140,323	162,103	179,325	10.6%	88.6
トルケスタン州	85,391	97,341	115,363	18.5%	57.0
ウルタウ州	167,475	237,532	263,202	10.8%	130.0
東カザフスタン州	165,053	197,759	219,565	11.0%	108.5
Астана市	230,308	254,349	283,842	11.6%	140.2
アルマトイ市	221,914	272,375	327,780	20.3%	161.9
シムケント市	98,698	114,418	134,629	17.7%	66.5
カザフスタン全体	152,073	178,059	202,428	13.7%	100.0

出典：カザフスタン国家統計局のデータを基に筆者作成。

表5 州と共和国的意義を有する市の平均名目所得（月額）

の7分の1程度である。

最後に、地域の所得水準を示すデータとして、2022～24年の各州（市）の平均名目所得（月額）を一覧にしたものが、表4である。最も平均名目所得が高いのは、これもアルマトイ市で、2024年の第1四半期に327,780テング（約98,000円）で、カザフスタン全体の平均名目所得を100とした場合の各州（市）の平均名目所得の相対値を示す指数（これを平均名目所得指数と呼ぶ）が161.9である。2番目はアティウラ州の324,533テングで平均名目所得指数が160.3、3番目はアстана市の

州・市	2022年 域内総生産	2023年 域内総生産	2024年 域内総生産	2024年 成長率	国全体 に占める割合
カザフスタンの行政区画構造と地方政府 (高橋・竹本(絵)・竹本(章))	アバイ州	2,383,753.4	2,626,326.7	3,248,624.0	23.7% 2.4%
	アクモラ州	3,484,572.5	3,668,371.9	4,200,170.2	14.5% 3.1%
	Актөбе州	4,416,899.4	4,187,587.9	4,960,038.0	18.4% 3.6%
	アルマトイ州	4,267,665.3	5,322,132.0	6,040,608.6	13.5% 4.4%
	Атырау州	13,725,399.8	15,237,721.6	14,981,586.3	-1.7% 11.0%
	西カザフスタン州	4,435,130.6	5,014,788.3	4,722,419.0	-5.8% 3.5%
	Джанбул州	2,685,459.6	2,926,010.6	3,150,409.7	7.7% 2.3%
	ジェティス州	1,426,882.2	1,809,417.6	2,227,944.1	23.1% 1.6%
	カラガンダ州	7,278,059.2	7,711,828.2	9,059,477.4	17.5% 6.6%
	コスタナイ州	4,182,077.8	4,436,636.1	4,969,559.1	12.0% 3.6%
	クズルオルダ州	2,417,399.0	2,573,511.3	3,073,851.3	19.4% 2.2%
	マンギスタウ州	4,401,192.9	4,798,701.0	5,005,139.0	4.3% 3.7%
	Павлодар州	4,296,923.7	4,371,041.7	5,150,822.2	17.8% 3.8%
	北カザフスタン州	2,198,854.3	2,227,596.3	2,621,212.1	17.7% 1.9%
	トルケスタン州	3,517,281.1	3,831,527.6	4,673,463.8	22.0% 3.4%
	ウルタウ州	1,609,739.8	1,969,727.3	2,487,597.6	26.3% 1.8%
	東カザフスタン州	3,916,818.1	4,459,056.1	5,035,142.0	12.9% 3.7%
	Астана市	10,672,480.5	12,960,836.0	15,051,922.0	16.1% 11.0%
	アルマトイ市	19,154,536.7	25,229,706.8	31,294,466.7	24.0% 22.9%
	シムケント市	3,294,392.3	4,079,764.7	4,738,865.2	16.2% 3.5%
	合計	103,765,518.2	119,442,289.7	136,693,318.3	14.4% 100.0%

出典：カザフスタン国家統計局のデータを基に筆者作成。

表4 州と共和国的意義を有する市の域内総生産 (GRP)

大きいのはアルマトイ市で、2024年には31兆テング (約9.3兆円)⁽²⁶⁾でカザフスタン全体に占める割合は22.9%である。それに続くのが首都のアスタナ市とアティウラ州の15兆テング (約4.5兆円) で、全体の11.0%を占めている。最もGRPが小さいのはジェティス州で、2024年は2兆テング (約0.6兆円)、全体に占める割合は1.6%となっている。これは最もGRPが大きいアルマトイ市の14分の1程度、州で最大のアティウラ州

(26) 1 テング=0.3円の為替レートで計算を行った。これ以降も同様とする。

州・市	人口	国全体の 人口に占 める割合	都市部 の人口	農村部 の人口	都市部の 人口が占 める割合
アバイ州	602,832	3.0%	374,229	228,603	62.1%
アクモラ州	787,263	3.9%	450,271	336,992	57.2%
Актобе州	949,524	4.7%	717,622	231,902	75.6%
アルマトイ州	1,560,124	7.7%	302,886	1,257,238	19.4%
Атырау州	710,781	3.5%	390,932	319,849	55.0%
西カザフスタン州	695,988	3.4%	398,389	297,599	57.2%
Джанбул州	1,222,391	6.0%	535,394	686,997	43.8%
Джетіс州	694,325	3.4%	311,400	382,925	44.8%
カラガンダ州	1,133,933	5.6%	929,709	204,224	82.0%
コスタナイ州	825,569	4.1%	521,018	304,551	63.1%
クズルオルダ州	846,104	4.2%	398,336	447,768	47.1%
マンギスタウ州	805,156	4.0%	370,671	434,485	46.0%
Павлодар州	751,018	3.7%	534,282	216,736	71.1%
北カザフスタン州	522,171	2.6%	258,224	263,947	49.5%
トルケスタン州	2,154,041	10.6%	541,403	1,612,638	25.1%
ウルタウ州	221,290	1.1%	175,698	45,592	79.4%
東カザフスタン州	723,967	3.6%	485,729	238,238	67.1%
Астана市	1,528,703	7.5%	1,528,703	-	100.0%
Алматы市	2,292,055	11.3%	2,292,055	-	100.0%
シムケント市	1,256,164	6.2%	1,256,164	-	100.0%
合計	20,283,399	100.0%	12,773,115	7,510,284	63.0%

出典：カザフスタン国家統計局のデータを基に筆者作成。

表3 州と共和国的意義を有する市の人口（2025年）

部の人口が占める割合は100%である。それらを除くと、最も都市部の人口が占める割合が高いのはカラガンダ州の82.0%で、ウルタウ州の79.4%、Актобе州の75.6%が続いている。逆に最も低いのは、Алматы州の19.4%である。

次に、地域の経済力を示すデータとして、2022～24年の各州（市）の域内総生産（GRP）を一覧にしたものが、表4である⁽²⁵⁾。最もGRPが

(25) 1990年代前半の各州の農業生産高については、錦見（1996）が詳しい。

表2が示すように、カザフスタン全体では、第2層に属する行政区画は212であり、そのうち「州的意義を有する市」は39である。3つの「共和国的意義を有する市」はすべて第2層の事務も担っているため、第2層の「市」は全部で42となり、残りの170が「ライオン」である。第3層の行政区画は2,401で、そのうち「ライオン的意義を有する市」は48である。なお、「市ライオン」が設置されていない「州的意義を有する市」は36であるから、第3層の「市」は全部で84ということになる。さらに、「市ライオン」は25であるから、これらを除いた2,292が「農村地区」・「保養村」・「村」である。

2. 各州の地域データ

「カザフスタンは石油、天然ガス、石炭、ウランといったエネルギー資源のほか、金属鉱物資源にも恵まれた資源大国」(宇山・藤本, 2015, p.290) である。ただし、石油・天然ガスはカスピ海沿岸地域を中心であるように資源の偏在がある。そのため、地域による経済格差も大きい。ここでは、各州の人口規模や経済力を比較して、地域の社会経済的な特徴を概観する。まず、17州と3つの「共和国的意義を有する市」の人口に関するデータを一覧にしたものが、表3である。表3では、2025年1月1日時点の各州(市)の人口とカザフスタン全体の人口に占める各州(市)の人口の割合が示されている。最も人口が多いのは、1997年まで首都であったアルマトイ市の229万人(国全体の人口に占める割合は11.3%)で、2番目はトルケスタン州の215万人(同10.6%)、3番目はアルマトイ州の156万人(7.7%)である。逆に最も少ないのは、ウルタウ州の22万人(1.1%)で、最大のアルマトイ市の10分の1程度となっている。カザフスタンは居住地区が都市部と農村部の2つに分類されており、前者の人口(都市部の人口)と後者の人口(農村部の人口)が算出されている。各州(市)における都市部の人口と農村部の人口、そして都市部の人口が州(市)の人口に占める割合は表3のとおりである。アスタナ市など3市は全体が都市部の居住地区であるため、都市

第1層(州と共和国的意義を有する市)		第2層の数	第3層の数
アバイ州	Абайская область	12 (2)	140 (2)
アクモラ州	Акмолинская область	20 (3)	245 (8)
Актобе州	Актюбинская область	13 (1)	144 (7) ※
アルマトイ州	Алматинская область	11 (2)	136 (3)
アティラウ州	Атырауская область	8 (1)	69 (1)
西カザフスタン州	Западно-Казахстанская область	13 (1)	152 (1)
ジャンブル州	Жамбылская область	11 (1)	154 (3) ※
ジェティス州	Жетысуская область	10 (2)	119 (4)
カラガンダ州	Карагандинская область	13 (6)	172 (2) ※
コスタナイ州	Костанайская область	20 (4)	201 (2)
クズルオルダ州	Кызылординская область	9 (2)	148 (2)
マンギスタウ州	Мангистауская область	7 (2)	49 (1)
パブロダル州	Павлодарская область	13 (3)	129 (0)
北カザフスタン州	Северо-Казахстанская область	14 (1)	191 (4)
トルケスタン州	Туркестанская область	17 (3)	184 (4)
ウルタウ州	Ульятауская область	5 (3)	38 (0)
東カザフスタン州	Восточно-Казахстанская область	13 (2)	111 (4)
アスタナ市	город Астана	1 (0)	6 (-)
アルマトイ市	город Алматы	1 (0)	8 (-)
シムケント市	город Шымкент	1 (0)	5 (-)
合計：	20	212 (39)	2,401 (48)

注：第2層の括弧内は「州的意義を有する市」の内数、第3層の括弧内は「ライオン的意義を有する市」の内数をそれぞれ表している。また、※印のある州は、第3層の数に「市ライオン」が2つ含まれている（II. 3節を参照）。

出典：カザフスタン国家統計局（Бюро национальной статистики Агентства по стратегическому планированию и реформам Республики Казахстан）のデータを基に筆者作成。

表2 州と共和国的意義を有する市に属する行政区画の数

る。よって、第3層の「市」は4つ⁽²³⁾ということになり、残りの136は「農村地区」・「保養村」・「村」である⁽²⁴⁾。

(23) 「州的意義を有する市」2つと「ライオン的意義を有する市」2つの合計4つである。なお、前者は第2層の数にも重複して計上されている。

(24) 実際にはアバイ州には（農村地区に属さない）村は存在せず、第3層は134の「農村地区」と2つの「保養村」となっている。

と第2層の行政区画のみである。そのため、第3層である「ライオン的意義を有する市」、「農村地区」、「保養村」と「村」の地方予算と決算の承認は、上位である「ライオン」または「州的意義を有する市」のマスリハットの権限となっている（地方行政・自治法6条2-7項）。

さらに、「共和国的意義を有する市」の「市ライオン」の予算と決算の承認は「共和国的意義を有する市」のマスリハットに、「州的意義を有する市」の「市ライオン」の予算と決算の承認は「州的意義を有する市」のマスリハットにその権限がある（地方行政・自治法6条1項1号）。

IV. 行政区画の数と階層構造の例

1. 各階層における行政区画の数

カザフスタンは17の「州」と3つの「共和国的意義を有する市」から構成されている。表2には、それらの一覧と、それらが包括している第2層および第3層の行政区画の数が示されている。

例えば、アバイ州の第2層の行政区画は12であり、そのうち「州的意義を有する市」は2つで、残りの10は「ライオン」である。さらに、第3層の行政区画は140で、そのうち「ライオン的意義を有する市」は2つである。ただし、II. 3節で説明したように、「州的意義を有する市」のうち「市ライオン」を包括しない場合には第3層の事務も担っている⁽²²⁾。アバイ州にある2つの「州的意義を有する市」には「市ライオン」は設置されていないため、これらは第3層の行政区画でもあ

(22) 表2の※印は、「州的意義を有する市」の1つが2つの「市ライオン」を包括していることを示している。例えばアクトベ州では、第2層に「州的意義を有する市」が1つ存在するが、これには「市ライオン」が第3層として属しており、「州的意義を有する市」自体は第3層に属していない。よって、アバイ州の例とは異なり、第3層の行政区画の数144から「ライオン的意義を有する市」の7と「市ライオン」の2を除いた135が「農村地区」・「保養村」・「村」の数となる。

		アキム	アキム事務局	アキマット	マスリハット
第1層	州	○	○	○	○
	共和国的意義を有する市	○	○	○	○
第2層	ライオン	○	○	○	○
	州的意義を有する市	○	○	○	○
第3層	農村地区	○	○	×	×
	ライオン的意義を有する市	○	○	×	×
	保養村	○	○	×	×
	村	○	○	×	×
	市ライオン	○	○	×	×

出典：筆者作成。

表1 各行政区画における行政機関と代表機関の有無

しなければならない。もし当該アキムの権限が停止されなかった場合でも、不信任決議から6か月経過後に、マスリハットは再度不信任決議案を採決することができる。それが議員総数の過半数によって可決された場合には、大統領または上位のアキムは、不信任を受けたアキムを解任しなければならない（地方行政・自治法24条1項、7項、8項）。

4. 各行政区画における行政機関と代表機関

第1～3層の行政区画におけるアキム、アキム事務局、アキマットとマスリハットの設置の有無を示したのが、表1である。

表1からわかるように、行政機関のうちアキムとアキム事務局はすべての行政区画に設置されている。それに対して、アキマットは第1層と第2層の行政区画にのみ設置されている。

また、代表機関（地方議会）であるマスリハットがあるのも、第1層

図1からもわかるように、「共和国的意義を有する市」には第2層に属する行政区画は存在しない。「共和国的意義を有する市」のアキマットが、「ライオン」や「州的意義を有する市」のアキマットが持つ権限も持っている（地方行政・自治法31条4項）。このことからも、「共和国的意義を有する市」については第1層と第2層の両方にわたる行政区画とみなすことができる。

上記の2つの階層に対して、第3層である「ライオン的意義を有する市」、「農村地区」、「保養村」、「村」と「市ライオン」にはアキマットは設置されない（地方行政・自治法34条）。

3. マスリハット

マスリハット（маслихат）とは、各行政区画で行われる直接選挙で選出された議員による地方議会である。被選挙権は20歳以上のカザフスタン国民が有している。各マスリハットの議員定数は、「州」と「共和国的意義を有する市」は50人以内、「州的意義を有する市」は30人以内、「ライオン」は25人以内である（地方行政・自治法5条3項）。組織としては、マスリハット議長と常任委員会、常任委員会委員長などが設かれている。また、運営をサポートするマスリハット事務局（аппарат маслихата）も設置されている。

マスリハットの役割は、地方予算と決算の承認、開発計画などの様々な地域プログラムや規則の承認などである（地方行政・自治法6条1項）。さらに、「州」や「共和国的意義を有する市」のアキムに対する不信任決議を大統領に提出することができる。それ以外のアキムについても、同様の不信任決議を行政区画における（対象となるアキムの）上位のアキムに対して提出することができる。その手順は、マスリハット議員の総数の5分の1以上によってアキム不信任決議案が発議され、投票によって議員総数の過半で可決されると不信任決議が大統領などに提出される。そして、決議を受領してから10日以内に大統領や上位のアキムは、不信任を受けたアキムの権限を停止するかどうかを判断

ムに委任することもできる（地方行政・自治法33条3項）。一方で、「ライオン」と「州的意義を有する市」のアキムは、大統領と政府および州のアキムに対して責任を負っている（地方行政・自治法33条4項）。

「ライオン的意義を有する市」、「農村地区」、「保養村」、「村」と「市ライオン」のアキムは、上位のアキムに対して責任を負うとともに、「共和国的意義を有する市」または「ライオン」、「州的意義を有する市」のマスリハット（IV. 3節を参照）に対しても責任を負っている（地方行政・自治法35条3項）。

次に、アキム事務局（аппарат акима）は、アキムの活動を支える行政機関である。第1層と第2層の行政区画、さらに「市ライオン」のアキム事務局には、大統領が任命したアキム事務局長がいる（地方行政・自治法38条2-1項）。それに対して、「ライオン的意義を有する市」、「農村地区」、「保養村」と「村」のアキム事務局長はアキムが兼務している（地方行政・自治法38-1条5項）。

2. アキマット

アキマット（акимат）とは、アキムと副アキム、アキム事務局長、行政機関の長で構成された合議体である。そして、アキムがリーダーとしてこの合議体を率いている（地方行政・自治法26条3項）。

第1層である「州」および「共和国的意義を有する市」にはアキマットが設置されており、予算案や決算を「州」または「共和国的意義を有する市」のマスリハットに提出する⁽²¹⁾など、重要な権限を幅広く有している（地方行政・自治法27条1項）。第2層である「ライオン」と「州的意義を有する市」にもアキマットは設置されており、予算案の執行や「ライオン」と「州的意義を有する市」のマスリハットおよび「州」の監査委員会への決算の提出など、こちらも重要な権限を多く有している（地方行政・自治法31条1項）。

(21) 決算については、「州」または「共和国的意義を有する市」の監査委員会にも提出する必要がある。

III. 地方の行政機関と代表機関

1. アキムとアキム事務局

まず、アキム (аким) とは、カザフスタン大統領と政府の代理で、その行政区画における行政権を持ち、行政機関を統率する者のことである。

アキムの選出方法は階層によって異なっている。まず、第1層である「州」と「共和国的意義を有する市」のアキムは、大統領によって任命（罷免）され、大統領が変わると任期が終了する（地方行政・自治法28条）。それに対して、第2層と第3層である「ライオン」、「州的意義を有する市」、「ライオン的意義を有する市」、「農村地区」、「保養村」と「村」のアキムは、選挙によって決まる（地方行政・自治法32条、36条）。ただし、第3層でも「共和国的意義を有する市」の「市ライオン」のアキムは、「共和国的意義を有する市」のアキムによって任命（罷免）される（地方行政・自治法32-2条2項）。同様に「州的意義を有する市」の「市ライオン」のアキムは、「州的意義を有する市」のアキムによって任命（罷免）される（地方行政・自治法32-2条1項）。この点は日本の地方政府の首長との大きな違いである。

「州」のアキムは、「ライオン」や「州的意義を有する市」のアキムおよびアキマット（IV. 2節で説明）の業務を調整したり、下位のアキムを監督したりする権限を有している。同様に、「共和国的意義を有する市」のアキムは、「共和国的意義を有する市」の「市ライオン」のアキムの業務を調整したり、下位のアキムを監督したりする権限を有している（地方行政・自治法29条1項6号、13号）。また、個々の権限を下位のアキムに委任することもできる（地方行政・自治法29条3項）。一方で、「州」と「共和国的意義を有する市」のアキムは、大統領と政府に対して責任を負っている（地方行政・自治法29条4項）。

「ライオン」と「州的意義を有する市」のアキムは、下位のアキムの業務を調整したり、活動をコントロールしたりする権限を有している（地方行政・自治法33条1項14号、15号）。また、個々の権限を下位のアキ

行政機関が単独で設置されているものとそうでないものの2種類がある。カザフスタン全体で29の「保養村」が存在し、そのうち行政機関が単独で存在する「保養村」は27である⁽¹⁹⁾。この27の「保養村」が、第3層に属する行政区画の1つである「(行政機関が単独で存在する)保養村」である。

5. 日本との比較

日本の行政区画と比較して大きく異なるのは、日本が広域自治体(都道府県)と基礎自治体(市町村)の2層構造であるのに対して、カザフスタンは3層構造であるという点である。

さらに、同じ階層に異なる複数の行政区画が存在していたり、2つの階層の両方の事務を担う行政区画があったりする。日本でも、政令指定都市がそれらに相当する。政令指定都市は基礎自治体であるが、広域自治体の事務の多くも担っており、カザフスタンの「州的意義を有する市」などのように2つの階層の役割を果たしている。しかし、政令指定都市のようなケースはかなり例外的であるのに対して、アフガニスタンでは種類も多く一般的である。

そして、最大の違いはこのような2つの階層の事務を担う行政区画において、異なる階層に属する行政区画(地理的な範囲)が異なる場合がある点であろう。日本では、広域自治体としての政令指定都市の地理的な行政範囲と基礎自治体としてのそれはまったく同じである⁽²⁰⁾。それに対して、II. 2節で説明したように、「州的意義を有する市」では第2層と第3層で行政区画の地理的な範囲が異なる場合がある。

るダーチャ保養村も含まれる(行政区画法3条)。

(19) 残りの2つは、посёлок Коныратと посёлок Ульбаである。

(20) 東京都は広域自治体であるが、東京都区部(東京23区)の地理的な行政範囲において基礎自治体の一部(上下水道など)の事務を行っているが、それ以外の東京都内の市町村の地域では行っていない。ただし、それは基礎自治体の事務の一部のことであって全部ではないため、カザフスタンのケースとは異なる。

4. 第3層の行政区画

第3層に属する行政区画について説明する。図1に示すように、第3層には「ライオン的意義を有する市」、「農村地区」、「(行政機関が単独で存在する) 保養村」、「(同) 村」と「市ライオン」の5種類がある。「市ライオン」についてはⅡ. 2節と3節および脚注12すでに説明したので、ここではそれ以外の4種類について説明する。

まず、「ライオン的意義を有する市」は、人口が1万人以上の都市である(行政区画法3条)。なお、「ライオン的意義を有する市」には「市ライオン」はなく、「保養村」や「村」も包括されていない。

次に、「農村地区」とは、行政区画法で定義された居住区画の1つである「村」⁽¹⁷⁾が複数まとまったものである。行政区画法2条2項によると、「農村地区」は人口500人以上の「村」2つ以上で構成されることになっている。ただし、当初は「農村地区」に属していた「村」が人口減少により消滅してしまい、現在は構成する「村」が1つしかないというケースもある。その場合でも、行政区画としての「農村地区」は維持されている。

繰り返しになるが注意を要するのは、行政区画法における「村」には行政機関が単独では存在しない「村」と行政機関が単独で存在する「村」の2種類があるという点である。「農村地区」を構成する「村」は、前者であり、本稿では行政区画に含めないこととしている。これに対して、後者は行政区画に含めることとしており、図1の行政区画の階層構造にも含まれている。それが第3層に属する行政区画の1つである「(行政機関が単独で存在する) 村」である。

最後に、「(行政機関が単独で存在する) 保養村」についてである。まず「保養村」とは、人口3,000人以上の居住区画である⁽¹⁸⁾。「保養村」にも

(17) 村は人口50人以上の居住区画である(行政区画法3条)。

(18) 治療的意義をもつ地域に位置し、人口が少なくとも2,000人で、そのうち治療や静養のために訪れる年間訪問者数が半数以上である居住区画や、市民の夏の休養の場であり、成人人口の25%以上が農業に常時従事してい

に「ライオン的意義を有する市」や「農村地区」、そして「(行政機関が単独で存在する) 保養村」や「(行政機関が単独で存在する) 村」を包括している。ただし、「農村地区」はすべての「ライオン」の下位に存在するが、残りの3つについてはそれぞれ存在する場合としない場合がある。

「州的意義を有する市」は、人口が5万人以上の都市である（行政区画法3条）。そのうち人口の多いアクトベ市（город Актобе）、タラズ市（город Тараз）、カラガンダ市（город Караганда）の3つ⁽¹⁵⁾は、それぞれ2つの「市ライオン」を包括している。それ以外の36市は第3層の事務も担っている（IV. 1節を参照）。ただし、いくつかの「州的意義を有する市」は、ライオンと同じく第3層に属する周囲の「保養村」や「村」を包括している場合がある⁽¹⁶⁾。その場合には、第2層として「州的意義を有する市」の行政区画（地理的な範囲）と第3層としての「州的意義を有する市」の行政区画（地理的な範囲）は異なっており、前者は後者よりも広く、後者とそれ以外の「保養村」や「村」の行政区画に分割することができる。つまり、「州的意義を有する市」には第3層に関して3つのパターンがあることになる。第1はアクトベ市のように「市ライオン」を包括しているため、第3層の事務は担っていないパターンである。第2は、下位に何も行政区画を包括しておらず、第2層の事務を担う行政区画（地理的な範囲）と第3層の事務を担う行政区画（地理的な範囲）が同じというパターンである。第3は、「保養村」や「村」を包括しており、第3層の事務については直轄で担うエリアと下位の行政区画が担うエリアに分割されている、つまり「州的意義を有する市」の第2層と第3層の行政区画（地理的な範囲）が異なるというパターンである。

(15) アクトベ市はアクトベ州、タラズ市はジャンブル州、カラガンダ市はカラガンダ州に属している。

(16) 「ライオン的意義を有する市」や「農村地区」を包括しているケースはない。

そして、「市ライオン」は（「州」の下位にある）「ライオン」とは異なり、その下位に「農村地区」などを包括していない。

カザフスタンには、17の「州」が存在し（IV. 1節の表2を参照）、各州には複数の「ライオン」と1つもしくは複数の「州的意義を有する市」が含まれている。一方、「共和国的意義を有する市」は、人口が100万人以上の都市で（行政区画法3条）、首都のアスタナ市（город Астана）⁽¹³⁾に加えて、アルマトイ市（город Алматы）とシムケント市（город Шымкент）の3つである。

3. 第2層の行政区画

第2層に属する行政区画は、「ライオン」と「州的意義を有する市」、そして前述の（第1層と第2層の両方の事務を担う）「共和国的意義を有する市」の3種類である。このうちの「ライオン」と「州的意義を有する市」の違いは、前者が第2層にのみ属する行政区画であるのに対して、後者は第2層に加えて第3層にも属する行政区画である、という点にある。つまり、第1層の場合と同様に、これら3種類の行政区画の違いは属している階層に起因している⁽¹⁴⁾。ただし、第1層と比べてより複雑な点がある。それは、「州的意義を有する市」自身が第3層の事務を担っているながら、その下位にも第3層に属する行政区画が存在する場合がある点である（後に詳述）。

「ライオン」は人口が30万人以下で（行政区画法2条2項）、その下位

画法2条5項）。

(13) 本稿では、州とライオン、市、市ライオンの名称については日本語で表記し、最初のみロシア語を併記する。農村地区と保養村、村については、行政機関の機能を有するかどうかにかかわらずロシア語の表記のみとする。なお、日本語の表記については、先行研究などで記載のないものについて本稿で独自にロシア語の発音を元にカタカナ表記を行った。

(14) 下位に「市ライオン」が属している「州的意義を有する市」の場合には、属している階層は第2層のみとなり、「ライオン」と属している階層は同じといえる。そのため、下位の行政区画が異なるという点が唯一の違いとなっているケースがある。

ように異なる階層に属する行政区画である。また、このうち人口の特に多い「共和国的意義を有する市」と一部の「州的意義を有する市」には、第3層として「市ライオン」が設置されている。これは日本の政令指定都市に区が設置されていることと似ているといえよう。

最後に残った2つの行政区画である「(行政機関が単独で存在する)保養村」と「(同)村」は、いずれも例外的な位置づけにある。まず「保養村」はカザフスタン全体でわずか29にとどまり、そのうち行政機関が単独で置かれているものはさらに少ない。また、「村」についても、通常は複数が集まって「農村地区」を構成するため、単独の「村」に行政機関が設置されるケースは限られている。

なお、行政区画法では居住区画も行政区画の一種とされ、行政機関が単独で存在しない「保養村」と「村」も行政区画に含まれている。しかし、本稿はカザフスタンの地方政府を分析することを目的としており、行政機関が単独では存在しない場合は行政区画に含めないこととする⁽¹¹⁾。そのため、図1では、行政機関が単独では存在しない「保養村」と「村」を対象から除いている。

2. 第1層の行政区画

第1層に属する行政区画について説明する。図1に示すように、第1層には「州」と「共和国的意義を有する市」の2種類がある。この2つの違いは、第2層の事務を担っているかどうかという構造的な点にある。「州」は第1層の事務のみを担っており、第2層に属する「ライオン」と「州的意義を有する市」を包括している。それに対して「共和国的意義を有する市」は第1層に加えて第2層の事務も担っており、その下位の行政区画は第3層に属する「市ライオン」である⁽¹²⁾。

(11) 脚注9を参照。

(12) 「共和国的意義を有する市」と「州的意義を有する市」のうち人口が40万人以上の場合に、その構成要素として、「市ライオン」が設置される。ただし、「市ライオン」の人口は20万人以上でなければならない（行政区

のことと、カザフスタンにおける行政区画のベースとなっており、1つもしくは複数の居住区画で行政区画が構成される。さらに、居住区画は都市部と農村部の2つに分けられ、前者は「市 (город)⁽¹⁰⁾」と「保養村」で、後者は「村」である。この「村」の中で、行政機関が単独では存在しないものが複数まとまったのが「農村地区」である。第3層、つまり住民に一番近い行政区画は、都市部では「市」と「(行政機関が単独で存在する) 保養村」、農村部では「農村地区」と「(行政機関が単独で存在する) 村」となる。ただし、「(行政機関が単独で存在する) 保養村」と「(同) 村」は数が少ないため、メインとなるのは「市」と「農村地区」といえる。この2つが日本における市と町村に対応しているとみなせる。

次にポイントとなるのは、これらを包括している上位の行政区画との関係である。「市」は複数の階層の事務を担う場合が多いため、「農村地区」を中心に考える方がわかりやすい。そうなると、行政区画の階層構造における主要な縦のラインは「州」・「ライオン」・「農村地区」、つまり第1層の「州」が第2層に属する複数の「ライオン」を包括し、その「ライオン」が第3層に属する複数の「農村地区」を包括しているというものとなる(図1の太い枠線で囲まれた部分)。

この縦のラインに加えて、都市部には「市」が存在していると考えれば理解しやすい。ただし、「市」には「共和国的意義を有する市」、「州的意義を有する市」と「ライオン的意義を有する市」の3種類があり、図1に示したとおり、それぞれは第1層、第2層、第3層という

このように行政区画法では居住区画も行政区画の一種と定義されている。

しかし本稿では、行政区画を行政機関が単独で存在するものと定義し、居住区画とは区別する。よって、本稿では「共和国的意義を有する市」と「州的意義を有する市」、「ライオン的意義を有する市」はすべて行政区画とするが、「保養村」と「村」については行政機関が単独で存在するもののみを行政区画とする。

(10) 「共和国的意義を有する市」と「州的意義を有する市」、「ライオン的意義を有する市」の3つをまとめた呼称である。

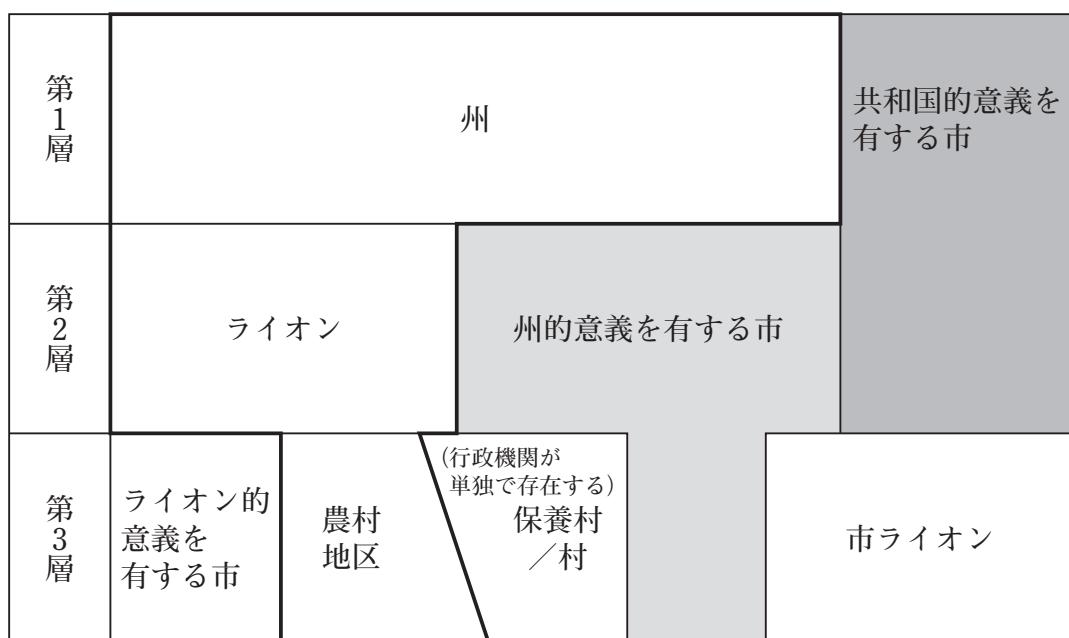


図1 行政区画の階層構造

都道府県間の相違は制度的なものではなく、歴史的経緯などに由来する名称上の差異にすぎないといえる。これに対して、カザフスタンでは、同じ階層に属する行政区画の間には、日本の県と政令指定都市の間のような階層構造上の違いが存在する。そのため、階層の数が多いことと合わせて、カザフスタンの行政区画の階層構造は日本よりも複雑なものとなっている。

この複雑な階層構造を読み解くうえで最初のポイントとなるのは、居住区画である⁽⁹⁾。居住区画は人々が密集して居住している地域単位

おり、全国の自治体を対象とする地方交付税制度とは別に、都区財政調整制度が設けられている。また道では、広大な地域を効率的に運営するため、全体を14地域に分割し、それぞれの地域を担当する総合振興局および振興局という支庁が設置されている。

(9) 行政区画法では、行政区画は①レギオン (регион) と②居住区画 (населённый пункт) に大別されている。それぞれに分類される行政区画は以下のとおりである (行政区画法2条、3条)。

①レギオン:「州」、「ライオン」、「農村地区」

②居住区画:「共和国的意義を有する市」、「州的意義を有する市」、「ライオン的意義を有する市」、「保養村」、「村」

れる。ただし、「共和国的意義を有する市」は第2層の事務も担っている。次に、第2層には「ライオン (район)」と「州的意義を有する市 (город областного значения)」が分類される。こちらについても「州的意義を有する市」の一部は第3層の事務も担っている。最後に、第3層には「ライオン的意義を有する市 (город районного значения)」、「農村地区 (сельский округ)」、「(行政機関が単独で存在する) 保養村 (посёлок)」、「(同) 村 (село)」と「市ライオン (район в городе)」が分類される。

本稿で用いる「行政区画」という用語について、あらかじめ整理しておく。行政区画とは、地方政府が事務を担う地理的な範囲を指す。ただし、カザフスタンでは「共和国的意義を有する市」のような一部の地方政府は2つの階層に割り振られた両方の事務を担う場合がある。その際に、それらの事務を担う地理的な範囲が異なることもある。この場合、第1層としての行政区画と第2層としての行政区画は別個のものとなる。実際、後述する行政区画コードでは、地理的な範囲が重なっているかどうかにかかわらず、それぞれに異なるコードが割り振られている (詳細はIV. 5節を参照)。しかし、III節で述べる行政機関などは両者を一体として設置されている。よって本稿では、複数の階層の事務を担う場合であっても、それらを1つの行政区画として扱う。なお、狭義の意味で用いる必要がある場合には、「行政区画 (地理的な範囲)」と表記する。

カザフスタンの行政区画の階層の数は、日本よりも1つ多い3つである。さらに、3つの階層のすべてにおいて、行政区画には2種類以上の形態が存在する。日本でも、同じ階層 (広域自治体) に都道府県や政令指定都市といった5種類の行政区画が含まれる。しかし、政令指定都市は別として、都、道、府、県の4つは行政区画としてはほぼ同一であり⁽⁸⁾、特に府と県の間には制度上の違いは存在しない。つまり、

的意義を有する市」の一つとして扱う。

(8) ただし、都および道には、府や県とは異なる制度的特徴が存在する。

都では、市町村とは異なる事務・権限を有する都区部が市町村と併存して

関係する条文の目次は付録を参照されたい。

本稿の構成は次の通りである。Ⅱ節で行政区画の階層構造を説明し、Ⅲ節で各行政区画における地方政府の組織構造を説明する。Ⅳ節では実例や行政区画コードを使用してより詳細に階層構造を明らかにする。V節は本稿のまとめとする。

II. 行政区画の階層構造

1. 階層構造の概要

OECD (2017) は、カザフスタンの地方政府は3つの階層から構成されているとしている。地方行政・自治法には3層に関する直接の記述はないが、その条文全体を踏まえると適切な解釈であると考えられるため、本稿もこの3層構造の解釈を踏襲する⁽⁴⁾。ただし、OECD (2017) には細かい点で法律との齟齬がみられる⁽⁵⁾。そこで、本稿ではOECD (2017) が提示した図を修正し、階層構造をより正確に示した(図1)。

図1に示したカザフスタンの行政区画には、9つの形態がある⁽⁶⁾。それらについて階層別に列挙する。まず第1層には、「州（область）」と「共和国的意義を有する市⁽⁷⁾（город республиканского значения）」が分類さ

(4) IV. 5節で説明するカザフスタンの行政区画コードのルールは、4層構造に対応したものとなっている。しかし、これは行政機関が単独では存在しない居住区画にも附番するためで、本稿での行政区画に対しては3層構造に対応した部分で十分である。

(5) 例えば、「農村地区」は、「ライオン」だけに包括されているという図になっている。しかし、「州的意義を有する市」が「農村地区」を包括している場合がある。

(6) 行政区画法第1条では、カザフスタンの行政区画は、村、保養村、農村地区、市ライオン、市、ライオン、州の7つの形態とされているが、3種類の市があるため、本稿では9つの形態とする。

(7) 首都は他の市とは異なり特別な地位を持つが、基本的には「共和国的意義を有する市」と同等の仕組みと権限等をもつたため、本稿では「共和国

共通である。さらに、それぞれは独立した地方政府であって、広島県が広島市を監督したり、県知事が市長を罷免したりはできない。それに対して、カザフスタンでは異なる種類の行政区画によって、地方政府の構造そのものが異なっているのである。例えば、人口規模の大きい「州的意義を有する市 (город областного значения)」には、首長と彼に率いられた行政組織があり、さらに議会も設置されている。これに対して、人口規模の小さい「ライオン的意義を有する市 (город районного значения)」には首長は存在するものの議会は置かれず、行政組織の構成も大きく異なっている。

以上の点から次のことがいえる。まず、1点目と2点目からわかるように、行政区画と地方政府は必ずしも一対一の対応関係にはなっていない。そのため、日本では行政区画を基にして階層構造を考えても、地方政府を基にして考えても同じ結果になるが、カザフスタンではそうとは限らない。この場合、階層構造を客観的に規定するには、ある行政区画の内部に複数の行政区画が存在するという関係性に注目する必要がある。したがって、行政区画を基にするのが適切である⁽³⁾。さらに、3点目からわかるように、地方政府の組織構造は階層によって異なっている。そこで、本稿では最初にカザフスタンの行政区画の階層構造を明らかにする。その上で、各行政区画においてどのような(議会を含む)地方政府の組織が構築されているのかを見ていく。

なお、本稿で説明する制度は、特に断りが無い限り、2025年3月15日時点の法律「カザフスタン共和国の行政区画構造について」(О административно-территориальном устройстве Республики Казахстан、以下では行政区画法と略す)と法律「カザフスタン共和国における地方行政および地方自治について」(О местном государственном управлении и самоуправлении в Республике Казахстан、以下では地方行政・自治法と略す)に依拠している。

(3) 日本においても、都道府県と市町村の関係は対等であって指揮命令系統のある関係ではないから、都道府県の行政区画の中に複数の市町村の行政区画が存在することで、階層構造が規定されているとも解釈できる。

類の地方政府が存在したり、別の階層の事務を担う地方政府が存在したりと、単純な3層構造とはなっていない。日本にも、政令指定都市のように基礎自治体でありながら、広域自治体の事務の一部を担っているといった例外はある。しかし、基本的には都道府県と市町村で事務を分担しており、比較的単純な2層構造といえる。

次に2点目は、各地方政府が行政を担う地理的な範囲、つまり行政区画についてである（詳細はⅡ. 1節を参照）⁽²⁾。日本では、地方政府はすべての事務について同一の地理的範囲を担当しており、地方政府と行政区画は一対一で対応している。これに対してカザフスタンでは、上述した複数の階層の事務を担う地方政府の中には、階層によって担当する行政区画（地理的な範囲）が異なる場合がある（詳細はⅡ. 1節とⅣ. 5節を参照）。仮にこれを日本に当てはめて説明すると、東京23区のエリアでは東京都が基礎自治体の事務を担い、23区以外のエリアでは各市町村がその事務を担うというような形に相当する。この場合、東京都が広域自治体と基礎自治体の双方の事務を担うが、その行政区画は異なることになる。

最後の3点目は、行政区画と地方政府の関係についてである（詳細はⅢ. 4節を参照）。日本では、市と町村、さらには都道府県とで、規模や階層は異なったとしても地方政府の構造は基本的に同じである。例えば、広島県と広島市は階層が異なる地方政府であるが、首長に率いられた单一の行政組織と地方議会から構成された地方自治体という点は

(2) さらに、次の点でもカザフスタンの行政区画には日本との相違がある。日本では、行政区画と人々がまとまって居住しているエリアは一致している。例えば、広島市のエリアは、広島市という地方政府の行政区画という面とともに、人々が社会的・経済的なかたまりとして居住している都市のエリアという面の2つを持っている。それに対して、カザフスタンではこの2つが必ずしも一致していない。カザフスタンにおける行政区画のベースは、人々が密集して居住している地域単位である居住区画（詳細はⅡ. 1節を参照）である。そして、1つもしくは複数の居住区画で行政区画が構成され、そこに行政機関が設置される。そのため、居住区画と行政区画が一致しない場合が生じる。

V. まとめ	六九
参考文献	六八
付録	六八

I. はじめに

カザフスタン共和国（以下ではカザフスタンと略す）は、ソビエト社会主義共和国連邦からの独立後に、様々な社会的・経済的な改革を行ってきた（岡，1996；松島，1996）。その中には、地方行財政制度の改革、特に地方自治改革が含まれる。近年でも州の新設や再編が行われており（中馬，2022）、これは日本における道州制の導入や経済圏に基づく圈域化といった地方分権改革に対して有益な示唆を与える。また、カザフスタンは広域自治体と基礎自治体の性格を併せ持つ地方政府が存在し、二重行政の問題を考察する上でも有益である。しかしながら、日本においてカザフスタンの地方制度や財政制度に関する研究はほとんど見られず、地方政府の階層構造や組織に関する詳しい情報も乏しい。本稿は、カザフスタンの地方行財政制度の改革を分析するための基礎として、行政区画の階層構造と地方政府の組織について明らかにすることを目的とする。

カザフスタンの地方制度は、日本とは3つの点で異なっている。以下では順にその相違点を整理する。このうち第1と第2の点は、日本には存在しない地方政府や行政区画のあり方について有益な知見を提供し得る。第3の点についても、権限移譲や分権改革の観点から歴史的経緯も含めて検討に値する。

まず1点目は、地方政府の階層構造である（詳細はII. 1節を参照）。日本は都道府県と市町村の2層構造⁽¹⁾であるのに対して、カザフスタンは3層構造である。さらに、カザフスタンには同じ階層に複数の種

(1) 日本の行政区画の階層構造については中井・齊藤・堀場・戸谷（2023）の第9章を参照されたい。

研究ノート

カザフスタンの 行政区画構造と地方政府

高 橋 広 雅
竹 本 絵 里
竹 本 亨

目次

I.	はじめに	九九
II.	行政区画の階層構造	九六
1.	階層構造の概要	九六
2.	第1層の行政区画	九二
3.	第2層の行政区画	九一
4.	第3層の行政区画	八九
5.	日本との比較	八八
III.	地方の行政機関と代表機関	八七
1.	アキムとアキム事務局	八七
2.	アキマット	八六
3.	マスリハット	八五
4.	各行政区画における行政機関と代表機関	八四
IV.	行政区画の数と階層構造の例	八三
1.	各階層における行政区画の数	八三
2.	各州の地域データ	八一
3.	州の例：アクモラ州	七七
4.	共和国的意義を有する市の例：アスタナ市	七四
	行政区画の地理的な範囲の相違：行政区画コード	七三

課の皆様に感謝を申し上げる。

参考文献

- Christensen,T. (2012) “Post-NPM and Changing Public Governance.” *Meiji journal of Political Science and Economics*, 1, pp.1-11.
- Kazama, N. (2024) “Public Management Reforms in Japan: With and After NPM” in Agata,K., Inatsugu,H. & Shiroyama,H. ed, *Public Administration in Japan*, Palgrave Macmillan
- Osborne,P. ed. (2010) *The New Public Governance?*, Routledge
- Pollitt,C & Bouckaert,G. (2017) *Public Management Reform 4th edition*, Oxford University press (縣公一郎・稻継裕昭監訳 (2022) 『行政改革の国際比較』ミネルヴァ書房)
- Polizer,T., Meyer,R.T., Höllerer,M.A. & Seiwald,J. (2017) “Institutional Hybridity in Public Sector Reform” *Research in the Sociology of Organizations*, 48b:69-99
- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉 (2020) 『公共政策学の基礎（第3版）』有斐閣
- 伊藤正次・出雲明子・手塚洋輔 (2022) 『はじめての行政学（新版）』有斐閣
- 中山雄次 (2023) 『N P Mの導入と変容』晃洋書房
- 中山雄次 (2024) 「沖縄県の地方自治体における行政改革の系譜」『沖縄法学』第52号51-80頁
- 中山雄次 (2025) 「集中改革プラン以降の行政改革大綱」『季刊行政管理研究』第190号37-51頁

行政資料

- 栃木県 (1995) 「栃木県行政改革大綱」
- 栃木県 (1998) 「栃木県行政改革大綱（第2期）」
- 栃木県 (2001) 「栃木県新行政改革大綱」
- 栃木県 (2002) 「栃木県新行政改革大綱（改訂版）」
- 栃木県 (2006) 「栃木県行財政改革大綱」
- 栃木県 (2011) 「とちぎ行革プラン〔栃木県行財政改革大綱（第5期）〕」
- 栃木県 (2016) 「とちぎ行革プラン2016〔栃木県行財政改革大綱（第6期）〕」
- 栃木県 (2021) 「とちぎ行革プラン2021〔栃木県行財政改革大綱（第7期）〕」

ウェブサイト

- 栃木県「行政改革」(2025年7月31日閲覧)
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/gyoukaku/tochigigyoukaku/1192429633558.html>

政改革とも比較し、新公共経営論の導入時点を特定している。第2に、先行研究では行政改革大綱の「計画事項」のみを分析するのに対し、本研究では行政改革大綱の「取組実績」も分析の対象とすることで行政改革の実質を把握している。第3に、先行研究はキーワードの「登場頻度」を測定した量的分析を行うのに対し、本研究はキーワードの「登場順序」に着目した質的分析を行って政策アジェンダの変動を観察している。

本稿の社会的意義としては、栃木県で進行中の次期行政改革大綱の策定作業に参考となるばかりでなく、広く自治体の行政改革の変容を理解する際に示唆を与えるものである。

(2) 残された課題：行政改革の語りの記録

筆者は長い間、栃木県政に関わってきた。行政改革に関しては、集中改革プラン前後の8年間とコロナ後から現在まで「行政改革推進委員会」の委員を務め、出資法人改革や規制改革にも深く関わった。また、行政評価に関しては、行政評価の導入が広がった時期には総合計画に係る政策評価委員会、財政状況が厳しい時代には森林環境税に係る事業評価委員会、地方創生が動き出してからは総合戦略に関する評価会議の委員を務めている。さらに、連携・協働に関しては、ガバナンスの時代とともに社会貢献活動促進懇談会の委員を務めている。異動で入れ替わる職員よりも長く委員を続けているため、過去の経緯については担当者よりも詳しいときがある。本稿では紙幅の都合上うまく伝えきれなかったが、当事者しか感じ取れない当時の現場の雰囲気を後世の第三者にいかに伝えるかが、「生き字引」と化した筆者にとっては課題である。行政改革に従事した関係者の語りを記録する「オーラルヒストリー」の重要性を唱えて本稿を結ぶことにしたい。

謝辞

資料提供にご協力いただいた栃木県経営管理部行政改革ICT推進

し、その上に新しい潮流の「新公共経営論」が重なり、最も新しい潮流である「ガバナンス論」が表層に位置していることである。

新しい潮流を目立ちやすい前景に押し出し、古い潮流を後景に退けるという構図は細部にも見受けられる。例えば、新公共経営論に係る目標Ⅱの中でも、最新のデジタル改革による業務の効率化を筆頭に掲げ、次いで新公共経営論の課題の一つとされた人材の育成・確保を挙げて、従来型の取組が並ぶ効果的・効率的な組織づくりを後回しにしている。

行政学の潮流は、いったん政策アジェンダに浮上すると、行政改革という政策が終了しない限り、縮小されても消滅はしにくい。こうしてみると、一部には「置き換え」や「融合」も見られるが、大枠では「層化」していると見なせる。内容的な矛盾を抱えつつも、掲載順序で優劣を示しながら、施策の体系上は一応の整理が図られており、統治形態モデルが全く「混然と共存」しているわけではない。

表2 栃木県の行政改革大綱と統治形態モデルの堆積

目標I 多様な主体との連携・協働の推進	ガバナンス
目標II 効果的・効率的な県政運営の推進	新公共経営
目標III 持続可能な行財政基盤の確立	旧行政管理

(出所) 筆者作成

むすびに：本稿の結論と含意

(1) 本稿の結論と意義：統治形態モデルの層化

本稿では、統治形態モデルの「ハイブリッド化」について、栃木県の行政改革大綱では、旧行政管理論・新公共経営論・ガバナンス論が「層化」していることを観察し、統治形態モデルが必ずしも「混然と共存」しているわけではないことが示された。

本稿の学術的意義としては、第1に、先行研究が「集中改革プラン以降」の行政改革大綱を二時点で比較するのに対し、本研究では「同プラン以前」に遡り時系列で比較することで、行政管理論に基づく行

営として、財政状況の分析及び中期財政収支見込みを作成・公表し、歳出構造を転換させ、財政調整的基金を涵養する、適切に県債を発行し将来負担を抑制する。^⑯歳入確保に向けた取組の推進では、県税の滞納を未然に防止し収入未済額を縮減、税外未収債権を縮減する、広告収入等を確保し、ふるさと納税等を促進する、国庫補助金等を積極的に活用し、基金の債券運用を拡大する。^⑰徹底した歳出の見直しでは、事務事業や補助金等を見直す。

「公共施設等の適正管理と総合的な利活用」に関しては、^⑲公共施設等の利活用の推進・最適化では、公共施設等を総合的・計画的に管理し、県有財産を総合的に利活用する。^⑳県有建築物の長寿命化を推進し、^㉑使用料等のあり方を見直す。

「公営企業等の自立的経営」に関しては、^㉒公営企業の効率的な経営として、企業局経営戦略に基づき事業を実施し、^㉓病院事業経営の健全化では、経営改革プラン等に基づき県立病院の経営を改善する。^㉔県出資法人等の自立的な経営に向け、県出資法人等に対し指導するとしている。

4－2. 小括：統治形態モデルの層化

目標Ⅰの「多様な主体との連携・協働の推進」は、標題どおり「ガバナンス論」を基本とするが、民間活力の活用や規制の見直しなど一部に新公共経営論を含む。目標Ⅱの「効果的・効率的な県政運営の推進」は、定員管理など一部に行政管理論を含むが、標題からすると第3期以降の「新公共経営論」が基本にあると考えてよい。行政評価に限らず、デジタル改革や人的資源管理などの企業経営の新たな潮流も確認できる。目標Ⅲの「持続可能な行財政基盤の確立」は、公営企業等の自立的経営など一部に新公共経営論を含むが、財政統制や施設管理など統制・管理に基づく「行政管理論」を基本とする。

注目されるのは、ポリットとブカールトが行政改革の変化を地層の堆積に例えたように、古い潮流である「旧行政管理論」が深層に位置

化では、多様な広報媒体を活用して県政情報を発信、オープンデータの活用を促進する。⑤県民・N P O・企業・高等教育機関の参画と協働の推進では、広聴制度を充実させ、審議会等に女性委員の参画を拡大するほか、N P O・企業等と協働し、高等教育機関とも連携を強化する。⑥民間活力の積極的な活用では、民間活力の活用を推進し、指定管理者制度を適切に運用する。⑦時代に即した規制の見直しでは、社会経済情勢の変化を踏まえて規制を見直し、特区制度の活用を推進するとしている。

（2）効果的・効率的な県政運営の推進

「I C T利活用等による新しい行政スタイルの確立」に関しては、⑧A I・ロボティクス等のI C T利活用の推進では、I C Tを活用して業務を省力化・効率化し、⑨行政手続のデジタル化の推進では、行政手続のオンライン化や電子収納を推進する。

「全ての職員が能力を発揮できる職場づくり」に関しては、⑩意欲ある人材の確保に、採用活動を充実させるほか、⑪課題対応能力を有する人材の育成では、計画的な人事配置や戦略的な人事交流を推進し、人材育成型の人事評価や職員研修等を実施する。⑫多様な人材が活躍できる職場づくりとして、柔軟で多様な働き方やハラスメント防止、女性職員・障害のある職員・高齢層の職員の活躍を推進し、職員の健康管理対策を充実する。

「効果的・効率的な組織づくり」に関しては、⑬新たな課題等に対応できる効率的な行政組織の整備、⑭適正な定員管理に取り組む。⑮透明で実効性のあるマネジメントでは、効果的な行政評価・施策立案に努め、業務プロセスを見直し・改善し、内部統制の運用により適正に業務を執行し、公共事業評価システムを適切に運用するとしている。

（3）持続可能な行財政基盤の確立

「財政の健全性の確保」に関しては、⑯中期的な視点に立った財政運

「組合せ」が生じているが、「多様な主体との協働」が民間活力の活用や規制・行政手続等の改善よりも先に示されており、「ガバナンス論」が優位と言える。

他にも、執行体制等に関しては、第4期の大綱では「簡素で効率的な執行体制」を目指したが、第5期の大綱では「スリムで活力のある執行体制」、第6期の大綱では「効果的・効率的な県政運営」へと変わり、組織の簡素化から組織力の強化へ、効率性から有効性へと重点が移っている。

このように、改革目標の優先順位や内容には経年的な変容を観察することができる。

4. 栃木県の行政改革の現在地

4-1. とちぎ行革プラン2021（2021～2025年度）

2021年2月に策定された「とちぎ行革プラン2021」は、第7期の栃木県行財政改革大綱にあたり、2021年度からの5年間を推進期間としている。コロナ禍で露呈したデジタル化の遅れから、国の政策に呼応する形で栃木県でも「デジタル改革」を推進している。

同大綱は、①多様な主体との連携・協働の推進、②効果的・効率的な県政運営の推進、③持続可能な行財政基盤の確立の3つを目標とし、以下の8つの推進項目と24の取組項目からなる（栃木県2021）。

（1）多様な主体との連携・協働の推進

「地方分権の推進と自治体間の連携・協働」に関しては、①地方分権改革の更なる推進に国との政策協議や国からの権限移譲を推進し、②都道府県との連携を推進する。③市町との連携・協働、権限移譲の推進では、連携体制を強化し、人事交流を推進、行財政基盤の強化を支援し、権限移譲を効果的に実施する。

「県民、企業等との連携・協働」に関しては、④県政情報の発信力強

している。③労働時間の管理では、働き方改革推進強化月間を実施し、原則20時退庁・22時完全消灯を実施、在宅勤務などのテレワークを推進した。組織力の強化では、観光交流課デスティネーションキャンペーン推進班、大阪センター、国体・障害者スポーツ大会局、国際課国際戦略推進担当、デジタル戦略室、行政改革ＩＣＴ推進課を設置した。定員管理計画に基づき一般行政部門は4,329人となっている。人材育成・活用の推進では、再任用フルタイム勤務を導入、合同企業説明会への参加などリクルート活動も充実させた。また、能力・姿勢評価結果の活用を拡大、フレックスタイム制を導入した。さらに、社会人採用試験、専門試験のない特別枠や福祉型の新設、就職氷河期世代を対象とした採用試験など、新たな採用試験等により人材を確保している。県出資法人等の自立的な経営では、小規模団体の経営効率化に向けた見直し・検討を行った（栃木県2021:33-34参照）。

3-4. 小括：NPM型協働論に基づく第4期以降の行政改革大綱

前述の新行政改革大綱（改訂版）に比べると、第4期以降の行財政改革大綱は「新公共経営論」の色彩が弱まり、改革目標では「効率」や「自律」よりも先に「協働」を掲げている。だが、これだけで「ガバナンス論」に移行したと断じるのは早い。

第4期の大綱は、①開かれた行政、②協働、③執行体制、④財政基盤という柱建てだが、「開かれた行政」は政策評価や規制改革、サービス向上を内容とし、「協働」には市町村との連携のほか「民間活力の活用」が含まれており、なお「新公共経営論」の特徴が強い。これが、第5期の大綱では、①協働、②開かれた行政、③財政基盤、④執行体制という順に変わり、「協働」が上位になり、民間活力の活用の次に「多様な主体との協働」などが盛り込まれるなど、「ガバナンス論」の特徴が強まっている。さらに、第6期の大綱では、①協働・開かれた行政、②行財政基盤、③県政運営という柱建てとなり、「協働」と「開かれた行政」が一体化して、「ガバナンス論」と「新公共経営論」の

施した。民間活力の活用では、指定管理者制度に関するガイドラインを改訂したほか、スポーツゾーン東エリア・最終処分場・新青少年教育施設の整備運営事業でPFI事業契約を締結し、PFI等事業実施プロセスガイドラインを策定した。規制・行政手続等の改善では、税金等をATM等で納付できる電子収納を導入し、自動車保有関係手続のワンストップサービスに伴う電子納税を開始した。県独自規制を廃止・緩和し、テーマを設定して規制を見直している。

（2）《自律》自律的な行財政基盤の確立

持続可能な財政運営では、統一的な基準により作成した財務書類を公表した。行政コストの削減では、イベントを廃止・縮小・統合し、県単独補助金を削減した。歳入の確保では、総合運動公園の陸上競技場などでネーミングライツ契約を締結した。県有財産の適正管理と有効活用では、公共施設等総合管理基本方針を策定し、障害者保養センターを譲渡し、県庁舎の未利用スペースを市へ貸付けた。公営企業等の自立的経営では、第3次県立病院経営改革プランを策定し、がんセンターなどを地方独立行政法人に移行、流域下水道事業については地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行した。

（3）《原動力》効果的・効率的な県政運営の推進

透明で効果的な行政評価等の実施では、内部統制基本方針を策定し、内部統制制度を導入した。業務の改善・効率化では、マイナンバー制度における情報連携の本格的に運用、県庁働き方改革プロジェクトを始動し、①仕事の選択と集中では、イベントの廃止・縮小・統合、コンクール・コンテストの廃止・統合や実施方法の効率化を進めた。②プロセスの効率化では、改善方針を策定、文書作成ソフトを一元化、備品基準額を引上げ、RPAやタブレット端末を導入した。また、内部監査業務や事務用消耗品の調達・管理を一元化、ペーパーレス会議進行システムや音声データから自動で議事録を作成するシステムを導入

（4）《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立

効果的で効率的な組織の整備では、新たなニーズや多様な行政課題への対応に向け本庁や出先組織を見直した。適正な定員管理では、定員管理計画に基づき一般行政部門の職員を206人削減した。意欲に満ちた人材育成の推進等では、国・他県・民間企業等へ職員を派遣し、人材育成型の人事評価システムを本格導入し、評価結果を人事配置に活用し、職員給与へ反映させた。給与制度等の見直しでは、技能労務職員の給与水準を見直し、定額の旅行雑費を廃止した。事務処理の効率化、事務改善の推進では、給与・旅費等の事務を一括処理する総務事務センターを設置し、職員提案制度の「ひとり一改善」を実施している。職員の意識改革と活力ある職場づくりでは、行財政改革推進の視点を職員に周知徹底した（栃木県2016:39-40参照）。

3－3. とちぎ行革プラン2016（2016～2020年度）

2010年代後半、地方の人口減少を克服するため、安倍内閣は「地方創生」を重要課題に位置付け、栃木県でも「とちぎ創生15戦略」を策定した。

栃木県は、第6期にあたる2016年度からの5年間を推進期間とする「とちぎ行革プラン2016」を2016年2月に策定した。同プランは、前プランを踏襲しながら、①《協働・共創》県民と共に創る開かれた県政の推進、②《自律》自律的な行財政基盤の確立、③《原動力》効果的・効率的な県政運営の推進の3つを柱としている（栃木県2016）。

（1）《協働・共創》県民と共に創る開かれた県政の推進

主な実績を見ると、自治のかたちづくりでは、市町への権限移譲は特例条例移譲分のみで124法令2,014項目となっている。多様な主体との協働による県政運営では、地域課題の共有を促すNPO協働企画力向上セミナーを開催した。透明で開かれた県政の推進では、オープンデータを本格版へ移行し、随意契約では公募型の見積合わせを本格実

構築し、企業との協働を推進するためのサポートデスクを設置した。県有施設のあり方の見直しでは、風土記の丘資料館を市町に移管した。県出資法人等の見直しでは、生涯学習文化財団と青少年こども財団を再編、治山林道協会と緑化推進委員会を合併し、土地開発公社・道路公社・住宅供給公社の管理部門を統合、森林整備公社を解散した。

（2）《透明》県民に開かれた行政の推進

適切な政策評価と説明責任の徹底では、重点戦略のマネジメントにより総合計画の着実な推進を図った。積極的な県政情報の発信と県民参加の推進では、県ホームページを充実させ、県民と知事の対話集会には累計で1万人以上が参加、審議会等の公募委員にも80人以上が参加している。透明性の向上と信頼の確保では、公共工事等以外の契約について締結状況を公表した。県政へのアプローチの改善では、ＩＣＴ推進プランの取組実績と行動計画を毎年度作成し公表している。県民サービスの向上では、県民満足度の向上と業務の改善をテーマとした県民サービス向上運動を実施した。

（3）《自律》自律的な財政基盤の確立

財政健全化では、未来開拓プログラムと財政健全化取組方針に基づき、収支均衡予算の編成を続け、財政調整的基金の涵養を図った。行政コストの削減では、事務事業を1,235件、補助金等を95件見直し、公共事業コスト縮減行動計画に基づきコスト縮減を進めた。歳入の確保では、県税事務所に地方税協働徴収担当を置いて市町から徴収引継を受けて滞納整理を行い、また、未利用財産の売払や貸付により24.9億円の収入を得た。公営企業の自立経営に向けた取組の推進では、第2次県立病院改革プランに基づき経営改善を行い、企業局経営計画に基づき効率的な経営を行っている。

の推進では、コピー用紙等の総使用枚数を16.9%削減している。

(4) 持続可能な財政基盤の確立

自律的な財政運営に向けた取組として、「とちぎ未来開拓プログラム」を策定し、歳出抑制のための取組では、県単独補助金を326件から298件に縮減・合理化した。安定した税収入等の確保では、県税事務所職員が併任で市町村と連携した滞納額の縮減取組を実施し、広告のほか、ネーミングライツで1億円、未利用財産の売却で16.8億円の収入を確保している。公営企業のあり方の見直しでは、企業局経営評価委員会による業績評価を実施・公表し、県立3病院について改革プランを策定し、経営改善を実施した（栃木県2011:78-79参照）。

3-2. とちぎ行革プラン（2011～2015年度）

2010年代前半、総人口が減少に転じ、未曾有の大震災や原発事故が起り、国では3年間の民主党政権を経て自公政権が復帰した。

栃木県は、第5期にあたる2011年度からの5年間を推進期間とする「とちぎ行革プラン」を2011年2月に策定し、2015年4月に改訂している。同プランは、①《協働》県民とともに地域を創る行政の推進、②《透明》県民に開かれた行政の推進、③《自律》自律的な財政基盤の確立、④《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立の4つを柱とする（栃木県2011）。

(1) 《協働》県民とともに地域を創る行政の推進

主な実績を見ると、市町村との連携の強化と権限の移譲では、市町村への権限移譲が特例条例移譲分のみで20法令1,996項目となった。民間活力の活用では、41施設で指定管理者制度を運用するほか、県営ダムでダムE S C O事業を導入した。多様な主体との協働による県政運営では、全庁推進組織として県民協働推進本部を設置し、多様な主体と行政が協働して地域課題解決に取り組むためのプラットフォームを

定し、規制に関する提案窓口を設置している。県民サービスの向上では、県民サービス向上運動を全庁的に展開、自動車税のコンビニエンスストアでの納税も開始した。

（2）協働の推進と県の役割の重点化

市町村への権限移譲と連携強化では、市町村への権限移譲が期末時点で126法令2,146項目に増え、県と市町村が協働で税の徴収を行う「地方税徴収特別対策室」も設置された。多様な民間活力の活用では、活用指針を策定し、がんセンターでは民間活力を利用した省エネルギーの取組（E S C O事業）を実施した。県の役割の重点化による事務事業の見直しでは、1,622件の事務事業を見直して211.9億円を削減、241件の補助金を休廃止等して55.9億円を削減した。県有施設の管理運営の見直しでは、青少年教育施設を廃止、指定管理者制度に関する運用指針を策定し、44施設で指定管理者制度を導入した。県出資法人等の見直しでは、特定指導法人の見直し基本方針を策定・改定している。

（3）簡素で効率的な執行体制の確立

本庁組織や出先機関の再編では、総合政策部・県民生活部・環境森林部を設置し、財産活用推進室やいちご研究所、消費者行政推進室（消費生活センター）を設置した。健康福祉センター環境部と林務事務所を統合して環境森林事務所を設置し、県税事務所・農業振興事務所・土木事務所・教育事務所の一部を統合した。適正な定員管理では、定員管理計画に基づき、一般行政部門で493人、教育部門で774人を減らす一方、警察部門で115人、公営企業では33人を増やした。人材育成・能力向上の推進では、人事評価システムを試行している。給与制度等の見直しでは、特殊勤務手当と給料の調整額を総点検し、職員互助会等への県費負担も廃止した。事務処理の効率化、事務改善の推進では、職員提案制度である「ひとり一改善」を実施し、内部管理事務の効率化を図るため、総務事務効率化基本方針を策定した。ペーパーレス化

3. 集中改革プラン以降の栃木県の行政改革

続けて、集中改革プラン以降の栃木県における行政改革の取組状況をふり返る。

3-1. 栃木県行財政改革大綱（2006～2010年度）

2000年代後半、国では短命内閣が続き、「地域主権改革」を掲げる民主党に政権交代する。市町村では、財政難が合併を後押しし、市町村数は半減した。栃木県では、福田昭夫に代わり、2004年末より宇都宮市長から転じた福田富一が知事に就任し、現在6期目に至る。

栃木県は、第4期にあたる2006年度からの5年間を推進期間とする「栃木県行財政改革大綱」を2006年2月に策定した。財政運営が厳しさを増す中で、財政健全化への道筋を示すため、従来の「行政改革」から「行財政改革」へと大綱の名称が改められている。

同大綱は、①県民中心の開かれた行政の推進、②協働の推進と県の役割の重点化、③簡素で効率的な執行体制の確立、④持続可能な財政基盤の確立の4つを柱とする。「改革の視点」を「改革の目標」に改め、具体的な目標を設定するなど行動計画的性格を強めている（栃木県2006）。

（1）県民中心の開かれた行政の推進

主な実績として、適切な政策評価と説明責任の徹底では、政策マネジメントシステムを変更したほか、公共事業の事前評価・再評価の対象事業を拡充、事後評価を導入し、これらを統合した。新庁舎では行政資料の閲覧等を始めた。県民参加と透明性の向上では、パブリック・コメント制度を活用、審議会等への公募委員の参加を促し、また、公共事業の総合評価落札方式の対象案件を拡充している。電子県庁の推進では、セキュリティ監査を実施し、公共事業の電子入札を随意契約以外の全ての入札に拡大した。規制改革の推進では、推進指針を改

（6）財政運営の健全化

中期的視点に立った財政運営として、プライマリーバランスの均衡を図り、財政の現状を積極的に公表した。財政構造改善のための取組の推進として、当初予算の県債依存度が前年度を上回らないことを目標とした財政運営を、2003年度を除き達成している。歳出抑制のための取組の推進では、一般行政経費を約480.1億円、公共事業のコストを約372億円それぞれ削減し、補助金を251件休廃止して約78.2億円を削減している（栃木県2006:70-71参照）。

2－5．小括：行政管理論に基づく第2期以前の行政改革大綱

初期の行政改革指針、行政改革大綱（第1期・第2期）と当初の新行政改革大綱（第3期）は、事務事業や行政組織、人事管理の見直し、事務処理の効率化を柱としている。行政手続や情報公開、地方分権への対応など、時代の要請に応じた取組みが加わるもの、渡辺県政のもと、大枠に変化はない。全庁的な整理合理化や組織の統合など、官僚制組織による一元的管理を前提とした「行政管理論」が行政改革の基礎にあると考えてよい。行政改革指針の頃から民間活力の活用が挙げられてはいるが、あくまで事務処理の効率化の一部にすぎない。第2期ではグループ制の導入など組織のフラット化にも取り組んでいるが、行政組織の見直しの一環にとどまっている。

これに対し、第3期の新行政改革大綱は、「県民満足度の向上」、「成果の重視」、「規制改革の推進」など、顧客志向や成果主義、規制緩和といった「新公共経営論」の視点が加わり、特に改訂版では「行政評価」を取組の最初に掲げるなど特徴が顕著となった。これには多選を批判し変革を唱えた福田昭夫知事の就任が影響している。改訂版の冒頭には知事の決意表明が異例に追加されている。栃木県の場合、新公共経営論の導入は、集中改革プランではなく、それ以前の知事の交代を一つの契機としている。

(2) 分権時代に対応した行政組織の整備、人員管理の適正化と職員の意識改革

県政の政策課題に対応した行政組織の整備として、環境部門の充実や商工部門の見直しなどを行い、適正な定員管理では、新定員管理計画に基づき、一般行政部門で252人、教育部門で410人減らす一方、警察部門で402人、公営企業で37人を増やした。職員の意識改革・能力向上の推進では、ひとり一改善や民間企業への交流派遣などを行った。外郭団体の見直しでは、指導指針に基づき外郭団体を見直している。

(3) 市町村重視の県政の推進

市町村への権限移譲では、期末時点で市町村へ87法令1,185項目の権限移譲を行い、市町村合併や広域行政の支援では、市町村合併支援プランに基づき合併を支援した。

(4) 県民に分かりやすく開かれた県政の推進

情報公開の総合的な推進と説明責任の徹底として、政策マネジメントなど政策形成過程情報を提供し、公募による県民と知事との対話集会など広聴広報制度を充実強化した。県民参加による自主性の高い県政の推進では、パブリック・コメント制度を導入し、公募制などで審議会等の活性化を図った。規制改革の推進では、推進指針に基づき改革を進め、約400事務で申請・届出手続の簡略化を行った。

(5) 県民サービスの向上と電子県庁の推進、民間活動との協働

県民サービスの向上では、利用しやすい開館日や開館時間を設定したり、出先機関へ40法令183項目の権限を移譲した。電子県庁の推進では、公共事業の電子入札システムや電子申請受付システムの運用を開始した。N P O等民間活動との協働関係の構築では、社会貢献活動促進条例を制定し、N P O法人向けの融資制度を創設、ボランティアN P Oセンターを設置している。

改訂されている。

新大綱では、改革の視点に、変革の時代への的確な対応、県民に開かれた県政の推進、県民満足度の向上、成果の重視、簡素・効率化、規制改革の推進、健全な財政運営の確保があげられており、従来の大綱に比べて、「県民満足度の向上」、「成果の重視」、「規制改革の推進」といった視点が目立つ。

当初の大綱では、①事務事業の見直し、②行政組織と人事管理の適正化、③市町村重視の県政の推進、④県民に分かりやすく開かれた県政の推進、⑤県民サービスの向上と行政の情報化の推進、⑥健全な財政運営の確保の6つを柱としており、地方分権の本格化と厳しい財政状況をふまえて、「市町村重視の県政の推進」や「健全な財政運営の確保」が新たな柱に加わっている。改訂版の大綱では、①事務事業の見直しが「効果的、効率的な業務の推進」に、②行政組織と人事管理の適正化が「分権時代に対応した行政組織の整備、人員管理の適正化と職員の意識改革」に、⑤県民サービスの向上と行政の情報化の推進が「県民サービスの向上と電子県庁の推進、民間活動との協働」に、⑥健全な財政運営の確保が「財政運営の健全化」にそれぞれ改められている（栃木県2001,2002）。

（1）効果的、効率的な業務の推進

主な実績として、行政評価手法の導入・活用では、政策マネジメントシステムや公共事業等の事前・再評価システムが導入された。事務事業の見直しでは、387件の事務事業の休廃止等で139億円を削減し、競馬事業も場外馬券発売を除き廃止された。民間委託等の推進では、基本指針に基づき外部委託等を進め、公共施設の管理運営の見直しでは、県有施設現状評価システムを活用、指定管理者制度の導入手続きも進めている。

(2) 行政組織と人事管理の見直し

組織機構の見直しでは、農務部の大幅な組織改編を実施、また、係制に代えて担当グループ制を導入・拡大した。外郭団体等の見直しでは、見直し方針に基づき、外郭団体を30団体から24団体に統合再編した。定員管理と給与の適正化の推進では、定員適正化計画を策定し、推進期間中に一般行政部門で174人、教育部門で577人、警察部門で6人減らす一方で、公営企業で122人増やした。特殊勤務手当と給料の調整額全般にわたる見直しも行われている。

(3) 分権の推進と県民に開かれた県政

県民参加による県政では、審議会等の会議を原則公開とし、審議会等委員に一般公募制を導入、情報公開条例も施行した。市町村との連携の強化と支援の充実では、県・市町村権限移譲等検討会議を設置し、県独自に19法令127項目の事務を計画的・段階的に市町村に移譲している。

(4) 事務処理の効率化と県民サービスの向上

情報化と事務処理の効率化の推進では、府内グループウェアを活用した事務処理の効率化を進め、出先機関への権限移譲と県民サービスの向上では、日曜日に旅券の交付を始めた（栃木県2001:32参照）。

2－4. 新行政改革大綱（2001～2005年度）

2000年代に入り、国では小泉内閣が郵政の民営化など新自由主義的な構造改革を推し進めたが、三位一体の改革は地方財政の悪化を招いた。栃木県では、2000年末に5選を目指した現職の渡辺知事を今市市長の福田昭夫が破り、2003年に足利銀行が経営破綻するなど、地域の政治経済は不透明感を高めていた。栃木県は、第3期にあたる2001年度からの5年間を推進期間とする「栃木県新行政改革大綱」を2001年3月に策定したが、福田知事の見直し方針に基づき、翌2002年3月に

門で117人、公営企業部門で2人増やしている。また、職員の能力開発等の推進では、I種・II種試験を統合した新たな職員採用試験制度を実施した。

(4) 事務処理の効率化

行政の情報化では、情報通信技術を活用して事務処理の効率化や高度化を進め、出先機関に対する権限移譲では、県民に身近なサービスの権限を出先機関に移譲している（栃木県2001:31参照）。

2－3. 栃木県行政改革大綱（第2期）（1998～2000年度）

1990年代後半、バブル経済崩壊の後遺症が残る中、国では「行政改革委員会」の審議を経て「行政機関情報公開法」が成立し、「行政改革会議」の報告を受けて「中央省庁等改革基本法・同関連法」が成立、「地方分権推進委員会」の勧告に基づき、機関委任事務の廃止などを柱とする「地方分権一括法」が成立している。

栃木県は、1998年2月に、第1期に続けて1998年度からの3年間を推進期間とする「栃木県行政改革大綱（第2期）」を策定した。第2期の大綱は、①事務事業の見直し、②行政組織と人事管理の見直し、③分権の推進と県民に開かれた県政、④事務処理の効率化と県民サービスの向上の4つを柱としており、第1期の大綱に対して、「分権の推進と県民に開かれた行政」、「県民サービスの向上」が新たな改革の視点として加えられている（栃木県1998）。

(1) 事務事業の見直し

主な実績として、施策・事務事業の整理合理化では、237件の事務事業の休廃止等で90.1億円、248件の補助金の休廃止等で68.3億円を削減した。また、健全な財政運営の確保では、投資的経費を抑え、一般財源に上限を設けるなどにより経費を縮減している。

な事務事業の見直しを行い、事務総量のスリム化や事務の進め方の改善に取り組んでいたが、「地方行革指針」を受け、1994年12月に「栃木県行政改革推進要綱」を制定し、知事を本部長とする「栃木県行政改革推進本部」、民間有識者からなる「栃木県行政改革推進委員会」を設置して、翌1995年10月に最初の「栃木県行政改革大綱」を策定した。同大綱は1995年度に策定されたが、1994年度からの4年間を推進期間としている。

同大綱は、従前の行政改革指針と同じく、①事務事業の見直し、②行政組織の見直し、③人事管理の見直し、④事務処理の効率化の4つを柱としている（栃木県1995）。

(1) 事務事業の見直し

主な実績として、事務事業の整理合理化では、1係1改善など職員提案等による全庁的な事務事業の見直しを行った。補助金等の整理合理化では、587件の事務事業の休廃止等、284件の補助金の休廃止等により、115.5億円を削減している。

(2) 行政組織の見直し

本庁・出先機関の組織・機構の見直しでは、県民生活部の福祉部門と衛生環境部の保健医療部門を統合して「保健福祉部」を設置し、福祉事務所と保健所を健康福祉センターに再編した。また、新たな県民生活行政と総合的な環境行政を推進するため、「生活環境部」を設置した。さらに、財務会計システムの導入に伴い出納局の体制を整備し、出納事務所を廃止している。

(3) 人事管理の見直し

定員管理と給与の適正化の推進では、職員定数を据え置きながらスクラップ・アンド・ビルトを基本とした人員の適正配置を行い、推進期間中に一般行政部門で101人、教育部門で543人減らす一方、警察部

（2）行政機構検討委員会報告、行政懇談会提言

1980年代前半、国では「第二次臨時行政調査会」が国鉄など三公社の民営化などを提言した。栃木県では、1983年度に、行政機構検討委員会が、社会変化への対応、行政の総合性の確保、行政の簡素・効率化及び県民の利便性の確保を基本に、行政組織等に関する報告を行い、これを受け、公害行政の一元化、衛生福祉大学校の開校、部局調整会議の設置などが行われた。また、1984年度には、栃木県行政懇談会が、県行政の役割分担、行政組織、公的負担などについて基本的なあり方を提言している。

（3）栃木県行政改革指針

1980年代中頃から1990年代前半にかけて、国では「臨時行政改革推進審議会（行革審）」が数次にわたり設置された。1993年には「行政手続法」が成立している。

栃木県では、農林水産事務次官から転じた渡辺文雄知事のもと、1985年度に「栃木県行政改革指針」が策定された。①事務事業の総点検や使用料・手数料の見直しなどの「事務事業の見直し」、②附属機関や外郭団体を含む「行政組織の見直し」、③定員管理や職員の能力開発、人事給与制度、臨時・非常勤職員に関する「人事管理の見直し」、④OA化や民間活力の活用などの「事務処理の効率化」について、基本方針と当面の措置事項を定めると、1986年度から1988年度にかけて、同指針に基づき具体的方策を決定し実行に移している。その後も、1989年度から1993年度にかけて、毎年度の予算要求、組織改編時に事務事業、組織・機構等の簡素・効率化について逐次見直しが行われた（栃木県1995:31-32参照）。

2－2. 栃木県行政改革大綱（1994～1997年度）

1990年代中頃、国では、橋本内閣が中央省庁の再編や内閣機能の強化など本格的な行政改革を打ち出した。栃木県では、引き続き全庁的

行政改革への影響に関する先行研究の到達点と課題を検討したうえで、研究上の問い合わせ分析の枠組みを提示した。本稿では、次に、栃木県の行政改革の歴史を振り返り、各時期の行政改革大綱等の施策体系と取組項目、主要実績について詳述する。もとは行政管理論に基づく行政改革に取り組み、これを土台に新公共経営論が取り込まれ、その後、さらにガバナンス論が組み込まれてきた経緯を描き出す。そして、現行の行政改革大綱ではこれらが層状に構成されていることを明らかにする。むすびに、本稿の結論と意義をまとめ、オーラルヒストリーの重要性も指摘する。

2. 集中改革プラン以前の栃木県の行政改革

栃木県では、行政改革大綱を策定する以前から、審議会答申や行政改革指針などに基づき、行政改革に取り組んでいた。1995年に最初の行政改革大綱を策定して以降、今日まで7期にわたり行政改革に取り組んでいる。ここでは、集中改革プラン以前の栃木県における行政改革の取組状況をふり返る。

2-1. 栃木県行政改革指針等（1993年度以前）

(1) 栃木県行政合理化審議会答申

わが国では、1960年代の「臨時行政調査会」が行政改革の嚆矢とされる。栃木県では、1969年度、行政機構の整備と事務運営の合理化を内容とする栃木県行政合理化審議会の答申に基づき、庁議の設置、幹事課制度の導入、本庁及び出先機関の再編統廃合が行われ、今日に至る組織の基礎が確立したとされる。その後、1975年度には、庁内プロジェクトチームによる機構改革等が行われ、組織定数改革の指針が取りまとめられた。1982年度には、一組織一改善による全庁をあげた事務事業等の総点検が行われている。

理に比較するよりも、一自治体内の時系列比較に徹したほうが、外部要因を効率的に制御することができる。

また、本研究では、行政改革大綱の計画事項だけでなく、取組実績にも焦点をあてる。栃木県では、次期行政改革大綱を策定する際に、担当部局によって現行行政改革大綱の取組実績の総括がなされる。本研究ではこうした政策文書も分析の対象に含める。担当部局が何を主な実績に挙げたかによって当事者の認識を推測することもできる。

そして、本研究では、量的分析にはこだわらず、質的分析に重きを置く。もちろん意図的な事実選択や恣意的な解釈がないよう注意を払うが、時代背景や文脈も加味し、キーワードの登場頻度だけでは把握できない情報を吸い上げる。

1－4. 本稿の仮説と構成

(1) 本稿の仮説：統治形態モデルの層化

本稿の仮説は、「行政学の潮流は自治体の行政改革に層状に反映されているのではないか」というものである。

新公共経営論やガバナンス論が従前の理論を批判して登場したものであるならば、行政改革の実務においても、行政管理論や新公共経営論に基づく改革手法は淘汰されているはずだが、現実は異なるように思われる。従来の改革手法が否定されずに、各理論に基づく改革手法が「混然と共存」しているのであれば、現行の行政改革は理論的矛盾を孕んだ危ういものとなる。だが、これらの改革手法が同時に存在するとして、並行して共存するのか、複雑に組み合わされているのか。層化されているのか、融合されているのか。まずはその態様を把握すべきではないか、というのが本稿の問題意識である。

(2) 本稿の構成：栃木県の行政改革の変遷

本稿では、はじめに、研究の基礎として行政学の潮流を概観し、行政管理論・新公共経営論・ガバナンス論の特徴を整理した。自治体の

態であることが明らかにされた。新公共経営論が全面的に導入されたわけではなく、ガバナンス論に完全に移行したわけでもないという結論自体に異論はないが、明確な知見が得られたとも言い難い。

問題は、統治形態モデルがどのように共存しているのか、ハイブリッド化の実態である。この点で興味深いのは、ポリットとブカールトが行政改革の変化を以下のように地層の堆積に例えていることである（Pollit & Bouckaert 2017: 邦訳10）。

公的部門改革の詳細は、地学上の沈殿の如きものと判明する場合が多い。順々に地層が重なるのみで、新しい地層が以前の地層に置き換わったり、完全に洗い流したりすることなく、古い地層がぽっかりと表面に出てくることもある。

（2）理論的枠組み：ハイブリッド化の類型

さらに、先行研究が紹介するポルザーの論考では、複数のコンテクストが同時に出現する場合を図解し、「並行して共存」するのか「組合せ」があるのか、組合せは「一時的」か「強固」なものか、一時的な組合せは「置き換え」が進むのか、強固な組合せは「層化」するのか新たに「融合」するのか、場合分けを示している（Polzer et.al 2017:74, 山中2025:48図表13）。統治形態モデルのハイブリッド化にも多様な形態が含まれよう。

（3）研究の方法：事例の選択と言説分析

本研究では、分析の対象を栃木県に絞りつつ、集中改革プラン以前の行政改革大綱等にも広げる。集中改革プラン以前を含む全ての行政改革大綱等を分析の対象とすることで、NPM導入前の旧行政管理論に基づく行政改革との比較が可能となる。対象となる自治体を限定することで、他の自治体にも当てはまるのかという理論的な一般化（外的妥当性）は制約されることになるが、地域事情等の異なる自治体間を無

（3）先行研究の課題：導入前史・実績評価・質的分析

だが、この研究にも課題はある。1点目は、研究目的に関して、NPM導入後の変容に主たる関心があり、NPM導入前の状況や導入時の影響があまり扱われていないことである。2005年の集中改革プラン以降の行政改革大綱を対象とし、それ以前の行政改革大綱を取り上げていない。旧行政管理論・新公共経営論・ガバナンス論の統治形態モデルを比較するのであれば、NPM導入前の旧行政管理論に基づく行政改革との比較が不可欠であり、集中改革プラン以前の行政改革大綱等を分析の対象に含める必要がある。

2点目は、研究内容に関して、行政改革大綱の計画事項を分析しているが、行政改革の実績を把握していないことである。行政改革の計画事項と実績は必ずしも一致しない。行政改革大綱には総花的に取組項目の記載があるものの、単なる御題目も含まれるので、これらの取組を重要度と実現可能性において同列には扱えない。行政改革への実際の影響を検証するのであれば、計画だけではなく、策定後の取組状況や実績も把握する必要がある。

3点目は、研究方法に関して、全都道府県の行政改革大綱の記載内容を数量的に測定しているが、キーワードの登場頻度だけでは把握できない情報もあるということである。大綱の体裁や地域の事情は各都道府県で異なる。たしかに量的調査は「確からしさ」に優れているが、質的調査にも「深さ」という強みがあり、「厚い記述」を可能とする。内容分析を量的分析とする見解には異論もあり、言説分析という便法の氾濫にも注意を要するが、ここで問いたいのは、必ずしも内容分析に固執する必要はないということである。

1-3. 本稿の分析の視角と枠組み

（1）分析の視角：統治形態モデルの層化

先行研究では、日本の自治体では、新公共経営論が選択的・部分的に導入され、複数の統治形態モデルが共存するハイブリッドな運用形

は異なるとし、民間ノウハウの活用や住民サービスの向上を目的に示した。運用では非公募として外郭団体を指定したり、応募者を県内事業者に限定したりするなどOPAの要素が続き、近年は災害対策に向けた関係者の調整が求められ、ネットワーク型モデルの要素が加わっていると指摘する。

行政評価、指定管理者制度とともに、NPMの施策・制度の一環として導入されたが、次第に変容し、ネットワーク型モデルの概念・手法も取り入れられていることを明らかにし、OPAを土台としつつ、NPMの手法が導入され、さらにネットワーク型モデルの要素が加わることで、統治形態モデルが共存し、ハイブリッドな運用がなされていると結論付けている（山中2023:169-171）。

（2）先行研究の意義：内容分析による実証研究

山中は、この研究を基礎として、都道府県のみならず、沖縄県内の基礎自治体においても、NPM手法が選択的・部分的に導入されていることを示し（山中2024）、また、NPM手法に限らず、定員管理のスタンスの変遷についても実証的な研究を行っている（山中2025）。

NPMに基づく行政改革の国際比較に関しては、ポリットとブカールトによる研究が知られている（Pollit & Bouckaert 2017）。山中による一連の研究は、ポリットとブカールトによる研究やクリステンセンによる研究（Christensen 2012）などを手がかりに、NPMという行政学の潮流が日本の行政改革にどのように影響したのかを考察する有益な実証研究である。研究目的においては、NPMの導入後の変容を明らかにしようとして、統治形態モデルのその後にも着目する。研究内容に関しても、NPMの施策・制度を成果志向・組織内分権・市場機構の活用・顧客志向という要素から包括的に捉えようとしている。研究方法に関しても、政策文書を対象とした内容分析を用いて客観的な量的分析を試みている。

モデルの要素が組み合わされた「ハイブリッド」な運用形態にあるとの議論を紹介する。

日本の地方自治体は、NPMの導入にあたり、法体系の相違を等閑視するなど、初期条件の相違をふまえず、中央政府による上からの推進、民間手法の過度の信頼もあったとし、①日本の地方自治体も、ヨーロッパ大陸諸国と同様に、NPMが選択的・部分的に導入された、②複数の統治形態モデルが共存するハイブリッドな運用形態であるとの仮説を設定する。

第Ⅱ部では、都道府県の行政経営計画を対象に内容分析を行っている。まず、集中改革プラン当時と近時の行政経営計画を比較し、NPMの関連用語が当初から全面的に使用されてはいなかつたこと、近時はNPMに関する記載の一部が消滅・トーンダウンしていることをふまえて、都道府県がNPMの施策・制度を選択的・部分的に導入してきたと指摘する。

また、協働の記載がNPMの関連用語と一貫して併用されていること、狭義の協働とNPM型協働が同一視されてきた実態を示し、従前の協働の概念にNPMの概念が入り込み、変容したと指摘する。

こうしたNPMの概念・制度のマクロ分析から、都道府県がNPMの施策・制度を選択的・部分的に導入してきたこと、NPMからネットワーク型モデルに移行したわけではなく、「混然と共存」していたことを明らかにしている。

第Ⅲ部では、NPMの個別の施策・制度を分析し、「成果志向」に位置付けられる「行政評価」の分析では、流行当時は予算と連動させた経費節減を意識して事務事業評価が広がったが、その後は首長の公約実現に策定された総合計画の政策・施策の業績測定へと転じ、近年は計画策定プロセスに関係者や市民が関与する参加型評価が進み、ネットワーク型モデルの要素が加わっていると指摘する。

また、「市場機構の活用」の取組として「指定管理者制度」の分析では、創設当初は経費節減を目的にあげたが、やがて価格競争の入札と

的な主体による水平的なネットワークを強調する。そして、新公共経営論が、政府部門と民間部門の競争を重視するのに対し、ガバナンス論は、両者の連携や協働を強調する。オズボーンが整理したように、行政管理論・新公共経営論・ガバナンス論の三者は対照的であり(Osborne ed.2010:10 Table 1.1, 414 Table 23.1)、組織の理念型や管理手法、改革の方向性が全く異なる（表1）。

なお、本稿にいう行政管理論・新公共経営論・ガバナンス論を、それぞれ「階統制型ガバナンス」・「NPM型ガバナンス」・「ネットワーク型ガバナンス」とする用語法も見られる（秋吉・伊藤・北山2020:250）

表1 行政管理、新公共経営、ガバナンスの比較

	伝統的な行政学	NPM	ガバナンス
組織形態の理念型	階統型官僚制	市場	ネットワーク
管理手法	指揮命令、手続き	競争、業績評価	連携、協働
行政組織改革の方向性	統合、一元化	分解、細分化	多元的組織の連結

(出所) 伊藤・出雲・手塚2022、74頁

1－2. 先行研究の到達点と課題

(1) 先行研究の概要：統治形態モデルの共存とハイブリッドな運用形態

新公共経営論やガバナンス論に関する文献は枚挙にいとまがないが、行政学の潮流と自治体の行政改革大綱の関連を体系的に考察しているのが、山中雄次による研究である。山中の研究書は、以下に概要を示すとおり、海外の先行研究をふまえて、日本の地方自治体におけるNPMの導入と変容、そして統治形態モデルのその後を分析している（山中2023）。

第I部では、欧洲の行政学者による先行研究をレビューして、アングロサクソン諸国と異なり、ヨーロッパ大陸諸国では、初期条件の違いから、NPMが選択的・部分的な導入にとどまったこと、OPA、NPM、ネットワーク型モデルなどの統治形態モデルが共存し、各モ

する新自由主義が登場した。英国のサッチャー保守党政権は民営化や規制緩和などの行政改革に取り組んだ。行政に市場メカニズムと民間経営手法を導入する考え方、「新公共経営（NPM, New Public Management）」と名付けられた。

新公共経営論は、民営化や外部委託、ヴァウチャー制度、PFI、市場化テストなど多様な手法を含むが、サッチャー政権が導入した強制競争入札制度やエージェンシー制度、クリントン政権が実践した国家業績レビューに見られるように、競争原理の重視、組織の分解、業績による管理などを特徴とする（伊藤他2022:67-70）。

（3）ガバナンス論

NPM型の行政改革はその後、世界に広がるが、効率性を重視するあまり公平性や安全性が軽視される、過度の競争や業績主義で人材の確保や育成が阻害される、組織の分解で責任の所在が曖昧になるなどの弊害も目立つようになる。英国のブレア労働党政権は連結政府を提唱し、NPM型改革にも軌道修正が図られた。政府だけが公共を担うのではなく、民間企業や非営利組織を含む多様な主体が公共を担う「ガバナンス」という考え方方が広がった。ガバナンスでは、政府の役割も漕ぎ手から舵取り役へと変わる（伊藤他2022:70-72）。

もっとも、ガバナンスという用語は多方面で多義的に用いられるため、伝統的な行政学や新公共経営論と対比する場合は、「新公共ガバナンス（NPG, New Public Governance）」とも呼ばれる。新公共ガバナンス論では、政府と民間の連携・協働やネットワークなどが強調される。

（4）小括：改革志向の異同

伝統的な行政管理論が、組織の統合や手続きによる管理を志向するのに対し、新公共経営論は、組織の分解や業績による管理を志向する。また、行政管理論が、政府という一元的な主体による垂直的な統制を自明とするのに対し、ガバナンス論は、企業や非営利組織を含む多元

1. 先行研究と分析枠組みの検討

1-1. 行政学の潮流の概観⁽⁴⁾

(1) 行政管理論

行政組織に関する研究は、古くはウェーバーによる官僚制の理論とマートンらによる批判が知られる。ウェーバーは、近代官僚制の特徴として規則に基づく活動、階級型の構造、文書による記録などをあげ、合法的支配の典型に位置付けたが、マートンらは約定規範な対応など目標の転移による逆機能を指摘した。

伝統的な行政学は、ウィルソンらの政治行政分断論によって誕生し、ティラーの科学的管理法やギューリックらの古典的組織論によって行政管理論が形成された。ギューリックらは命令系統の一元化などの原理を提示している。しかしその後、行政国家化に伴い、アップルビーらが政治行政分断論を批判して政治行政融合論を主張し、サイモンが古典的組織論を批判して現代組織論が台頭した。サイモンは、管理者の指揮監督ではなく、参加者の誘因に注目するバーナードの議論から影響を受けている。

正統派行政学への批判から、行政学は一体性の危機に直面することになる。オストロムはウェーバー以降の階級型の官僚制組織による一元的な管理を前提とした伝統的な行政学を「官僚的行政論」と名付けて批判した。こうした伝統的なウェーバー型の官僚制的組織に基づく行政管理を、後述する新公共経営との対比で、「旧行政管理（O P A, Old Public Administration）」と呼ぶことがある。

(2) 新公共経営論

福祉国家・行政国家化が1970年代の経済停滞や財政悪化で限界を迎えると、先進諸国では、行政の肥大化を批判し、小さな政府を理想と

(4) 行政学の変遷に関しては、さしあたり伊藤他（2022）を参照。

~~~~~  
論 説  
~~~~~

地方行革における行政学の潮流の層化

——栃木県の行政改革大綱を事例に——

児 玉 博 昭

はじめに：流行りを受けた行政改革

自治体の行政改革の歩みは長い。国は自治体に対し、1985年に「地方行革大綱」を策定して行政改革の指針を示すと⁽¹⁾、1994年には「地方行革指針」に基づき「行政改革大綱」の策定を指導し⁽²⁾、2005年には「新地方行革指針」に基づき定員削減目標などを明示した「集中改革プラン」の策定を要請した⁽³⁾。

行政学でもこの間に、伝統的な行政管理に対し、「新公共経営」や「ガバナンス」といった新たな視点が次々に登場し、世界に波及した。こうした潮流を日本の行政はどのように受容してきたのか。新公共経営論やガバナンス論の日本の文脈を明らかにすることは、行政学の重要な課題とされる（伊藤・出雲・手塚2022:77）。本稿では、栃木県の行政改革大綱を事例として、行政学の潮流が行政改革の実務に与えた影響を探る。

一一〇（三一八）

-
- (1) 自治事務次官通知「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行革大綱）について」昭和60年1月
 - (2) 自治事務次官通知「地方公共団体における行政改革推進のための指針の策定について」平成6年10月
 - (3) 総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」平成17年3月

Power を Space の観点から読み解く必要がある。その中の一番有効な概念が、Cox による Territory の概念である。Kevin R. Cox, *Political Geography: Territory, State, and Society* (Oxford: Blackwell, 2002).

- (46) John Agnew, “The Territorial Trap: The Geographical Assumptions of International Relations Theory,” *Review of International Political Economy* 1, no. 1 (Spring, 1994) : 53-80; John Agnew, “Revisiting the Territorial Trap,” *Nordia Geographical Publications* 44, no. 4 (2015) : 43-48.
- (47) 山崎, supra note 37.
- (48) John Agnew, *Geopolitics: Re-visioning World Politics* (Second Edition) (Routledge, 2003) : 53; Agnew (2015), supra note 46.

- (33) James Anderson and Liam O'Dowd, "Borders, Border Regions and Territoriality: Contradictory Meanings, Changing Significance," *Regional Studies* 33, no. 7 (1999) : 594.
- (34) *Ibid.*, 598.
- (35) Kal Raustiala, "The Evolution of Territoriality," *International Studies Review* 7, no. 3 (October 2005) : 515.
- (36) *Ibid.*
- (37) 山崎孝史「ロバート・D・サック『人間の傾城性：その理論と歴史』部分翻訳にあたって」『空間・社会・地理思想』11号、2007年、90-91頁；ロバート・D・サック（山崎孝史訳）「第2章 領域性の理論」ロバート・D・サック『人間の領域性—その理論と歴史』、『空間・社会・地理思想』11号、2007年、92-110頁。
- (38) 山崎孝史「境界、領域、「領土の罠」—概念の理解のために」『地理』61 (6)、2016年、90頁。これに対して、Painterは「Territory is not a source of power, but one of power's many possible effects」とも言っている。Joe Painter, "Geographies of Space and Power," in *The SAGE Handbook of Political Geography*, eds. Kevin R. Cox, Murray Low & Jennifer Robinson (SAGE, 2007) : 69.
- (39) 山崎、同上。
- (40) 領土性の概念を精査するとき、以下の議論が参考になる。Miles Kahler, "The State of the State in World Politics," in *Political Science: State of the Discipline*, eds. Ira Katznelson & Helen V. Milner (New York, WW Norton, 2002) : 56-83; Miles Kahler, "Territoriality and Conflict in an Era of Globalization," in *Territoriality and Conflict in an Era of Globalization*, eds. Miles Kahler and Barbara F. Walter (Cambridge: Cambridge University Press, 2006) : 1-22.
- (41) Peter J. Taylor, "The State as Container: Territoriality in the Modern World-system," *Progress in Human Geography* 18, no. 3 (June 1994) : 151-162; Anssi Paasi, "Place and Region: Looking through the Prism of Scale," *Progress in Human Geography* 28, no. 4 (August 2004) : 536-546.
- (42) John Gerard Ruggie, "Territoriality and Beyond: Problematizing Modernity in International Relations," *International Organization* 46, no. 1 (Winter 1993) : 139-174.
- (43) ソフトスペース (soft spaces) に関する議論は、拙著を参照されたい。柑本 (2014), *supra note 28*.
- (44) Kahler (2002 & 2006), *supra note 40*.
- (45) Painter, *supra note 38*: 67. Painterが執筆した章「Geographies of Space and Power」の1節見出し「Spatializing Power」からわかるように、

- (September 2004) : 530-548; Christophe Sohn, Bernard Reitel, and Olivier Walther, "Cross-Border Metropolitan Integration in Europe: The Case of Luxembourg, Basel, and Geneva," *Environment and Planning C: Politics and Space* 27, no. 5 (2009) : 922-939; Sara Svensson and Carl Nordlund, "The Building Blocks of a Euroregion: Novel Metrics to Measure Cross-border Integration," *Journal of European Integration* 37, no. 3 (2015) : 371-89.
- (28) 欧州統合 (European Integration) におけるヒエラルキー的協力ツールとしてのMLGがある一方で、その対偶としての非ヒエラルキー的クロススケールリージョナルガバナンス (Cross-scale regional governance : CSRG) の手法が存在する。マクロリージョンにおける、これらの議論については、以下を参照されたい。柏本英雄『EUのマクロリージョン：欧洲空間計画と北海・バルト海地域協力』勁草書房、2014年；柏本英雄「[「協生」から考えるドナウサブリージョンの現状とEGTC—渋谷武先生のご逝去に寄せて—】北東アジア学会『北東アジア地域研究』第23号、2017年、29-39頁。
- (29) R. A. W. Rhodes, "The New Governance: Governing without Government," *Political Studies* 44, no. 4 (September 1996) : 652-667; Simin Davoudi and Ian Strange, eds. *Conceptions of Space and Place in Strategic Spatial Planning* (London: Routledge, 2009). これについて、MLGはその領土的ヒエラルキーのみならず、機能的調和についても取り込んだガバナンスの形態であるとPerićは指摘している。Ana Perić, "Multi-Level Governance as a Tool for Territorial Integration in Europe: Example of the Orient/East-Med Corridor," in *Spatial and Transport Infrastructure Development in Europe: Example of the Orient/East-Med Corridor*, eds. Bernd Scholl, Ana Perić, and Mathias Niedermaier (Hannover 2019) : 97. この機能的調和とは、ミクロリージョンのような「国境の機能」を調和させていくことを指している。
- (30) 峯田史郎「地域形成の多層性とスケールにおける権力関係—中国・雲南省の地域政策を事例に—」北東アジア学会『北東アジア地域研究』第21号、2015年、79-94頁。
- (31) これについては、拙著を参照されたい。柏本 (2014 & 2017), supra note 28. また、すべてのマクロリージョンレベルでの再領域化が成功したわけではなく、CADSESマクロリージョンのように、結果としてその領域が活発化せず、2つに分割することで政策容器として動き出したマクロリーションが存在することも付言しておく。
- (32) Hans Knippenberg and Virginie Mamadouh, "State Territoriality and Beyond: An Introduction," *Tijdschrift voor Economische en Sociale Geografie* 92, no. 4 (November 2001) : 391-393.

号、2005年、39-62頁；柑本英雄「EU 地域政策分析枠組みとしての「越境広域経営」モデル構築の試み：バルト海グランドデザイン VASAB2010とINTERREG II C を例証とした欧州地域空間再編成の研究」弘前大学人文学部『人文社会論叢（社会科学篇）』第14号、2005年、1-37頁；柑本英雄「スケール間の政治と“マクロリージョン”：『EU バルト海戦略』成立過程の研究」北東アジア学会『北東アジア地域研究』第17号、2011年、31-47頁。

- (21) Matteo Berzi, “The Cross-Border Reterritorialization Concept Revisited: The Territorialist Approach Applied to the Case of Cerdanya on the French-Spanish Border,” *European Planning Studies* 25, no. 9 (2017) : 1577.
- (22) John Allen, *Lost Geographies of Power* (Blackwel, 2003) : 2.
- (23) Lars Coenen and Bernhard Truffer, “Places and Spaces of Sustainability Transitions: Geographical Contributions to an Emerging Research and Policy Field,” *European Planning Studies* 20, no. 3 (2012) : 367-374.; Bernhard Truffer, James T. Murphy, and Rob Raven, “The Geography of Sustainability Transitions: Contours of an Emerging Theme,” *Environmental Innovation and Societal Transitions*, 17 (December 2015) : 63-72.
- (24) ESPON, *Towards Better Territorial Governance in Europe: A guide for practitioners, policy and decision makers based on contributions from the ESPON TANGO Project*, (2014) : 6. この Rubikube は、Decoville と Durand が指摘する「多面的な国境を越えた統合の概念 (multi-faceted concept of cross-border integration)」を、3次元でうまく表現していると言えよう。詳細は別稿に譲るが、この民族グループのドナウ川流域における分布から、民族分布の歴史的結果を読み取ることができる。Antoine Decoville & Frédéric Durand, “Building a Cross-Border Territorial Strategy between Four Countries: Wishful Thinking?” *European Planning Studies* 24, no. 10 (2016) : 1826.
- (25) 柑本, supra note 12 (成文堂、2000年).
- (26) 中村信吾・多賀秀敏・柑本英雄編『サブリージョンから読み解く EU・東アジア共同体—欧州北海地域と北東アジアの越境広域グランドデザイン比較』弘前大学出版会、2006年。
- (27) 国境を越えた統合を考える他の方法も、以下のようにある。例えば、国境を越えたガバナンスを考察する制度的アプローチがある。この分野は、政治学者や地理学者によって特に深く研究されている。Joachim Blatter, “From ‘Spaces of Place’ to ‘Spaces of Flows’? Territorial and Functional Governance in Cross-border Regions in Europe and North America,” *International Journal of Urban and Regional Research* 28, no. 3

- (13) Martina Eckardt, Stefan Okruch, "The Legal Innovation of the European Grouping of Territorial Cooperation and its Impact on Systems Competition," Andrassy Working Paper Series in Economics and Business Administration, nr.37 (2018) : 2.
- (14) Matteo Berzi, "The Cross-Border Reterritorialization Concept Revisited: The Territorialist Approach Applied to the Case of Cerdanya on the French-Spanish Border," *European Planning Studies* 25, no. 9 (2017) : 1575-1596.
- (15) Milan Bufon, "Cross-border Policies and Spatial and Social Integration: Between Challenges and Problems," *European Spatial Research and Policy* 18, no. 2 (November 2011) : 32.
- (16) ただし、同時に、それは主権を侵害しない形で保護などの政策やその協力が進められなければならないことにもなる。
- (17) CESCI, *Analysis of Territorial Challenges, Needs and Potentials of the Danube Region and Strategic Options in View of the Transnational Cooperation for the Period 2021-2027*, Budapest, 2019.
- (18) Antoine Decoville and Frederic Durand, "Building a Cross-border Territorial Strategy between Four Countries: Wishful Thinking?" *European Planning Studies* 24, no. 10 (2016) : 1831.
- (19) CBCで、もう一点、複雑な問題がある。それは、国境を挟んで協力するアクターのスケールが異なる「領域的行為体の非対称性」の問題である。例えば、Friuli-Venezia Giulia州とスロベニアのように、国境を挟んでイタリアの1つの州とスロベニア国家そのものが接し、Friuli-Venezia Giulia州の州境界がイタリア国境に重なるケースがある。このように、CBRにはアクター間の「クロススケールの境界」のケースも存在し、国境を跨いだ地方政府と地方政府のような同じスケールのケースばかりではないことは、認識しておかねばならない。というのも、イタリア国家とFriuli-Venezia Giulia州とでは、異なった政治的意図をCBCに求める可能性があり、CBCの意図がイタリアとスロベニア国境そのものの問題にすり替えられる可能性があるからである。この地域の研究については、以下の報告に啓発された。鈴木鉄忠「国境の歴史認識をめぐる動員ネットワーク—イタリア「回想の記念日」の国境都市トリエステを事例に」地域社会学会第36回大会、自由報告部会3-2、2011年5月15日、山口大学。
- (20) 後述のように、マクロリージョンとミクロリージョンの2つが入れ子構造から逸脱しているが、マクロリージョンの空間の特殊性については、以下を参照されたい。
- 柏本英雄「欧洲越境広域グランドデザインのジオガバナンス的分析—欧洲大陸におけるスペシャルプランニング「CEMAT 基本理念」と EU 地域政策における「ESDP」の比較研究」環日本海学会『環日本海研究』第11

うに地域政策の越境プログラムの資金を使っているのかなど、担当者から聞き取り調査を実施した。その調査結果については、Centre of Regional Studies for the West Hungarian Research Institute (WHRI) を訪問した際に、ハンガリーにおけるEGTCの専門家 Tamás Hardi 研究員と議論を実施した。これらの研究成果は、柑本英雄「協生から考えるドナウサブリージョンの現状とEGTC」(『北東アジア地域研究』第23号、29-39頁、2017年)としてまとめた。ここでは、EGTCが、CADSES INTERREGマクロリージョンプログラムの失敗を超克する方法論としてドナウ川地域の国境地帯で生かされていることを考察した。2017年2月には、再度、ハンガリーに調査に入り、CESCIのGyula Ocskay事務局長らに、EGTC専門シンクタンクの役割についてインタビューを実施した。また、同年10月にはEUSDR(EUドナウ戦略)年次総会に出席し、ドナウ川流域の国境地帯の問題群の知識のアップデートを図った。この訪問時には、ハンガリー科学アカデミーも訪問し、Péter Balogh研究員(Institute for Regional Studies of the CERS)とEGTCのガバナンスの現状について意見交換を実施した。

- (7) Spatial Foresight, "Publications; Territorial dimension of EGTCs," <https://www.spatialforesight.eu/puplications.html#article-46> (accessed 15 August 2025).
- (8) Council of Europe, *European Outline Convention on Transfrontier Co-operation between Territorial Communities or Authorities* (Madrid: 21 May 1980).
- (9) 現在、EU加盟国でCoEに加盟していない国ではなく、EU加盟国はすべてCoE加盟国となる。また、CBCの観点から考えると、CoEにはノルウェー、スイス、トルコ、ウクライナなどEU非加盟国も多く含まれており、この定義はEU拡大局面においても有効となりうる。
Council of Europe 加盟国 <https://www.coe.int/en/web/portal/members-states> (accessed 17 August 2025)
- (10) European Commission and Association of European Border Regions (AEBR), *Practical Guide to Cross-Border Cooperation*, 2nd ed (Luxembourg: Gronau: European Commission: Association of European Border Regions (AEBR), 1997).
- (11) Klára Czimre, "Recovery or Discovery? Models and Motives of Cross-border Co-operation along the Eastern Border of Hungary after 1989-1990," *Eurolimes* 26 (2018) : 99.
- (12) INTERREGイニシアティブは、EC規則4253/88(EC規則2082/93によって改正)第11条、EC規則4254/88(EC規則2083/93によって改正)第3条第2項を法律的根拠とする、リージョン(Region)を交錯(Inter)する問題について解決を図る政策パッケージの総称である。

いることが明らかになった。

注

- (1) ヨーロッパ連合についての詳細な分析は、紙面の関係で、本研究に続く「ヨーロッパ連合の歴史的分析」で明らかにしたい。
- (2) INTERREGについての研究は、以下を参照されたい。
柑本英雄「欧州地域政策 INTERREG II C プログラムに関する考察」『早稲田大学社会科学研究科紀要』第6号、2000年9月、47-64頁；柑本英雄「欧州地域協力の主体の変容—「リージョナルとナショナル」から「サブリージョナル」へ：INTERREG II C 地域プログラムの比較考察」『環日本海学会』『環日本海研究』第6号、2000年10月31日、55-69頁；柑本英雄「サブリージョナルの戦略的形成：INTERREG II C 北海地域プログラムを通じて」『早稲田大学社会科学研究科紀要』別冊7号、2001年3月、79-95頁；柑本英雄「EU 地域政策分析枠組みとしての「越境広域経営」モデル構築の試み：バルト海グランドデザイン VASAB2010と INTERREG II C を例証とした欧州地域空間再編成の研究」弘前大学人文学部『人文社会論叢（社会科学篇）』第14号、2005年8月31日、1-37頁。
- (3) ただし、本論文を含む一連の研究では、欧州大陸のミクロリージョンを事例研究の対象とするので、ここでミクロリージョンといった場合は陸上国境を跨ぐ地域に限定し、海上国境のCBRは除外しておきたい。
- (4) EUやCoEの地域政策分野で使われる3つの種類のCBCの定義を、Ricqの分類をもとに確認しておこう。跨境協力（Crossborder CooperationあるいはTransfrontier Cooperation）とは、隣接する市町村レベルの地方政府、あるいは、州レベルの地方政府が、2つ、あるいは3つ以上で実施する地方政府間協力のことである。トランサンショナル協力（Transnational Cooperation）とは、市町村レベル、州政府レベルだけでなく、国家中央政府も含み込み、比較的大きな領域をカバーする。さらに、リージョン間協力（Interregional Cooperation）とは、国境で隣接しない州政府間などの協力を指す。
- Charles Ricq, *Handbook of Transfrontier Co-operation (2006 Edition)*, Geneva: Council of Europe, 2006: 41-42.
- (5) 柑本英雄「非国家行為体の越境協力新モデル：欧州連合 EGTC 規則試訳」弘前大学人文学部『人文社会論叢』（社会科学篇）第18号、2007年、195-208頁。
- (6) EGTCに関する準備研究として、上記の「EUの越境協力に関する研究」をベースに、2014年1月にはハンガリーおよびスロバキアのEGTC調査に入り、EGTCシンクタンクであるCESCIと、4つのEGTC（Novohrad Nôgrád、Ister Granum、Pons Danubii、Arrabona）などを訪問し、どのよ

態」を示す。

では、②と③はどうであろうか。ここに、Ruggie の②、③、④の議論がかぶさってくる。本来、国境によって画定された政策容器だけの議論であれば、主権の領域的側面の柔軟性や、領域的規制の排他性や、脱領土化は起こりえない。つまり、「ルービックキューブ」の①にあった脱国家的 (transnational) な領域、すなわち、マクロリージョンや、跨境的 (cross-border) な領域、すなわち、ミクロリージョンが、国家主権ヒエラルキーからはみだすことはない。つまり、国家の境界、すなわち、国境が社会の境界と重なり合って、新しい地域を形成することは想定されていないことになる。

5. 結論：ミクロリージョンへのポスト・ウェストファリア的批判的視座

本論文は、EU の地域政策におけるミクロリージョンの越境協力 (CBC) の制度的発展を、国家主権の相対化というポスト・ウェストファリア的視点から分析する批判的視座を検討した。EU は1990年代から INTERREG などを通じて越境地域協力（ミクロ・マクロ・メガ）を支援し、2006年には国家法に依存しない国際法人「EGTC」を創設した。特にハンガリー国境、フランス国境での EGTC 活用が顕著で、旧東欧と旧西欧における EU 統合の「拡大」と「深化」のモデルと位置付けられる可能性が浮かび上がった。

CBC は、国境の非透過性や行政文化の差異、インフラ不足、多文化構成などの障壁を乗り越え、地域の社会的ニーズに応える手段とされる。理論的には、空間性・領域性・スケール性という地理学的概念を用い、国家主権を超えた新たなパワー形成の場としてのミクロリージョンを捉え、従来の「領土の罠 (territorial trap)」からの脱却を目指し、国家という政策容器の限界と、その再領域化 (re-territorialization) の観点から主権国家ヒエラルキーを超えた CBC の意味が重要になって

ウェストファリアシステムに埋め込まれた静態的な領域性ではなく、世界の政治・経済・社会的な動向に合わせた動態的な領域性の分析が必要となったことである。すなわち、それは、領域という分析概念を用いたミクロリージョン検証の必要性を意味する⁽⁴⁵⁾。

政治地理学者 Agnew は、政治学や国際関係論は「領土の罠 (the territorial trap)」に陥っていると指摘した⁽⁴⁶⁾。では、「territorial trap」とは、どのような概念であろうか。Agnew は、これまで所与とされてきた領土の在り方にとらわれ過ぎて、国家の内部の多様性を考察する政治地理を理解できていない、すなわち、政治学や国際関係論はその支配的な分析ユニットである国家の内実を単純化して認識しているとの批判をこの分析概念で実施したのである。

‘territorial trap’は、一般的に「領域の罠」と訳されるが、本論文においては、国家領域の再構築の観点からこの概念を使用するので、山崎が名づけるように「領土の罠」の意味を採りつつ、「領域」や「領域性」の概念検討では「領域の罠」の和訳を使用することとする⁽⁴⁷⁾。

山崎は、Agnew が領土の罠論を 3 つの地理的前提から構成していると以下のように訳出している⁽⁴⁸⁾。

- ①国家は明確に確定された領土に排他的な主権を行使できる
- ②国家の内と外、内政と外交は明確に区別できる
- ③国家の境界が社会の境界をそのまま確定している

①は前述の Ruggie の議論にもあるように、ウェストファリア体制における主権国家の最たる主権の要件である。Kahler も指摘したように、国境の意味は変容したが国家がなくなったわけではなく、その国内法の政策容器の役割は変化はしていない。それは、ESPON が作成した「ルービックキューブ」の②にあった「ガバメント的序列（超国家的、国家的、リージョン間的、リージョン的、サブリージョン的、ローカル的、サブローカル的）」に現れるような、主権に関する明確な「権力の入れ子状

②主権的規制の領域的側面は「柔軟」であると見なすことができる。この点は、例えば、通貨統合と共通市場について異なる領土的焦点を持つ欧洲連合に関して、多くの議論が交わされてきた。空間計画政策の観点からは、この視点は最近「ソフトスペース」⁽⁴³⁾に関してさらに発展している。

③領域的規制は排他的である必要はない。欧洲連合は参考例であり、その領土は「国家領土の統合の拡張として、特定の国家主権に付随する二次的領土」と捉えることができる。領土的集約プロセスおよび異なる国家と政治レベル間の政治的権力は、多層的統治の研究に多大な影響を与えてきた。

④「脱領土化」の問題が提起されている。この概念は、主権そのものの領土的側面を疑問視している。

（筆者訳）

Ruggie は、EU で起きている現象も事例として視野に入れながら、われわれがウェストファリアシステムでアприオリに受け入れている「法の明確な領域的側面」に疑問を呈し、主権的規制の領域的側面の「柔軟性」の可能性に言及し、領域的規制は排他的である必要はないし、主権そのものの領土的側面を疑問視しているのである。①はウェストファリアシステムにおける西洋的な民主主義的国家の在り方の変化、②はハードスペースとしての国家領域からソフトスペースへの転換、③はガバメント的空間から MLG 的空間への移行、④は国家領域の再領域化の観点からの見直しである。

①から④を考える際、忘れてはならないのは、Kahler が指摘するように、グローバル化の加速は領土からの離脱（detachment from territory）を加速させ、国境（border）の意味を変えたが、国境（border）をなくしたわけではないという点である⁽⁴⁴⁾。本論文に引き付けて考えると、

地理的区域を画定し、そこへのコントロールを主張することによって、人々、諸現象、諸関係に影響を及ぼし、それらをコントロールしようとする個人または集団による試み

と和訳し、彼の理解を示している⁽³⁷⁾。領域性が分析概念として有用なのは、空間が権力の源泉になるからである⁽³⁸⁾。人々が領域によって管理されると、その領域を作り出した原理を通して、特定の社会が構築・強化されていく⁽³⁹⁾。「空間が権力の源泉になる」とは、まさに、ミクロリージョンが入れ子状のヒエラルキーからはみ出して、国際関係における従来の静的な領土性の見方ではなく、「より偶発的で変化しやすい単位の多様性の定式化」、つまり、正確に境界が定められた領土国家で構成される「ウェストファリア体制」ではない空間を作り出していることを意味している⁽⁴⁰⁾。

本来、国境を越える問題は、その大小はあるが、EUだけに起きていく現象ではなく、グローバル化した経済、国際的な移民の増加、環境問題などの経験からも明らかのように、国家という「政策容器」の優位性に疑問を投げかける現象である。すなわち、国家という政策容器から、経済、社会、文化が「漏れ」始めたのである⁽⁴¹⁾。これは、すでに議論したように、国境が持つ隔離性と非透過性が変化したことによる結果でもある。

では、ここで、国家の政策容器の変化について、Ruggieの議論を手掛かりに、物理的な領土という「容器」と、政治的主権という「中身」との、一見固定された関連性にどのような疑問が投げかけられたのかを考察してみよう⁽⁴²⁾。

- ①すべての種類の規制に明確な領域的側面があるわけではない。法的な観点からは、領域性は依然として西洋の立法および民主的組織における重要な原則である。

クロリージョンである。EUは、マクロリージョンでの国家主権の調整に、積極的に空間計画を利用し、EU独自の領域としてMLGに組み込むことに成功した⁽³¹⁾。この章では、入れ子からはみ出したもう1つの領域ミクロリージョンで、これらの国家主権の調整がどのように行われたのかを検証してみよう。その分析には、主権国家領域の再編成を分析する概念である「再領域化（re-territorialization）」を援用するのが有効である。

まず、ここで「領域（territory）」とは何か、さらに「領域性（territoriality）」の定義を共有しておこう。国民国家は国境によって画され、隣接する国家領域と相互に排他的である⁽³²⁾。これが、国家における領域となる。国境の役割の中で重要なのは、異なった管轄領域との「法的な線引き」を担っていることである⁽³³⁾。そして、領域性とは、なんらかの権威主義的な方法論で、その領域という空間とそこに住む住民（国民）をコントロールする政治的な戦略のことである⁽³⁴⁾。

ここで、領域性の議論の前提となるウェストファリア条約について考えてみよう。Raustialaは、ウェストファリア条約は一般的に領土に基づく国家主権の誕生を意味し、広義には複数の層状の権力的中心と多様な正当性、忠誠、地位の源泉から構成されていると考えている⁽³⁵⁾。それ以前の中世の秩序はウェストファリア条約によって変更され、「地位（status based）」に基づくものではなく、領域に基づく（territorial based）法的空間の概念が導入されたのである⁽³⁶⁾。本論文における、国家主権の調整様式としての再領域化（re-territorialization）の議論の大前提として、国家領域は、Raustialaが指摘する「領域に基づく法的空間」であることを確認しておこう。

では、ミクロリージョンでは、このようなウェストファリア的な「領域に基づく法的空間」を超えて、どのような新しいパワーが生み出され、それらは行使されてきているのだろうか。山崎は、サックの『人間の領域性—その理論と歴史』の中で、領域性を

しかし、この空間の序列で実際に入れ子になっているのは、

② ガバメント的序列

超国家的、[]、国家的、[]、リージョン間的、リージョン的、サブリージョン的、ローカル的、サブローカル的

であり、下線を引いた脱国家的 (transnational)、跨境的 (cross-border) の2つは、空間の入れ子には収まっていない。国家統治 (government) のヒエラルキーの上に超国家の EU 領域が載っているのが②であり、国家領域の中は完全な入れ子状となる。この②が①と異なるのは、国家主権を前提とする地域開発に当てはまらない脱国家的 (transnational)、跨境的 (cross-border) の2つが入っていないことである。すなわち、この2つが入ることで、EU 地域政策に、統治的ではない、新たなガバナンス空間が生まれることとなる⁽²⁷⁾。このガバナンスこそ、欧州統合のツールとして活用される、マルチレベルガバナンス (Multi-level Governance : MLG) と呼ばれるものを表している⁽²⁸⁾。このような、ガバメント構造からガバナンス構造への移行は、国家の階層構造の役割の意味変容を示すと同時に、共通の利益の達成に向けた協調的な政策決定プロセスにおいて、相互に依存する地方政府などの国家以外のアクターの役割が大きくなってきたことを意味する⁽²⁹⁾。

4. 国家主権と領域の意味変化⁽³⁰⁾

第3章では、EU の地域政策のガバナンスにおいて、「脱国家的 (transnational)」、「跨境的 (cross-border)」の2つのレベルが、「地域政策空間の入れ子構造」からはみ出し、その空間での国家主権の調整が必要となったことが明らかになった。「脱国家的 (transnational)」な領域はマクロリージョンであり、「跨境的 (cross-border)」的な領域はミ

を指し、統合的政策とはグランドデザイン ESDP に基づいた統合的な政策推進を意味する。そして、具体的な解決課題を模索しながら、地方政府レベルの参加を促進し、加盟国の増加などの EU の状況変化やグローバル化などの変化へも適応していく。そして、それぞれの具体的な地域政策の効果測定を、期間ごとに実施していくのである。

次に、横軸の「②双方向的な資源」の意味を考えてみよう。ここでは、地域政策に必要な EU 規則を整え、その地域独特の特徴に沿う形でルール作りが行われる。さらに、実際の運用面で援用される政策的なテクニックが共有されていく。例えば、北海沿岸地域などで、同じような問題を抱えるパートナーを探すお見合い会のような「ダイレクトリア (Directoria)」と呼ばれる催しが、地方政府ネットワーク北海地域委員会 (North Sea Commission) の年次総会に合わせて実施されるなど、さまざまな工夫が行われている⁽²⁵⁾。さらに、実行例の部分としては、INTERREG イニシアティブなどの年次総会で、いくつもの「成功事例 (Good Practice)」⁽²⁶⁾が紹介され、地方政府レベルの担当者が意見交換を実施するような機会が設けられてもいる。

では、続いて、この3次元モデルの高さ部分にある「③行動のレベル (Levels of action)」に着目して議論を進めよう。実は、この高さ部分の分析こそが、本論文のミクロリージョン分析における最も重要な考察対象となる。この行動のレベルとは、具体的には、地域開発が行われるガバナンス空間の序列である。一見、ここにある空間の序列は、EU 域を指す超国家レベルから小さな村を構成する自治会的組織まで、それぞれの空間が入れ子状になっているように見える。

① ガバナンス的序列

超国家的、脱国家的、国家的、跨境的、リージョン間的、
リージョン的、サブリージョン的、ローカル的、サブローカル的

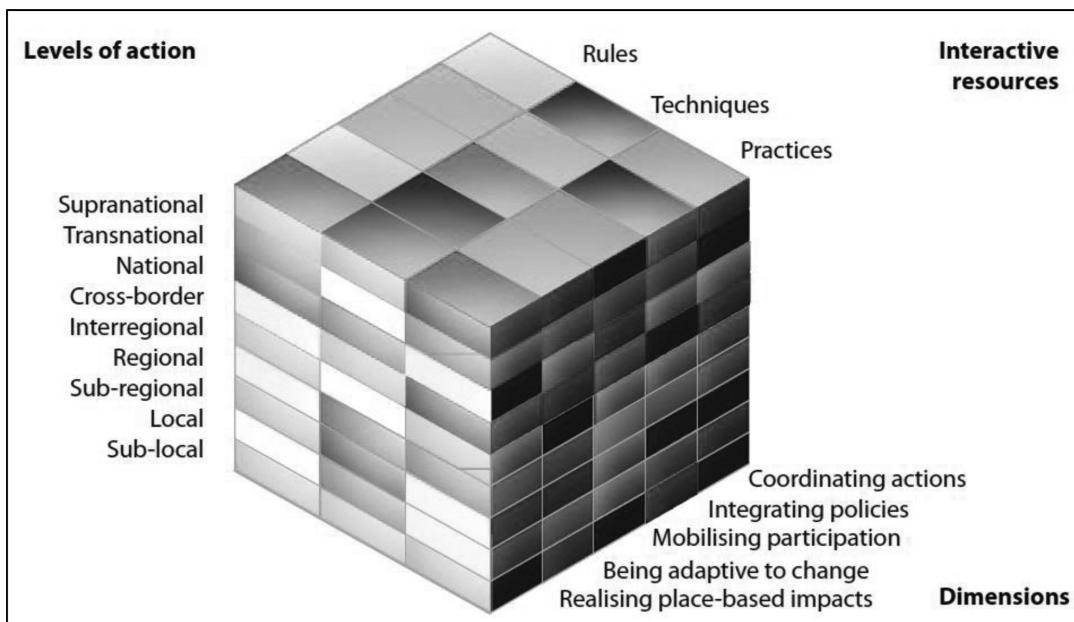


図3 欧州におけるより良い地域ガバナンスの“ルービックキューブ”(ESPON, 2014)⁽²⁴⁾

図3は、第1章で触れた欧洲空間計画のデータ作成機関、ESPONが作成した「ルービックキューブ」である。これは、EU域内で起こりうる地域政策の開発ガバナンスについて、縦軸に①活動の次元(Dimensions: コーディネート活動、統合的政策、参加促進、変化の適応、場所ベースの効果測定)、横軸に②双方向的な資源(Interactive resources: ルール、テクニック、実行例)、高さに③行動のレベル(Levels of action: 超国家的、脱国家的、国家的、跨境的、リージョン間的、リージョン的、サブリージョン的、ローカル的、サブローカル的)を配して、さまざまな越境協力が3次元的にどこに当てはまるのかを示すトポロジー的モデルである。

この3次元モデルが、具体的に何を表現しているのかを見てみよう。まず、縦軸の「①活動の次元」である。EU域内の地域開発は、前述のESDPという欧洲の空間計画に基づいて実施される。その政策は、EU地域政策総局(DG Regio)が中心となり、加盟国政府の担当官庁が国土計画をESDPに沿う形で策定し、それが州や県レベル、そして市町村レベルの具体的な政策へと落とし込まれていく。図の「コーディネート活動(Coordinating actions)」は、そのような地域政策コーディネート

(spatiality)」、領域 (territory) に対応する「領域性 (territoriality)」、さらには、これは未だ学問的には議論が蓄積される途上ではあるが、スケール (scale) に対応する「スケール性 (scalarity)」という分析道具を設定することが必要となる。

空間性は、構成国国家の空間計画（国土計画）が EU 全域の空間計画の中でどのような戦略性をもって位置づけられ、相対化していくのかを検証する概念となる。領域性は、国家領域という国境によって画定された「なわばり」が、どのような戦略に基づいて相対化、あるいは絶対化していくのかを分析する有効なツールとなる。さらに、CBR のスケール性を分析することで、国家の入れ子状のヒエラルキーから、CBR を構成する地方政府が逸脱する指向の意味を知ることが可能となる。空間性、領域性、スケール性という、これら 3 つの戦略的概念を援用することで、ミクロリージョンでの社会空間の調整行為によって生み出されるパワーがどのようなものであり、国家アクターのみならず地方政府や関連 NGO が、パワーの生成にどのように関与するのかも明らかにできる。

前章までで議論してきたように、ミクロリージョンは、その地域空間に必ず国境を内包し、そのことゆえに隣接する国家同士の「国家主権」の問題を直接的に孕み、同時に、その問題が一般化されるだけでなく、その国境の領土的特性によって個別の意味も付与されている。ここで重要なのは、主権国家が行使するパワーが、ミクロリージョンという政治的空間の中で、どのように読み替えられ、新たなものに作り替えられていくのかを考察することである。

リア的主権国家空間には存在しなかった、新しく生み出された空間という点である。次章では、この新しい空間の観点からの分析を進めていこう。

3. マクロリージョンとミクロリージョン：2つの国家主権からの「はみだし」の意味

では、ミクロリージョンにおける CBC の特殊性を、どのような学術的観点から検証すればよいのであろうか。Allen は、このような空間におけるパワーを、社会的相互作用が生み出す関係性の効果 (a relational effect of social interaction) としてとらえている⁽²²⁾。また、Truffer らは、社会空間的埋め込み (socio-spatial embedding) や多階層性 (multi-scalarity) が、地理学が取り組むべき中核的な課題であると指摘する⁽²³⁾。これらを手掛かりに考えると、CBR という社会空間に、どのようなスケールからのアクターの埋め込みが行われているのかが重要な視角となろう。そして、そのミクロリージョンという新しい社会空間で、社会的相互作用が生み出す「関係性の効果としてのパワーの在り方」の分析こそが、主権国家の国境画定を前提とするウェストファリア的社会空間を、どのように変容させているのかを検証する手掛かりとなる。

ミクロリージョンのように、国家領域を逸脱し、新しく生み出された政策領域としての地域の分析では、国家間の主権の調整がどのように行われるのか、政治地理学で使用される空間 (space)、領域 (territory)、スケール (scale) のような概念を援用しながら、その新しい地域の戦略性を分析することが重要となる。CBC の推進という社会的相互作用を通じて、空間 (space)、領域 (territory)、スケール (scale) が政治的戦略性を持ちはじめ、それらの社会的相互作用を通じて、CBR という新しい空間で主権の調整の結果としてのパワーが生み出される。これらの 3 つの概念は、それ単体ではなく、それぞれ、調整過程への戦略的行為を伴うので、空間 (space) に対応する「空間性

ぎて、CBCが行われる空間を、加盟国の適切な法律的文脈に落とし込む作業が困難になることも考慮しなければならないとする⁽¹⁸⁾。実際に、このようなCBRを含みこんだ大きな協力の設計図あるいは青写真となる、マクロリージョンレベルの空間計画(spatial planning)の出現は、欧州空間計画のための基本データ整備を目的とするESPONユニット(European Observation Network for Territorial Development and Cohesion)、さらにはバルト海空間計画VASAB(Vision and Strategies Around the Baltic Sea)の登場まで待たなければならなかった。

ここで言う「空間」は、地域開発のための「空間計画(spatial planning)」の空間を指し、後述する政治地理学における「空間(space)」概念である。EUでは、日本の国土計画にあたる欧州空間計画(European Spatial Development Perspective:ESDP)が策定され、その後、それがマクロリージョンの空間計画に落とし込まれていった。ミクロリージョンのCBCは、基本的には、このマクロリージョンの空間計画に従って策定されていく。

すなわち、CBCが始まったころの空間計画の策定は、純粹に加盟国の権限であり、国内空間計画は策定されても、ESDPのように国境を越えて隣国との空間計画が共有されることはなかった。Decovilleらの指摘のように、その異なった地域開発の青写真を国境の両側で共有し、それぞれの国家の法的枠組みと整合性を保ちながら具体的な行動に「翻訳できる戦略」を策定することは、非常に難しかったのである⁽¹⁹⁾。これは、空間計画と国家主権のせめぎあいの問題ととらえることができよう⁽²⁰⁾。

ここまで検討してきたように、国境を接している地域は、それぞれその領土的特性をもち、その領土的特性が隣接しあい、国境地域に個別の意味を持たせるのである⁽²¹⁾。そして、そこに共通するポイントは、隣接する国家同士の「国家主権」の問題を、空間計画などの中で、どのように克服しながらCBCの進展を図るかである。さらに、ここで重要なポイントは、そのミクロリージョンは、これまでのウェストファ

見ると、自国のマイノリティグループではあっても、その民族や文化グループが隣国のマジョリティを占めているケースであることがわかる。つまり、このとき、CBRにおいては、この自国のマイノリティについての取り扱いは、マジョリティとして政治のイニシアティブを握っている隣国の働きかけが重要なポイントとなるのである。この民族的文化的視座は、CBRの1つの特徴とも考えられる⁽¹⁶⁾。

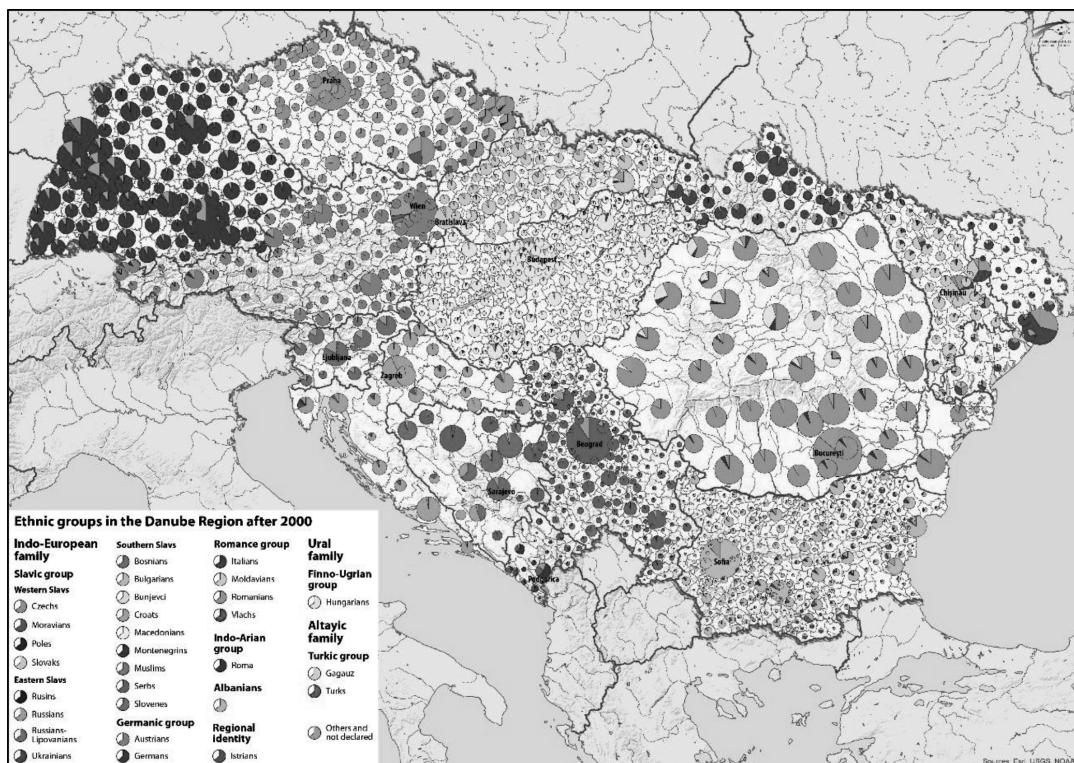


図2 2000年以降のドナウ川流域における民族グループ (CESCI, 2019)⁽¹⁷⁾

また、4の国境そのものの在り方が直接的、間接的にCBRの開発あるいは非開発に結び付くというのは、国境にはさまざまな様態があり、その様態がCBCによって解決しうる特定の課題を浮き上がらせることを指す。これは、逆に言うと、山岳や河川のような自然境界の在り方がCBCを阻む要因ともなりうる。

Decovilleらは、CBCが発展する初期段階として、「一体的な越境協力の空間」を生み出そうとするあまり、アプローチが観念的になりす

2. 通常、インフラやサービスが不足している
3. 多文化・多民族の社会構成が見られる
4. 国境そのものの在り方が直接的、間接的に跨境地域の開発あるいは非開発に結び付く

(筆者訳)

Berzi の指摘を具体的に考察してみよう。1 は、国境の両側では異なる政治的・行政的なカルチャーが存在し、国境そのものが相対化されても、実質的な隔離性と非透過性が存続し、CBC が促進されない要因ともなりうることを指す。Bufon が指摘するように、CBC は、参画するアクター、すなわち、地方政府群の性質上、その大部分が依然として行政的かつ官僚的な性格を帶びており、CBR の住民の実際の生活やニーズには、ごく一部しか対応していないのが現状であった⁽¹⁵⁾。参加アクターのそのような行政的かつ官僚的な性格は、予算措置などに顕著に表れ、地域の非開発に直接的な影響を与える、すなわち、CBC の障壁となりうるのである。

また、2 のインフラやサービスの不足はどうであろうか。国境地域は当該国の周縁地域にあたり、首都などと比較するとインフラの整備が遅れ、行政サービスも手薄になりがちである。政治が資源の再分配を実施するにあたり、当然、国内的な行政サービスに優先順位が振り分けられ、地方自治体外交の一環に位置づけられる CBC に振り分けられる予算や人的資源などは、後回しになる可能性が高い。

では、3 の多文化・多民族の社会構成について考えてみよう。隣接国的主要民族の周縁地域が国境を越えて、かつて入り込んでいたケースに見られるように、自国の主たる文化や民族と異なった他文化・他民族によって CBR の社会が構成されていることがある。自国内でマジョリティを占める民族や文化には予算措置も振り分けられやすいが、周縁地域のマイノリティまで政策的なケアがどこまで届くかは、やはり政治的優先順位の問題となる。この状況を地図（図2）上で俯瞰的に

んでいることである。

国境には、主権国家の領域境界として、当然ながら隔離性と非透過性があり、これが CBC を阻む要因になりうる⁽¹¹⁾。CBRにおいては、それが大河や山岳のような自然境界でなく、戦争の結果として画定された国境の場合もある。「もうひとつのベルリン」とも呼ばれるイタリアの Gorizia とスロベニアの Nova Gorica は、もともと 1 つの町であったが、国境によって西側と東側に隔離された。国境の画定によって、1 つの生活圏が 2 つに分断され、両者の透過性が遮断されることになる。時が経ち、東西冷戦の終結とともに、この Gorizia と Nova Gorica のケースを含め、もともと 1 つの生活圏であった多くの地域で、このような分断を超克する方法論として CBC が採用されたのである。

Eckardt らは、CBC は、このような第二次世界大戦が生み出した分断を超克し、法律的な革新を生み出す「孵卵器 (incubator)」となったのだと位置づけており、この孵卵器の例えは、INTERREG⁽¹²⁾ や EGTC の CBC 促進への制度的役割をうまく説明づけているとも考えられる⁽¹³⁾。その孵卵器の必要性は、EU 統合の拡大と深化によって、CBR における日々の生活の国境両側の緊密性が増加し、CBC の必要の種類が増加し強度が高まっていく一方、依然として、隣国同士の国家主権の問題の調整が進んでいなかった、当時の現状の中で大きくなっていたのである。

では、国境には、克服しなければならない、どのような隔離性と非透過性があり、政策遂行上の具体的な問題点となっているのであろうか。Berzi は、CBR を「国家境界を跨ぐ、ある程度広範または狭小な地域で、その領土的特性（地理的、物理的、社会経済的、文化的、政治的）が、国境機能の発展、および国家、国際、地方レベルの政策の変化に影響を受ける地域」であるとした上で、以下のようなポイントがあると指摘する⁽¹⁴⁾。

1. 異なる政治的・行政的なカルチャーがある

み立てていくことにしよう。

2. 跨境協力（CBC）とは何か

ここで、まず、ミクロリージョンで促進される CBC とは何かについて考えてみよう。欧州の地方政府の外交権を認めている欧州評議会（Council of Europe : CoE）は、「地域共同体または地方政府間の国境を越えた協力に関する欧州枠組み条約（European Outline Convention on Transfrontier Co-operation between Territorial Communities or Authorities）」⁽⁸⁾ の第 2 条で、以下のように定義している。

2つ以上の締約国に属する地域コミュニティまたは当局間の隣人関係を強化および発展させることを目的とした、あらゆる協調的行動、ならびにこの目的のために適切な協定および取り決めの締結

（筆者訳）

もちろん、EU と CoE は異なる条約に基づく国際組織ではあるが、実際には EU の加盟国はすべて CoE の加盟国でもあり、CBC については EU と CoE が協働しながら当たっている⁽⁹⁾。また、CBR の地方政府で組織される欧州国境地域協会（Association of European Border Regions : AEBR）は、『実践的ガイド』の中で、CBR を

国境沿いの地域および地方機関が、あらゆる生活分野において、すべての関係者を巻き込んで行う直接的な近隣協力

（筆者訳）

と定義している⁽¹⁰⁾。それぞれの定義で重要な点は、跨境する地域コミュニティの「生活分野」に直結する課題に対する協力内容を盛り込

は72のEGTCが設立・運営されており、そのうち24件がハンガリー国境、23件がフランス国境のミクロリージョンに存在する⁽⁶⁾。

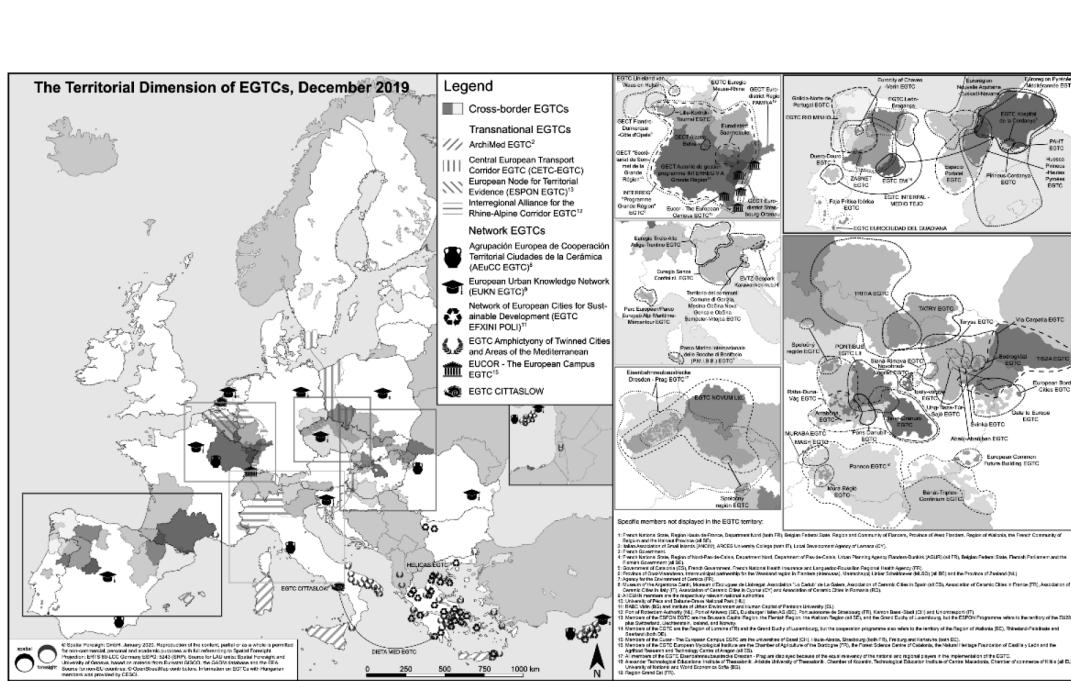


図1 2019年のEGTC（出典：Spatial Foresight）⁽⁷⁾

では、当時、このEGTCを積極的に利用し始めたCBRの地方政府群の行動は、どのような意味を持つのだろうか。このことから、次のような学術的「問い合わせ」が浮かび上がる。「なぜ、ハンガリー国境とフランス国境のCBRで、EUのEGTCの過半数を占めるのか。これは何を意味するのか」である。そして、この問い合わせに対して予測されるのは、「国境の相対化を促進する意味で、ハンガリー国境のEGTCは“旧東欧諸国地域へのEU統合の拡大”を担う地域政策モデルであり、フランス国境のEGTCは“旧西欧諸国地域のEU統合の深化”を担う地域政策モデルである」との仮説である。すなわち、EUは、この国家主権と国家主権がせめぎあい、断絶を基本とするCBRの性質を、EGTCなどの制度整備を行いながら相対化させることで、EU地域政策における深化と拡大を促進してきたと言える。この仮説についての詳細な考察は別稿に譲るが、本論文では、この学術的問い合わせに答えるために、まず、EU地域政策分野におけるパワーの変容に関する理論的枠組みを組

1. この規則が定める条件と取り決めに従い、欧州における領域的協力団体（以下、EGTC という）を、共同体領域内に設立することができる。
2. EGTC の目的は、経済的・社会的結束の強化という高次の目的に従って、第 3 条第 1 項が示す構成員間の、国境間協力（cross-border cooperation）・脱国家間協力（transnational cooperation）・地域間協力（interregional cooperation）を容易にし、かつ促進することにある。
3. EGTC は、法人格を有するものとする。
4. EGTC は、各加盟国において、その国内法の下で法人に与えられる最も広範な法的能力を有する。特に、動産・不動産の取得と売却、スタッフの雇用、そして、訴訟当事者となることを可能とするような法的能力である。

（筆者訳）

2 で記述されているように、EGTC は、「国境間協力」「脱国家間協力」「地域間協力」を促進するための国際法人である。この 3 つは、「国境間協力」がミクロリージョン（前述の①）、「脱国家間協力」がマクロリージョン（同②）、「地域間協力」がメガリージョン（同③）の協力を、便宜的に示している。

興味深いことに、この EGTC 規則が2006年に施行されるとすぐに、②や③ではなく、とりわけ①のミクロリージョンで活発な動きが始まった。ハンガリー・スロバキア国境、フランス・ベルギー国境に、EGTC がそれぞれ設立されたのである。ハンガリーでは、国境の相対化を促進するためのシンクタンク CESCI (Central European Service for Cross-border Initiatives) が、そして、フランスでは CESCI の姉妹組織ともいえるシンクタンク MOT (Mission Opérationnelle Transfrontalière) が設立され、これらが両国境地域で EGTC の設立コンサルタントの役割を果たしてきている。その後、10年強の間（2019年10月）に、EU で

ンターパートとなる法人と協力関係を推進する方法を採用してきた。この方法では、国境を越えて事務局引継ぎや移転が生じたときに、大きな問題を引き起こすことになる。つまり、この EGTC が画期的なのは、その法人格が 1 加盟国の国内法を設立根拠とせず、EU 規則によって EU の国際法人としての法人格を有する点にある。EGTC を設立し、この協力枠組みを使うことで、国家中央政府のヒエラルキーの中に埋め込まれた地方政府にとって、「自らの管轄領域にある国境」が相対化され、隣接する隣国との CBC が一気に促進されることが可能となる。

これを、わかりやすいイメージで表現してみよう。日本でも、村や町のような予算的に小規模な地方政府単体では実施が難しい行政サービスについて、「消防広域行政組合」や「水道整備広域行政組合」など、複数の地方政府が新しい行政領域を創設して住民サービスにあたることがある。この場合は「規模の経済」を探求する意味での広域行政組合の設立であるが、EGTC は、「越境する課題」のための、国家領域を跨いだ地方政府間広域行政組合の設立であると考えるとわかりやすいであろう。また、参加するアクターも、CBC を促進する目的であれば、地方政府にプラスして NGO 的な組織の参加をも可能ならしめている。

ここで、簡単に、EGTC とはどのようなシステムであるのかを見ておこう。本論文の目的は、事例研究の前提となる理論的枠組みを整理、検証することにあるので、EGTC そのものの詳細な事例研究的議論は別稿に譲り、国家主権との関係で重要なポイントだけを押さえておきたい。EGTC は、European Grouping of Territorial Cooperation の略で、和訳としては「欧洲における領域的協力団体」と訳出できる⁽⁵⁾。2006年7月5日付 欧州における領域的協力団体 (EGTC) に関する欧洲議会・欧洲理事会規則 (EC) No. 1082/2006 (REGULATION (EC) No 1082/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 5 July 2006 on a European grouping of territorial cooperation (EGTC)) は、第1条「EGTC の性質」で以下のようにその概要を定めている。

EU の他政策分野との協働によって、これまで予算措置がつけにくかった特定の課題についての協力が進むことになる。

表1 EU 地域政策の INTERREG⁽⁴⁾

呼称	英語	EU 地域政策	内容	領域規模
跨境協力 (CBC)	Cross-border Cooperation or Transfrontier Cooperation	INTERREG III A	隣接する市町村レベルの地方政府、あるいは、州レベルの地方政府が、2つ、あるいは3つ以上で実施する地方政府間協力	ミクロリージョン
トランサンショナル協力	Transnational Cooperation	INTERREG III B	市町村レベル、州政府レベルだけでなく、国家中央政府も含み込み、比較的大きな領域をカバー	マクロリージョン
リージョン間協力	Interregional Cooperation	INTERREG III C	国境で隣接しない州政府間などの協力	メガリージョン

筆者作成

これら3つの越境地域の協力が進展するにつれて、ある問題がクローズアップされるようになった。それは、その協力組織の事務局をどこに設置し、どのように運営するのかという問題である。これは、その設置地点によって、法人として拘束される加盟国の国内法が異なり、税制措置や土地取得などの権利などにも及ぶからである。

こうした問題を受けて、2006年に、EU 地域政策に画期的な規則が導入された。常設的な越境法人の設立を可能にする EGTC 規則（欧州における領域的協力団体に関する欧州議会・欧州理事会規則。詳しくは後述）である。それまでは、CBC を促進する団体は、参加地方政府内に契約関係を結んだ事務局を設置したり、団体事務局を当該国の会社組織にするなどして、加盟国の国内法に拘束され法人格を取得し、他国のカウ

という任意団体を設立するなど、さまざまな取り組みは実施されてきた。これは、第一次・第二次世界大戦のみならず、歴史的に領土の争奪が繰り返され、人々の日々の「生活圏」と、人工的に画された「国境圏」、すなわち国家領土とにズレが生じてきたことに端を発する。欧洲の大陸地域で、特に、跨境地域の越境協力の生活実感からの必要性が、このような歴史的経緯にあることは重要な点となる。

EUも、その政策群の中に地域政策を策定し、地域政策総局(DG Regio)を設置し、欧州委員会委員のひとりをその責任者に任じてきた。そして、1990年にINTERREG プログラム⁽²⁾という地域政策パッケージを導入し、これまでの越境協力を

- ① ミクロリージョン
- ② マクロリージョン
- ③ メガリージョン

という3つの越境地域に分け、その整備を進めてきた。本論文では、この3つの形態の一般呼称として、「越境地域」を使うこととする。①のミクロリージョンは、大陸における跨境地域と、海洋の群島跨境地域とによって構成される⁽³⁾。①のミクロリージョンレベルでの越境協力も、シェンゲン協定による人的な往来の増大や、INTERREG の予算措置が付けられるにつれて活発化し、参加地方政府の数も増えていった。②のマクロリージョンは、海洋の沿岸地域、国際河川の流域など、国家領域を逸脱した形で形成された、①よりも広い領域である。バルト海地域や北海地域などのマクロリージョンでは、地域開発のグランドデザインが策定され、それへの予算措置も進み、地域協力は進展した。③のメガリージョンは、基本的にEU全域を指し、空港を抱える地域などの特定の課題について、国境を問題とせず協力を推進するための政策的領域である。このメガリージョンは、①にも②にも該当しないような特定の課題について、EU域内どこでも越境協力が組めるので、

~~~~~  
論 説  
~~~~~

EU ミクロリージョンへの ポスト・ウェストファリア的批判的視座

柑 本 英 雄

1. 欧州における跨境地域

本研究の目的は、欧州連合（EU）の深化・拡大局面における「領域的結束（Territorial Cohesion）」の意味が表出する地域、つまり「国境を跨ぐ地域（跨境地域）」（Cross-border Region : CBR）、中でも「ミクロリージョン」と呼ばれる地域が、どのように変容を遂げながら領域的結束の促進に寄与してきたのかについて検討することにある。このことの学問的なインプリケーションは、このミクロリージョンにおいて、政治地理学の概念を用いて国境の意味変容を分析することにより、EU加盟国における国家主権の意味が、どのように地域政策分野で相対化されるよう制度設計されてきたのかを明らかにしうることである。本論文では、全体で、まず、これら一連の研究における跨境地域の越境協力事例分析のための概念整理をしておきたい。

はじめに、EU がどのようにミクロリージョンにおける跨境協力（Cross-border Cooperation : CBC）を推進してきたのか、簡単にその歴史的概略について触れておこう。EU が越境協力の役割に着目する以前から、欧州では歴史的に、カルパチア地域⁽¹⁾のように、国境を挟んだ地方政府が越境連絡協議会的組織であるユーロリージョン（Euroregion）

政經研究 第六十二卷 索引

論 説

イギリス保守党における
「保守」党ラベル導入の経緯と背景

渡邊容一郎 ……二（一）
号

二〇一二四年欧洲議会選挙と右派政党
——何が統一会派を妨げるのか——

山本直 ……二（四二）
二（一）

行政学と徳倫理学

——予備的考察と応用研究の意義の検討——

鏡圭佑 ……一（一三〇）
一（一）

国際経営における経営倫理の意義と課題

——企业文化とリーダーシップの観点から——

鈴木貴大 ……一（一五四）
一（一）

市町村合併後の地域自治

——地域間の政策学習を中心にして——

見玉博昭 ……一（一八八）
一（一）

戦争を追体験する「装置」としてのテレビドラマ

——NHK・民放の三作品のテクスト分析を中心にして——

米倉律 ……三（一）
一（一）

地方行政における行政学の潮流の層化
——栃木県の行政改革大綱を事例に——

児玉博昭・三（一三〇）

EUミクロリージョンへの
ポスト・ウェストファリア的批判的視座

柑本英雄・三（一五八）

研究ノート

カザフスタンの
行政区画構造と地方政府

竹高 竹本 橋
絵広 亨里 雅
…… 三（一〇〇）

サン＝シモンのキュヴィ工宛て自筆書簡
とアンファンタンのメダル

川又 祐一（九〇）
二

ゼツケンドルフの自筆書簡と
エルンスト敬虔公のメダル

川又 祐三（六四）

(2) 校正は1週間程度で返却しなければならない。著しい返却の遅滞は、次号掲載になることもありうる。

以 上

5. 原稿の作成

- (1) 原稿は、A4用紙に適当な文字数で打ち出す。
- (2) 分量の上限は、文字数で概ね22,000字（刷り上がり約25頁）とする。それを超えるものについては、原則として分割して掲載する。ただし、編集委員会は、他の掲載原稿のページ数を勘案し、その上限の変更を認めることができる。なお半面1ページ大の図表1枚につき900字を原稿文字数に含めるものとする。
- (3) 連載を前提とする長大な原稿についても、完結分までの完全原稿を投稿するものとする。
- (4) 表題と氏名には、和文表記および欧文表記を併記する。
- (5) 注、参考文献の表記法は、当該分野の慣例に従うものとする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、投稿票、要旨（800字程度）と合わせ、デジタルデータで研究事務課に提出する。
デジタルデータは、原則として電子メールの添付ファイルで研究事務課宛に送付する。
- (2) 原則として、投稿締切日を過ぎた原稿は受け付けない。
- (3) 原稿提出後の原稿の差し替えはできない。

7. 審査

別に定める「日本大学法学部機関誌審査要領」に則って行う。

8. 校正

- (1) 執筆者による校正は、原則再校までとする。加筆、訂正は最小限とし、特に再校時に頁数が変わるような加筆や削除は避ける。再校返却の際は、タイトル頁に「校了（または責了）」と明記する。

3. 研究倫理の遵守と権利保護

- (1) 投稿原稿は未発表のものに限る。他誌との二重投稿は認めない。また注釈なく自己の既発表著作と重複する記述をすることは認められない。
- (2) 剥窃、捏造、改ざん等の研究不正を行ってはならない。また投稿原稿については、著作者が適正に表示されていなければならない。
- (3) 研究・調査対象に関する権利保護（資料の使用許諾や個人情報保護に関する同意等）、および翻訳に関する権利について、必要な手続きを投稿前に完了していかなければならない。
- (4) 利益相反に関する倫理を遵守するとともに、利益相反情報を申告しなければならない。
- (5) 機関誌に掲載された著作物の著作権のうち、複製権および公衆送信権を日本大学法学部に譲渡する。ただし、著者自身による複製権および公衆送信権の行使を妨げない。

4. 原稿種別

投稿は以下の種別で受け付ける。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究（『日本法学』のみ）
- (4) 特別講演
- (5) 翻訳
- (6) 資料
- (7) 書評
- (8) 雜報

日本大学法学部機関誌執筆要領

令和3年11月18日機関誌編集委員会決定
令和3年12月15日 執行部会議承認
令和3年12月16日 教授会報告
令和4年 4月 1日 施行

1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）にかかる機関誌に投稿する際の基本的手順について定めるものである。

2. 投稿資格者

- (1) 法学部、法学研究科および法務研究科の専任教員、名誉教授および定年退職した元専任教員
- (2) 以下の者については、編集委員会の審議を経て単著の投稿を認めることがある。なお、投稿に際しては、法学部専任教員の推薦状を必要とする。
 - ① 法学部非常勤講師
 - ② 法学部客員教員
 - ③ 法学部以外の日本大学専任教員
 - ④ 法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
 - ⑤ 法学部校友および法学部関係者で研究業績が認められる者
- (3) 学外の研究者は、法学部専任教員の投稿の共著者となることができる。
- (4) 大学院法学研究科博士後期課程学生は、指導教員の許可を得て『日本法学』に「判例研究」を投稿することができる。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、退職記念号および追悼論文集については、別の定めによる。

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに關しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

柑兒竹竹高川米
本玉本本橋又倉
英博 絵広
雄昭亨里雅祐律

執筆者紹介

日本大学教授
広島市立大学教授
同志社大学嘱託講師
日本大学教授
日本大学教授
日本大学教授

揭載順

機関誌編集委員会

大生前野山松野中友高杉佐小黒大久保大石久瀬
嵩垣西中本島村山岡畠本藤林滝橋岡橋野瀬
久琴一貴 雪和明史英竜 聰真拓 正美
敏絵馬弘直江彦広仁郎也英明子也聰孝典亨昇

政經研究第六十二卷第三号

令和七年十一月十五日 印刷
令和七年十一月十五日 発行 非売品

編集責任者　小田 司　日本大学法学会

発行者 日本大学法学会
電話〇三(五二七五)八五三〇番

印刷所 株式会社メディオ
東京都千代田区神田猿楽町二一四 A&Xビル
電話〇三（三三一九六）八〇八八番

S E I K E I K E N K Y U
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 62 No. 3 December 2025

~~~~~  
**CONTENTS**  
~~~~~

ARTICLE

Ritsu Yonekura, *Television Dramas as a “Device” for Reliving War:
Focusing on Text Analysis of Three Works by NHK and
Commercial Broadcasters*

MATERIAL

Hiroshi Kawamata, *V. L. v. Seckendorff’s Autograph Letter and the
Medal of Ernest the Pious (Ernst der Fromme)*

NOTE

Hiromasa Takahashi, Eri Takemoto, Toru Takemoto, *Administrative
Division Structure and Local Governments in
Kazakhstan*

ARTICLES

Hiroaki Kodama, *Layering of Administrative Paradigms in Local
Administrative Reform: A Case Study in Tochigi
Prefecture*

Hideo Kojimoto, *A Post-Westphalian Critical Perspective on the EU
Microregions*